

第3章 災害応急対策

第1節

災害対策本部の組織・運営

【災対本部】全部・班 【災対各地区本部】全班

【関係機関】県（危機管理部、いわき地方振興局）、防災関係機関

1 計画の目的

大規模地震や津波発生時において、市及び防災関係機関は、平時に各部署が持つ専門知識や人的ネットワークを最大限に活かし、被災者の救援・救助を強力に推進する体制を整える。

＜達成目標＞

市は、多発する災害応急対策のなかで、人命の救助を最優先とし、限られた人員を効率的に配備し、市の組織が一丸となって災害応急対策にあたるため、発災後すみやかに災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するとともに、必要に応じて災害対策各地区本部（以下「災対各地区本部」という。）を設置し、必要に応じて災対各地区本部に職員を派遣するなど、災害に対し本市の総合力をもってあたる。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	災害対策本部の設置 津波危険地域等に対する避難指示の発令 第1回本部会議の開催 職員の非常参集指示
発災から3時間以内	第2回本部会議の開催 各地域の被害概況の把握 自衛隊の災害派遣要請を検討・決定 避難所の開設状況の把握 関係機関に防災会議連絡員室への出動を要請 市民へのメッセージ
発災から6時間以内	協定締結自治体への応援要請
発災から12時間以内	被害状況の集約 避難者数の把握 安否情報の提供 災害救助法適用申請の検討
発災から24時間以内	
発災から72時間（3日）以内	本部組織の見直し再編
発災から1週間以内	激甚法適用申請の検討

3 出動体制

(1) 勤務時間内の配備

市内で震度4以上を観測する地震が発生した場合、または大津波警報、津波警報・注意報が発表された場合は、あらかじめ定めた参集区分に応じただちに災害応急対策の実施にあたる。

この場合、学校（幼稚園を含む。）、保育所及び出先機関等においては、児童・生徒、市民等の安全確保を最優先としつつ、災対本部または災対各地区本部が実施する災害応急対策に従事または協力する。

なお、以下の点を遵守する。

ア 職員は、配備についていないときも常に災害に関する情報、災対本部・災対各地区本部の指示に注意する。

イ 原則として行事、会議、出張等を中止する。

ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁せずに待機する。

エ 災害現場に出動する場合は、腕章または名札を着用する。ただし、情報収集等の応急活動に支障のあるときは、この限りではない。

オ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

(2) 勤務時間外の出動・配備

① 災害対策命令

勤務時間外に震度4以上の地震が発生または津波警報等が発表された場合、当該事象の発生または発表をもって職員に災害対策の出動命令が発令されたものとし、参集区分に応じただちに配備場所へ出動し、災害応急対策に従事する。

② 出動基準

ア 勤務時間外における職員の出動は、原則として休職や産休・育休、病休等による出動不能者を除き、配備体制ごとに定められた対象職員がすみやかに出動する。

イ 参集計画に定められた施設に出動できない場合は、最寄りの災対各地区本部または公共施設に出動し、自らの安否及び周辺の被災状況等について所属部等に連絡し、指示を受ける。

ウ 出動が不可能な職員は、所属部等の長または災対各地区本部班長に出動が不可能な旨を連絡するとともに、出動が可能となった時点ですみやかに出動する。

a 出動手段

出動時の交通手段は、可能な限り自転車、バイクまたは徒歩とする。

b 出動途上の措置

職員は、出動途上において可能な限り被害状況を調査し、所属部に報告する。また、要救護者を発見したときは、救護措置を実施後にすみやかに出動する。

c 出動時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する装備により出動する。

【登庁の際の携行品】

- ・身分証明書
- ・雨具、防寒着、軍手等
- ・作業しやすい服装
- ・1日分以上の食料及び飲料水（携行またはあらかじめ職場内で備蓄に努める。）
- ・ラジオ、懐中電灯など

(3) 職員の初動配備場所

各部等ごとに作成する「初動対応マニュアル」において定める。

4 災害対策本部及び災害対策各地区本部の設置・廃止基準

(1) 設置基準及び設置場所

市長は、市の地域で次に掲げる事象が発生した場合は、ただちに災対法第23条の2に基づく災対本部を、また各支所には災対各地区本部を設置する。

ア 職員の配備体制と配備内容は、以下のとおりとする。

配備体制と参集職員

		配 備 内 容			避難所の開設基準等
		配備時期	参集職員	災害対策本部	
配備体制	警戒体制	いわき市で震度4の地震が観測された場合	災害対策課長、危機管理課長 各部非常連絡員（統括主幹等） 危機管理部（災害対策課、危機管理課、原子力対策課） 総合政策部（広報広聴課） その他各部長が指名する者 災対各地区本部（総務班）	各部各支所の連絡を密にし、災害対策本部第1配備体制に円滑に移行できる体制とする。	
	第1配備体制	いわき市で震度5弱の地震または長周期地震動階級3が観測された場合、もしくは津波注意報が発表された場合	（上記に加え） 副市長（危機管理部担当） 危機管理部長 総合政策部長 総務部長 保健福祉部長 こどもみらい部長 土木部長 教育部長 危機管理部次長 生活排水対策室長 災害対策課、危機管理課、原子力対策課の全職員 各部長が指名する者 平、小名浜、勿来、四倉、久之浜・大久地区本部長・副本部長及び各班長並びに避難所班員 常磐、内郷、遠野、小川、好間、三和、田人、川前地区本部の総務班長及び災対地区本部長が指名する職員	災害対策本部を第1配備体制で設置し、状況に応じて第2配備体制に移行できる体制とする。	①津波注意報が発表された場合、沿岸部全避難所について確認待機を行い、避難者がいる場合は、開設する。 ②地震によって、家屋等の被害が発生し、避難者がいる場合は、開設する。

	第2 配備 体制	いわき市で震度5強以上の地震が観測された場合、または津波警報が発表された場合	(上記に加え) 市長、副市長 各部の部長・副部長、各班の班長・副班長 平、小名浜、勿来、四倉、久之浜・大久地区本部の全職員 常磐、内郷、遠野、小川、好間、三和、田人、川前地区本部長・副本部長、各班長及び災対各地区本部長が指名する職員	災害対策本部を第2配備体制で設置し、状況に応じて第3配備体制に移行できる体制とする。	①震度5強の地震が観測された場合は、すべての避難所について巡回確認を行う。 ②津波警報が発表された場合は、沿岸部のすべての避難所を開設し、その他のすべての避難所の巡回確認を行う。
	第3 配備 体制	① いわき市で震度6弱以上の地震または長周期地震動階級4が観測された場合、もしくは大津波警報が発表された場合 ② 本部長が災害に対し、市職員が総力を挙げて対応することが必要と判断した場合	全職員（ただし、病休、休職、産休・育休及び出向中の職員を除く。）	災害対策本部を第3配備体制で設置し、全組織をあげて対応する。	①震度6弱以上の地震または長周期地震動階級4が観測された場合は、すべての避難所について確認待機し、避難者がいる場合は開設する。 ②大津波警報が発表された場合は、沿岸部のすべての避難所を開設し、その他のすべての避難所で待機確認を行う。

※ 遠地津波の場合、津波注意報が発表された場合は、本部及び沿岸地域を管轄する災対各地区本部（平、小名浜、勿来、四倉、久之浜・大久）を設置し、その他の災対各地区本部は自宅待機とする。ただし、津波警報または大津波警報が発表された場合は、すべての災対各地区本部を設置する。

イ 北海道・三陸沖後発地震注意情報（以下、「後発地震注意情報」という）が発表された場合の職員の配備体制と配備内容は、以下のとおりとする。

	配備等
設置組織	いわき市災害対策本部
設置時期	後発地震注意情報の発表と同時
組織構成	先発地震による配備体制を継続または警戒体制
解散時期	防災担当大臣等から後発地震に特に注意すべき期間が終わった旨の呼びかけが行われたとき。

ウ 災対本部は、市役所本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し機能を確保することができないときは、他の市有施設（第1順位は、消防本部4階会議室）に設置する。

エ 災対各地区本部は、市役所本庁舎（平地区本部）または各支所庁舎に設置する。ただし、庁舎が被災し機能を確保することができないときは、他の市有施設に設置する。

(2) 廃止基準

市長は、災害復旧対策が概ね完了したと認められたときは、災対本部、災対各地区本部を解散する。

(3) 設置及び廃止の通知

市長は、災対本部、災対各地区本部を設置し、または廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。

5 避難所の開設

市長は、災害の状況に応じて、施設管理者、自主防災組織等と協働で避難所の開設を行う。避難所に配備する職員は、本部長または災対各地区本部長があらかじめ指示する職員とし、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者の収容、負傷者の救護、避難所の開設、運営及び地区の被害状況の調査を行う。

6 災害対策本部及び災害対策各地区本部の体制

災対本部及び災対各地区本部の体制は、いわき市災害対策本部条例及びいわき市災害対策本部要綱に基づき定める。

(1) 災対本部（本庁舎に設置）

市長は、市の地域、あるいは支所地域において、災対本部及び災対各地区本部の設置基準に達する事象が発生した場合は、市長を本部長とする災対本部を設置する。

① 本部長

ア 本部長は、全市の統括及び全職員を指揮監督する。

イ 本部長は、副本部長及び本部員を指名し、必要に応じ災対本部に部を設置する。

② 副本部長及び本部員

副本部長は本部長を助け、本部員は、災対本部の運営、本部長の命令・指示伝達等の事務に従事する。

③ 部

構成は、市部等設置条例等を参考とし、各部に部長、副部長を、また、部に属する事務を分掌するため、部に班を置く。部及び班の事務分掌は、いわき市災害対策本部要綱に定めるとおりとする。

(2) 災害対策各地区本部

ア 市長は、災対本部を設置した場合において、必要に応じて支所単位で災害対応事務を行うため、当該支所長（平地区にあっては、市民協働部次長）を災対各地区本部長とする災対各地区本部を設置し、災対各地区本部長は、所管地域の統括及び配備職員を指揮監督する。配備職員は、災対各地区本部長の指揮命令に従う。

イ 災対各地区本部に班を置き、各班の事務分掌は、いわき市災害対策本部要綱の別表に定めるとおりとする。

(3) 職員配備の把握、職員派遣

- ア 各部長または災対各地区本部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、配備職員のみでは災害対応が困難な場合は、災対総務部長に職員の応援について要請する。
- イ 災対総務部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握して、職員の適正配備を行うものとし、特に災対各地区本部へは、災害時応援協定等に基づく他自治体からの派遣職員も含めて迅速に応援職員を重点的に配置し、災対本部、災対各地区本部が一体となった災害対策を行う。

(4) 本部設置に必要な備品

- ・災害対策本部の看板
- ・有線電話（災害時優先電話）及びFAX、電子複写機
- ・防災行政無線（固定系、移動系）、消防無線、衛星携帯電話
- ・テレビ、ラジオ、プロジェクター、スクリーン、ハンドマイク
- ・国、県及び防災関係機関の緊急連絡先
- ・都市計画図、管内道路網図、住宅地図及びその他地図類、ハザードマップ
- ・パソコン（職員ポータル、地図情報システム等に接続可能なもの）
- ・ホワイトボード、模造紙、筆記用具等事務用品
- ・避難所台帳、避難行動要支援者名簿
- ・地域防災計画及び各災害対応マニュアル集、災対本部職員参集名簿
- ・職員名簿

7 指揮命令の順位

① 災害対策本部

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

第1順位 副市長（危機管理部担当）

第2順位 副市長

第3順位 代表監査委員

第4順位 教育長

第5順位 危機管理部長

② 災害対策各地区本部

災対各地区本部長は、災害対策を実施する上で、緊急事態等で災害対策本部に連絡するいとまがないとき、あるいはできない場合は、自らの判断により応急対策を実施する。

災対各地区本部長が不在の場合は、副本部長となる支所次長または消防署長等が指揮命令を行う。

③ 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、またはそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告する。

8 いわき市防災会議連絡員室の設置

市が災対本部を設置した場合、いわき市防災会議の構成機関等は、災対本部が設置された庁舎内等に連絡員室を設置し、職員を駐在させて、関係機関相互の情報伝達を行う。
また、必要に応じて市災害対策本部会議にオブザーバーとして参加できる。

第2節

防災関係機関の相互協力体制

【災対本部】 災対統括部、災対消防部 【災対各地区本部】 総務班、消防班

【関係機関】

- ・ 国（磐城国道事務所）、自衛隊、福島海上保安部、防災関係機関
- ・ 県（危機管理部、いわき地方振興局）、県消防防災航空隊、
県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 災害時応援協定締結自治体（中核市、県内各市町村、由利本荘市、延岡市、港区、宇部市、新潟市）
- ・ 災害時応援協定締結民間団体等

1 計画の目的

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、市は、中核市、県内市町村、友好関係のある遠地の自治体等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築している。

＜達成目標＞

市は、災害応急対策または災害復旧を円滑に実施するため、平時の業務や人的ネットワークを生かし、他の自治体や関係団体等との間で災害時の応援受け入れのための体制を確立する。

- ・ 災害時応援協定に基づく応援
- ・ 災害時の情報収集、連絡体制の確立及び情報の共有化
- ・ 円滑な応援の受入体制の整備

2 各段階における業務の内容

時 期	業務の内容	実施する者
発災から1時間以内	緊急消防援助隊の応援要請	市長（災対本部長）
発災から3時間以内	県知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼	市長（災対本部長）
発災から6時間以内	中核市等に対する協定に基づく応援要請	市長（災対本部長）
	民間団体等に対する協定に基づく応援要請	市長（災対本部長）
	関係機関に対する防災会議連絡員室への出動要請	災対統括部職員

3 各主体の責務

(1) 市の役割

- ア 被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合はすみやかに関係機関に応援または職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- イ 被害が市の広範囲に及ぶおそれがある場合には、市災対本部のある本庁舎または消防本部にいわき市防災会議連絡員室を設置し、防災会議に所属する関係機関等に対して参集するよう依頼する。

(2) 県の役割

- ア 市と連絡を密にして必要な応急対策を迅速に実施するとともに、相互に連絡体制を確立できない場合には、県職員の中からあらかじめ指名した情報連絡員（リエゾン）を市災対本部に派遣する。
- イ 県は必要であると認めた場合には、すみやかに関係機関に応援または職員派遣の要請を行う。

(3) 国の役割

- ア 市と連携を密にし、必要と判断した場合は情報連絡員（リエゾン）を市災対本部に派遣する。
- イ 情報連絡員（リエゾン）は、市災対本部において災害支援活動の連絡調整等の業務を行う。

(4) 防災関係機関の役割

市防災会議連絡員室に要員を派遣し、市及び関係機関相互の連絡を密にするとともに、所掌する災害応急措置をすみやかに実施する。また、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

4 業務の内容

(1) 時系列区分による応援要請

区分	要請項目	要請内容	相手先
第1段階（発災から1時間以内）	人命の救護に必要な応援要請 災害の拡大防止に必要な応援要請	1. 救出・搬送用人員、資機材 2. 医療に関する応援 3. 火災の鎮圧及び救助・救急に関する応援 4. その他状況に応じた応援	緊急消防援助隊 協定締結先の消防本部 または広域消防組合 市医師会など医療関係団体

第2段階(発災から12時間以内)	災害対策に必要な応援要請	1. 食料や飲料水、生活必需物資等の供給、輸送に関する応援 2. 給水等ライフライン応急対策に関する応援 3. 遺体の収容・防疫などに関する応援、ごみ、し尿処理に関する応援 4. その他状況に応じた応援	協定締結先(小売業者や流通事業者) 協定締結自治体、日本水道協会東北地方支部、市管工事協同組合等 市環境整備事業協同組合等
第3段階(発災から72時間後)	復旧対策に必要な応援要請	1. 復旧対策に関する応援 2. 建築物の応急危険度判定に関する応援 3. その他状況に応じた応援	協定締結自治体 市建設業協同組合等 県建築士会いわき支部

(2) 行政機関に対する主な応援要請の種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
県知事	1. 指定地方行政機関職員の派遣あっせん要請 2. 他の地方公共団体職員の派遣あっせん要請 3. 応援の要求及び応急措置の実施要請 4. 県外への広域一時滞在の要請 5. 職員の派遣要請 6. 自衛隊への派遣要請 7. 消防庁への派遣要請 8. 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 災害対策基本法第68条の2 災害対策基本法第86条の9 地方自治法第252条の17 消防組織法第44条の3
他の市町村長等	1. 応援の要請 2. 職員の派遣要請 3. 災害応援に関する協定に基づく要請 4. 広域一時滞在の受入要請	災害対策基本法第67条 災害対策基本法第86条の2 地方自治法第252条の17 消防組織法第39条

(3) 市が行う応援要請

① 指定地方行政機関に対する要請

- ア 市長は、応急対策または災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。
- イ 指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。
- ウ 市長は、応急対策または災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、東北地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあつせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。

〈使用要請事項〉

・使用を要請する理由	・その他必要な事項
・使用を必要とする期間	

② 知事への要請

- ア 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あつせんを含む。）を求め、または県が実施すべき応急対策の実施を要請する。
- イ 連絡先は、いわき地方振興局または危機管理部（災害対策課）とし、県総合情報通信ネットワーク、（衛星携帯）電話、FAX等で行う。なお、電話で要請した場合は、後日文書を送付する。
- ウ 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

③ 他の市町村に対する要請

- ア 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害時相互応援協定を締結した自治体の長に対し応援を要請する。
- イ 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、県いわき地方振興局を経て知事に対し、他市町村の職員の派遣についてあつせんを求める。

④ 防災関係民間団体等に対する協力要請

- ア 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、資料編の各種協定に基づき協定締結団体の長に対し応援を要請する。
- イ 市は、応急対策のため必要と認めるときは、防災関係機関及び公共的民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

〈応援協力を要請する主な公共的団体等〉

- a 赤十字奉仕団、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会などの医療関係団体
- b 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、建設業協同組合、建築士会等の職業別団体
- c 青年会議所、婦人会、各地区まちづくり組織、自主防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織、その他市に対して協力活動を申し出た団体、NPO

⑤ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行う。ただし、文書によるいとまのない場合は、電話等で要請し、後日文書を送付する。

〈応援要請事項〉

・ 応援を必要とする理由	・ 応援を必要とする場所
・ 応援を必要とする期間	・ その他応援に関し必要な事項

⑥ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行う。

〈職員派遣要請事項〉

・ 派遣を要請する理由	・ 派遣を要請する職種及び人数
・ 派遣を必要とする期間	・ その他必要な事項

(4) 県の行う応援要請

県は、市から応援要請があったとき、または必要と認めたときは、県地域防災計画に基づき必要な措置を行う。

- ア 県内の他市町村に対する応援の指示または調整
- イ 他の都道府県に対する応援の要請
- ウ 全国知事会を通じた応援の要請
- エ 指定行政機関等への応急対策実施要請
- オ 第二管区海上保安本部への支援要請
- カ 県が締結する協定に基づく民間団体への応援要請
- キ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ク 警察本部の応援要請（公安委員会）
- ケ 消防の広域応援、緊急消防援助隊の応援要請
- コ 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

(5) 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- ア 指定行政機関の長または指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、知事、市長または指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対して応急対策の実施を要請し、または指示することができる。
- イ 知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があったとき、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

ア 指定公共機関または指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができる。

イ 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、知事または市長は、指定公共機関または指定地方公共機関から応援を求められたときは、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

(7) 消防機関に対する応援要請

市は、自らの消防力で対処することが困難と予測される救助・救急事故及び火災が発生したとき、消防組織法第39条及び第44条の3に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。応援要請の手順は、以下のとおりとする。

① 救助・救急及び火災等の応援要請

市は、必要に応じて以下の応援協定に基づき応援要請を行う。

ア 隣接消防相互応援協定

イ 福島県広域消防相互応援協定

ウ 緊急消防援助隊要綱に基づく応援

② 消防防災ヘリコプターの応援要請

応援協定名称等	要請種別	要請先	備考
福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則	1. 調査、情報収集等 2. 火災（消火） 3. 救助 4. 救急 5. 救援物資、人員等の搬送	福島県知事（消防防災航空センター） TEL 0247-57-3000 FAX 0247-57-3500 地上 8-11-333 衛星 8-10-333	
広域航空消防応援実施要綱		福島県知事（災害対策課） TEL 024-521-7641 FAX 024-521-7920 地上 8-11-201-2630 衛星 8-10-201-2630	県を通じて消防庁長官に要請するもの

(8) 受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受け入れ及びそれらの部隊が滞在し、災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請と同時に関連施設等の確保を行う。

① 情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、県に報告するほか、必要な情報交換を行う。また、地図等地理情報を提供する。

② 受入体制の確立

国、関係都道府県、市町村との連絡をすみやかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣をすみやかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

③ 応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、次により応援隊事務室を設置する。

応援部隊		事務室の設置場所
災害時応援協定を締結している自治体の職員		災対本部
消防機関		災対本部または消防本部
自衛隊	統括本部	災対本部
	前線本部	災対本部または災対各地区本部

④ 宿泊場所の確保

ア 原則、避難所として指定されていない公共施設とする。

ただし、市民の避難状況を確認し、防災関係機関の宿泊場所として使用できると判断される場合はこの限りではなく、避難所支援班との調整の上、避難所を宿泊場所として確保することができる。

イ 自衛隊については宿営を原則とし、宿営地は上荒川運動公園、21世紀の森公園、南の森スポーツパーク等の市管理用地とする。これらは、その他の災害派遣部隊の集結場所としても機能させる。

ウ 被災状況、応援隊の規模等により、市が宿営地を確保できない場合は、近隣市町村に依頼して確保する。

⑤ 車両集結場所の確保

ア 宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

イ 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

⑥ 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として福島県石油商業組合いわき支部や(公社)福島県トラック協会いわき支部の協力を得て給油場所を指定し供給を受けるものとする。

イ 被災の状況等により確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

⑦ 食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

イ 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

第3節

自衛隊の派遣要請・受入体制

【災対本部】 災対統括部

【関係機関】

- ・ 県（危機管理部、いわき地方振興局）
- ・ 陸上自衛隊第44普通科連隊、第6高射特科大隊

1 計画の目的

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入体制等について定める。

＜達成目標＞

市は、大規模災害発生時において、迅速かつ適切に自衛隊の派遣要請ができるよう、派遣要請にあたっての必要情報、手続・方法や受入体制を明確にする。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	県を通じ派遣要請 被災状況の把握
発災から6時間以内	被災状況の把握 救護活動
発災から72時間（3日）以内	被災状況の把握 救護活動 救急患者、医師、その他救難活動に必要な 人員等の緊急輸送
発災から1週間以内	行方不明者の搜索活動 救援物資の無償貸与または譲与 避難所等における炊飯、給水、風呂の提供

3 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県いわき地方振興局を経由して知事（危機管理部）に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、後日文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合、市長は、本市を災害派遣隊区担任とする陸上自衛隊第44普通科連隊長に対して災害の状況を通知することができる。

この場合、市長は、すみやかに知事に通知する。

① 派遣要請事項

・災害の状況及び派遣を要請する事由	・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容	・要請責任者の職氏名
・災害派遣時の特殊携行装置または作業の種類	・連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識または誘導地点とその標示
・その他参考となるべき事項	

(注)口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後、FAXで処理すること。

② 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	いわき地方振興局県民部県民生活課
N T T回線	電話 0246-24-6203

③ 派遣隊区担任

連絡窓口	陸上自衛隊福島駐屯地（第44普通科連隊）
住所	960-2156 福島市荒井字原宿1
N T T回線	電話 024-593-1212

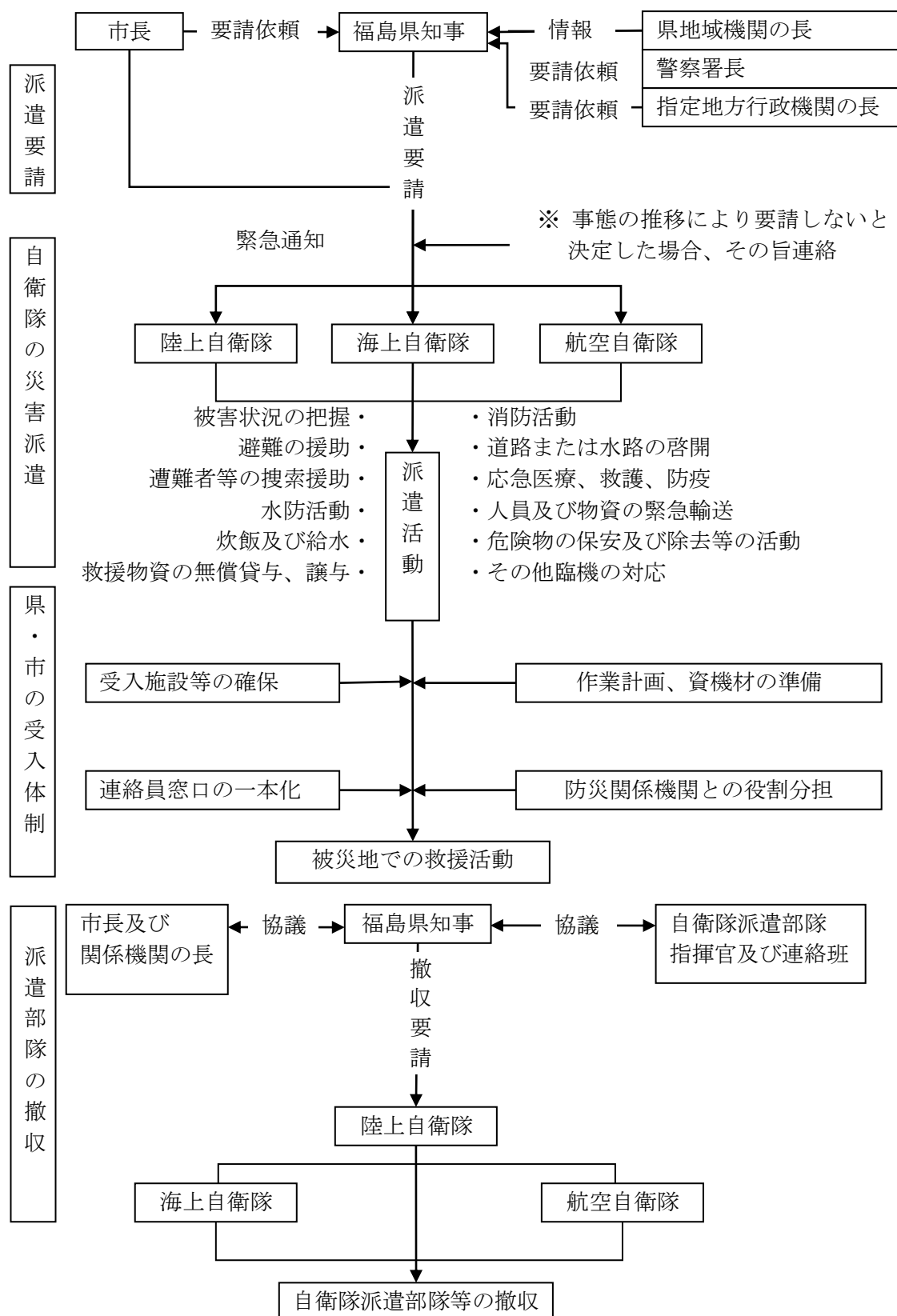
④ 派遣隊区分任

連絡窓口	陸上自衛隊郡山駐屯地（第6高射特科大隊）
住所	963-0201 郡山市大槻町字長エ門林1
N T T回線	電話 024-951-0225

(2) 自衛隊の災害派遣計画

震災等の災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣応援要請手続き、受入体制、活動等については以下のとおりとする。

① 自衛隊の災害派遣フロー図



② 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本になっている。

公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
非代替性の原則	自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

③ 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる。（消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。）
道路または水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、または障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者または医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し日用品等は無償貸付し、または救恤（じゅつ）品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

④ 陸・海・空各自衛隊の活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇または航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

⑤ 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

ア 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

また、市災害対策本部会議にオブザーバーとして出席を要請し、情報交換等を行うとともに市が実施する応急対策活動への助言等を求める。

イ 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業実施に必要な図面の提供
- d 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- e 派遣部隊との連絡窓口の一本化
- f 遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

ウ 受入施設等の確保

市長は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- a 自衛隊事務室
- b ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- c 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- d 宿营地等

エ 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し対応する体制を確保する。

⑥ 災害派遣部隊の撤収

市長は、応急活動が終了し、または作業が復旧の段階に入ったため自衛隊による作業の必要なくなったときは、すみやかに知事に対し自衛隊の撤収要請を行うよう求める。ただし、撤収にあたっては、民生の安定等に支障がないよう関係機関等と十分な事前調整を行う。

⑦ 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費（自衛隊装備に係るものを除く。）の負担区分は、以下のとおりとする。ただし、その区分を定め難い経費については、県、市及び部隊が相互調整のうえ決定する。

ア 県、市の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、光熱水費、通信費、汲取手数料及びその他の経費

イ 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

(3) 自衛官の権限

ア 災害派遣を命ぜられた部隊等は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市長や警察官及び海上保安官がその場にいない場合は、災対法に基づき次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、ただちにその旨を市長に通知する。

- a 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（第63条第3項）
- b 他人の土地等の一時使用等（第64条第8,9項）
- c 現場の被災工作物等の除去等（第64条第8,9項）
- d 住民等を応急措置の業務に従事させること（第65条第3項）

イ 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合は、自衛隊法の規定に基づき警告及び避難等の措置をとることができる。

第4節

地震・津波情報等の伝達

【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部、災対消防部 【災対各地区本部】 総務班、消防班
【関係機関】

- ・国（仙台管区气象台、福島地方气象台、磐城国道事務所）
- ・県（危機管理部、いわき地方振興局）
- ・東日本電信電話㈱、日本放送協会、㈱いわき市民コミュニティ放送

1 計画の目的

地震・津波に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を市民、関係機関にすみやかに伝達し、被害の軽減、災害対策の実施に役立てる。

＜達成目標＞

地震の規模・発生場所や地震に伴う大津波警報、津波警報・注意報及び地震関係情報を防災行政無線、テレビ、ラジオ、消防サイレン等を活用し、関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に周知または伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内 (津波警報等の発表直後)	大津波警報の周知（特別警報に該当） 津波警報・注意報の伝達 防災行政無線をはじめ、あらゆる手段を活用した津波警報等発表に伴う住民等への避難指示の伝達
---------------------------	--

3 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

地震発生直後は、情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するため、テレビやラジオ等から正確な情報の入手に努める。沿岸部など津波被害の可能性のある地域にいるときは、強いゆれを感じたり、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは海岸や川の河口から離れ、最寄の津波避難場所など安全な高台等へ避難する。

(2) 市の役割

ア 地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模推定のための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、地元行政区等から収集できる体制を確立する。

なお、その災害により被害が発生した場合は、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県へ報告する。

イ 沿岸部に大津波警報、津波警報または津波注意報が発表された場合は、防災行政無線や携帯メール（緊急速報メール、防災メール）、SNS、テレビ、ラジオ、消防サイレンなどあらゆる手法を活用し、あらかじめ定めた危険地域の住民等に対して避難指示を発令する。

なお、防災行政無線及び防災メールは、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）と連動しており、大津波・津波警報発表時にただちに自動起動させ、サイレン及び合成音声または自動配信により情報が伝達される仕組みとなっている。

ウ 沿岸監視カメラにより津波の発生状況等について情報収集を行う。

(3) 県の役割

ア 県内で震度4以上の地震が発生した場合には、市、県地域機関及び県警本部等を通じて被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて情報連絡員（リエゾン）を市災対本部に派遣する。

イ 天候状況等を勘案しながら消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。

ウ また、必要に応じて自衛隊、第二管区海上保安本部、国土交通省東北地方整備局に対してヘリコプター、巡視船等による情報収集を依頼する。

エ 気象庁から県内沿岸に津波警報や大津波警報が発表された場合には、航空自衛隊、陸上自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。また、津波の到達予想時刻や高さなど津波情報の第2報以降について、緊急速報メールで配信を行う。

(4) 県警察本部の役割

ア 地震発生時は、各警察署を中心に交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等によりただちに情報収集を行い、警備部災害対策課による一元的な情報収集体制を確立する。

イ テレビカメラ搭載ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じて警備部隊を編成し、被災地の情報を収集する。

(5) 磐城国道事務所の役割

ア 必要に応じて市災対本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、災害支援活動の連絡調整等を行う。

イ 国道に設置された津波警報板、道路表示板を活用して情報を提供する。

(6) 防災関係機関の役割

大規模地震が発生した場合、それぞれの組織において被災地の情報を収集し、市災対

本部と連絡体制を確立し、情報の共有化を図る。

4 業務の内容

(1) 情報の種類

気象庁が発表する地震及び津波に関する情報は、以下のとおりである。

① 地震情報

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（津波警報または津波注意報を発表した場合は、発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	震度1以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表*。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 * 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上

	ど	を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで M_w （モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側で M_w 7.0以上の地震が発生した場合は、地震の M_w に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。	後発地震への注意を促す情報を地震発生後15分～2時間程度で発表。

② 津波情報

情報の種類	内容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

③ 大津波警報、津波警報、津波注意報の種類

地震発生後約3分を目標に、津波予報区単位で発表されるもので、平成25年3月7日から予想される津波の高さを5段階の数値で発表する方式に改められた。

種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 10m	10m		
		3m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m $\leq$ 予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

④ 津波予報

情報の種類	内 容
津波が予測されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 地震及び津波に関する情報の伝達

- ア 福島地方気象台から通報される情報は、県総合情報通信ネットワークにより直ちに市町村、消防機関、県出先機関に伝達する。
- イ 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用しまたは緊急の場合は中断し、テレビにあっては字幕により放送し、公衆に周知する。
- ウ その他の関係機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要機関に周知伝達する。
- エ 市は、情報を受領したときは、すみやかに住民及び所在の官公署等へ周知する。このうち、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 を予想した場合の「緊急地震速報（警報）」及び「大津波警報」は、平成 25 年 8 月 30 日に運用開始となった「特別警報」に該当することから、市は、気象庁や県から情報伝達を受けたときは、防災行政無線などあらゆる手法を活用し、ただちに公衆や官公署等に対して周知する。

(3) 津波警報等の標識

- ア 津波注意報、津波警報及び大津波警報をサイレン音によって伝達する場合は、次の図によるものとし、サイレン音の反復は適宜とする。

【津波警報等の標識】

標識の種類	サイレン音
津波注意報 標識	(約 10 秒)  (約 2 秒)
津波警報 標識	(約 5 秒)  (約 6 秒)
大津波警報 標識	(約 3 秒)  (約 2 秒)
津波注意報 ・津波警報 解除標識	(約 10 秒) (約 1 分)  (約 3 秒)

(気象庁予報警報標識規則による)

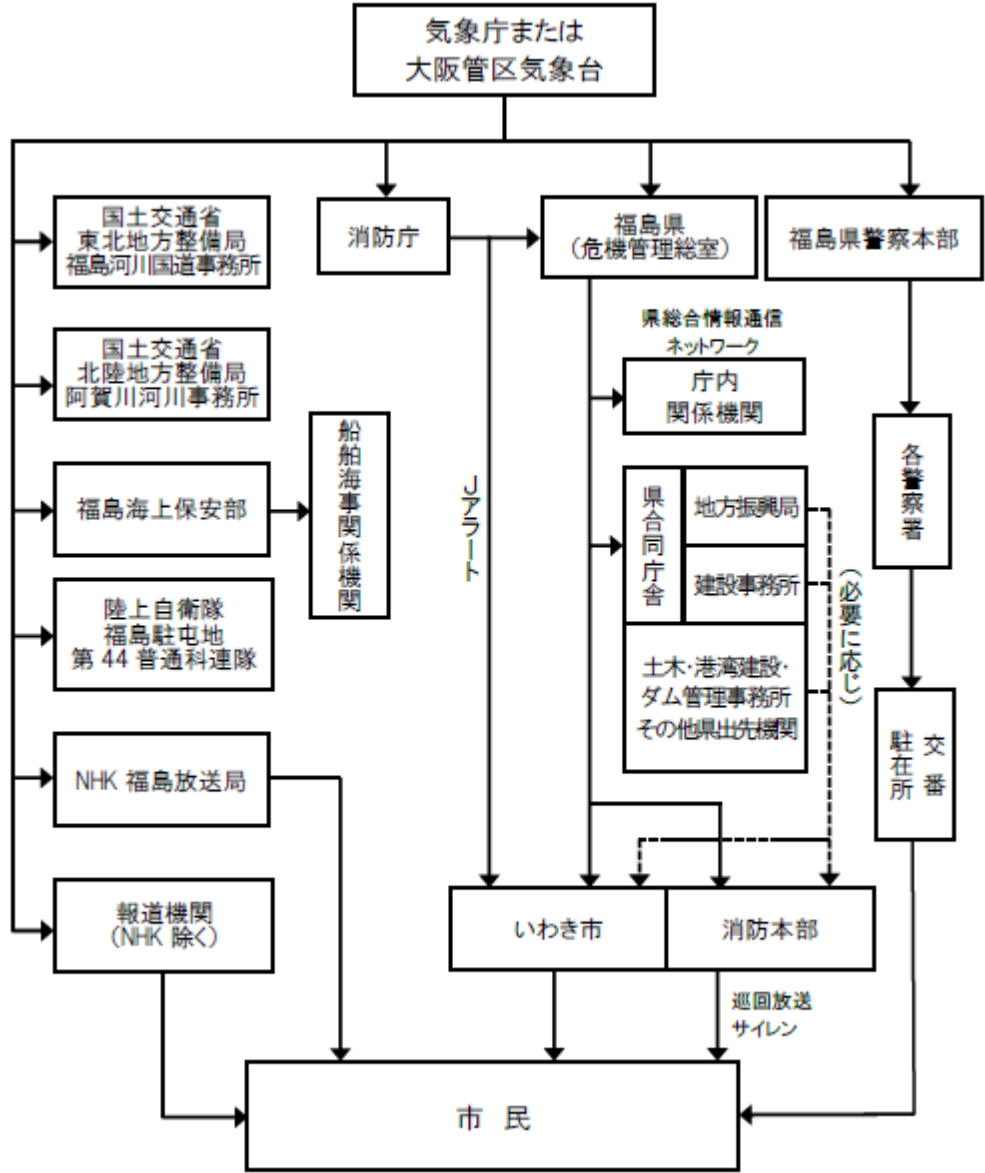
イ 津波注意報、津波警報及び大津波警報を旗（津波フラッグ）によって伝達する場合は、次の方法による。

（気象庁告示第5号－予報警報標識規則 令和2年6月24日一部改正）

標識の種類	標識	
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	赤	白
	白	赤

（注）旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

【情報伝達の体系図】



5 被害状況の収集・伝達系統（インフラ等を含む）

(1) 被害情報の収集

被害状況収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部または各班の所管業務に基づき、配備職員が行う。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりとする。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
各施設の管理者	1. 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 2. 所管施設の物的被害及び機能被害
職務上の関連部課	1. 農・商・工業施設、危険物取扱施設等の物的被害 2. その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
市災対本部（災対財政部、災対保健福祉部、災対こどもみらい部、災対都市建設部、災対教育委員会事務局、災対消防本部）	1. 人的被害 2. 住家の被害（物的被害） 3. 避難所の被災状況や開設状況 4. 火災発生状況及び火災による物的被害 5. 危険物取扱施設の物的被害 6. 要救援救護情報及び救急医療活動情報 7. その他消防活動上必要と認める事項
県警察本部（各警察署）	1. 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 2. 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3. 犯罪の防止に関し取った措置 4. その他活動上必要と認める事項
その他の防災関係機関	1. 市の地域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対してすでに取った措置 2. 震災に対し今後取ろうとする措置 3. その他活動上必要と認める事項

(2) 被害状況のとりまとめ

ア 被害情報は、災対本部統括班が各部からの報告をもとに最終とりまとめを行う。

イ 災対本部各部及び災対各地区本部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、災対統括部へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 （被害概況速報及び応急措置状況報告）	覚知後、ただちに報告。 以後詳細が判明の都度報告。	○人的被害及び住家被害を重点に行う。 現況を把握次第ただちに報告のこと。 ○迅速性を第一に報告のこと。 ○部分情報、未確認情報も可。 ただし情報の出所を明記のこと。 ○応急対策の実施の都度、必要と認める事項を報告のこと。

経過 (被害概況報告及び応急措置状況報告)	定時報告は、原則として、1日1回とし、毎日、午前9時までにとりまとめて報告。 その他必要と認める場合及び本部より指示があった場合。	○災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告のこと。 ○住家の全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限りすみやかに調査し、報告のこと。 ○応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告のこと。
確定 (災害確定報告及び建物被害確定報告)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合（県への報告は応急対策終了後10日以内）	○被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにすること。

ウ 災対統括部は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

- a 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- b 至急確認すべき未確認情報の一覧
- c 情報の空白地区の把握
- d 被害軽微もしくは無被害である地区の把握

(3) 各機関が実施する情報収集報告

① 市

災対統括部は、市域に災害が発生したとき、または発生が予測されるときは、すみやかに被害情報等を収集し、いわき地方振興局を經由して県（災害対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後すみやかに県に報告する。

市が報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 被害の状況(「被害の認定基準」に基づき判定する。)
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・主な応急措置の実施状況
 - ・その他必要事項
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

なお、一定以上の火災や震度5強以上を観測した場合には、被害の有無を問わず、「火災・災害等即報要領（平成29年2月改正）」により、第1報等について県とあわせて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発火災等により消防本部に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

② 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等に定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、市及び防災関係機関に報告または通報する。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集にあたっては、効果的な被害状況等の収集活動に努めるとともに、119番通報の入電数など被害規模を推定するための概括的な情報の収集・伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、または被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県や協定締結自治体等に応援を求めて実施する。

オ 市は、り災世帯・り災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

6 遠地津波が発生した場合の対応

本市から遠い地域を震源とした大規模地震に伴う津波が発生（いわゆる遠地津波）した場合は、津波警報等が発表されてから津波が到達するまで一定の時間があることから、避難のための十分な時間が確保できる一方、揺れが小さいため住民等に危機感が伝わらず、避難をためらうケース等が想定される。

市は、遠地津波発生の可能性があるると判断したときは、すみやかに関係職員を招集し、情報収集に努めるとともに、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、ただちに防災行政無線や携帯メール（緊急速報メール、防災メール）をはじめ多様な手段を活用し、あらかじめ定めた危険地域の住民等に対して避難指示を発令するほか、避難所を開設するなどの措置を講じる。

第5節

災害情報の収集・伝達

【災対本部】全部・班 【災対各地区本部】全班

【関係機関】

- ・ 県（危機管理部）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 防災関係機関、放送事業者、ボランティア団体等

1 計画の目的

被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるもので、その後の災害対策の成否を決定することから、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が求められる。

市及び防災関係機関は、相互連携の下に「迅速な情報収集」、「情報の共有化」に努め、県及び関係機関への伝達、また、民生安定のため市民への情報伝達を行う。

＜達成目標＞

市は、県、ボランティア団体等と連携して災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関等に情報提供を行う。

市民に対しては、ラジオ、テレビ、広報車、津波フラッグ、ホームページ、防災行政無線、携帯メール、掲示板など特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	市有施設（庁舎等、避難所）の状況確認 火災の発生状況、津波の状況
発災から3時間以内	市管理（道路・河川・砂防）施設の状況確認 人的被害の把握、医療機関の被災状況・受入可否
発災から6時間以内	市管理（道路・河川・砂防）施設の状況把握 人的被害の把握、被災状況把握
発災から12時間以内	市管理（道路・河川・砂防）施設の状況把握 人的被害の把握、県へ被災状況報告
発災から24時間以内	市有施設の被災状況把握 インフラ被害等のとりまとめ、県へ被災状況報告
発災から72時間（3日）以内	道路等公共土木施設の復旧状況把握 農業土木施設等の被災状況把握
発災から1週間以内	被害金額等の概算集計

3 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

地震発生直後は情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難の際に携帯電話（ワンセグ機能付等）やFMラジオ等を備えた非常用持出袋などを携行する。

(2) 市の役割

ア 地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、防災関係機関をはじめ、消防団、行政区、自主防災組織等から情報収集できる体制を予め確立する。

イ 被害が発生した場合には、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」等に基づき、県総合情報通信ネットワーク（防災事務連絡システム）により県に報告するとともに、当該情報については、報道機関等を通じて市民や防災関係機関に提供する。

(3) 県の役割

ア 地震発生直後から市消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換を行う。また、必要に応じて情報連絡員（リエゾン）を市災対本部に派遣する。

イ 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、第二管区海上保安本部、国土交通省東北地方整備局に対してヘリコプター、巡視船等による情報収集を依頼する。

ウ 気象庁から本市沿岸に大津波警報や津波警報が発表された場合には、航空自衛隊、陸上自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。

(4) 県警察本部の役割

ア 地震発生時には、各警察署を中心に交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどによりただちに情報収集にあたり、警備部災害対策課による一元的な情報収集体制を確立する。

イ テレビカメラ搭載ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ災害警備隊を編成し、被災地の情報を収集する。

(5) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合は、被害情報等を収集するとともに、市防災会議連絡員室が設置された場合は、ただちに参集して市及び関係機関と情報の共有化を図る。

4 災害情報の時系列収集区分

市は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策の実施のため、災害情報の収集を地震発生後の時間経過に応じて行い、関係機関は所管業務に係る被害情報等を市に随時提供する。

区分	収集事項	収集要領
災害速報 (第1段階)	・ 人的被害 ・ 火災状況 ・ 住家被害状況 ・ 住民避難状況 ・ 避難所の開設状況 ・ 主要道路・施設被害状況 ・ ライフライン施設被害状況 ・ 医療機関被害状況	・ 災害発生直後に実施 ・ 迅速性を第一とし、市内の被害状況を把握 ・ 警察、消防を主体とした関係機関から情報を収集 ・ 沿岸監視カメラ（津波の発生状況） ・ 職員の出動途上における情報収集 ・ 住民、自主防災組織等からの通報、聴取
中間報告 (第2段階)	・ 第1段階調査事項 ・ 非住家被害状況 ・ 公共施設被害状況 ・ 都市施設被害状況 ・ 農林商工業被害状況	・ 順次実施 ・ 常に被害状況の把握に努め逐次本部会議へ報告 ・ 第1段階の調査事項を詳細に把握 ・ 現地調査を行う ・ 被害の数量的（金額等）把握
概算集計 報告 (第3段階)	・ 被害状況を概算集約	・ 応急対策終了後7日以内 ・ 被害状況を数量的に概算集計
復旧進捗 報告 (第4段階)	・ 復旧事業の発注進捗状況	・ 各部局において発注している復旧工事を把握

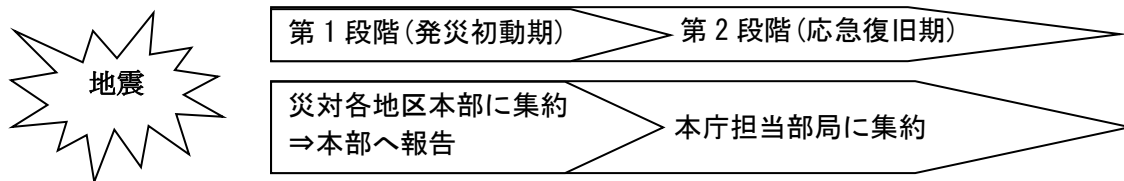
5 市の実施体制

市は、地震発生後ただちに前記「災害情報の時系列収集区分」に従い、被害調査を実施するものとし、災対本部を設置したときの実施体制は以下のとおりとする。

なお、災対各地区本部が設置された場合は、第1段階の発災初動期においては、各地域の災害情報は災対各地区本部で集約し、災対統括部に報告する。

第2段階の応急復旧期においては、本庁の担当部局と支所との間で情報連絡を密にし、災対各地区本部（支所）の災害情報・被害状況を本庁担当部局で集約し、災害対策本部へ報告する体制へ順次移行する。

(時間経過による災害情報の集約イメージ)



災害対策本部で被害状況が十分把握できない場合であっても、ただちに第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」(P204 参照)に準じ、いわき地方振興局を通じて県(災害対策課)へ報告する。また、別表2「消防庁への直接即報基準」(P206 参照)に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県(災害対策課)に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後も引き続き報告を行う。なお、別表1、2とも平成29年2月7日付け消防応第11号「火災・災害等即報要領の一部改正について」の通知による。

初動時に火災が多発あるいは多数の死傷者が発生した場合、消防本部は、その状況をただちに総務省消防庁及び県(災害対策課)に報告する。

避難所を開設したとき、あるいは自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

(1) 第1段階(発災初動期：～おおむね3日以内)

① 災対統括部、災対各地区本部総務班

ア 災対本部各部、災対各地区本部各班、関係機関、地元行政区、自主防災組織、市民等からの情報を集約し、被害状況を把握する。

イ 災対各地区本部総務班は、集約した被害情報を災対統括部に報告する。

ウ 災対統括部は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、災対各地区本部の設置状況等を県に逐次報告するとともに、災対総合政策部広報班を通じて関係機関や市民へ情報を提供する。

② 災対産業振興部・災対財政部：物資統括班

災対各地区本部総務班からの物資要望を取りまとめる。

③ 災対財政部・災対都市建設部：災害調査班

市内の建物等の被害状況を調査・把握し、集約した被害情報を災対統括部に報告する。

④ 災対こどもみらい部：避難所支援班

災対各地区本部総務班からの避難所の施設及び設備の被害状況、避難所の開設状況、住民避難状況を取りまとめる。内の建物等の被害状況を調査・把握し、集約した被害情報を災対統括部に報告する。

⑤ 災対保健福祉部：福祉避難所班・保健所班

ア 福祉避難所班

福祉避難所の施設及び設備の被害状況、福祉避難所の開設状況、避難状況を取りまとめ、災対こどもみらい部避難所支援班に報告する。

イ 保健所班

医療救護の活動状況について取りまとめ、災対こどもみらい部避難所支援班に報告する。

⑥ 災対消防本部：消防総務班

災対各地区本部総務班からの人的被害及び火災状況について取りまとめる。

⑦ その他の各部

所管事項に係る応急対策活動状況・職員出動状況・災害応急対策上緊急な対応を必要とする事項について、本部会議に報告する。

(2) 第2段階（応急復旧期：おおむね発災から4日目以降）

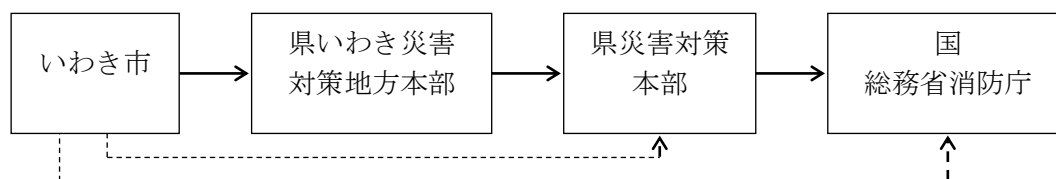
第1段階における災害応急対策が終了または軌道に乗り次第、順次第2段階の情報を収集するものとし、災対本部または災対各地区本部が災害応急対策の進捗状況から調査事項を決定し、関係部または災対各地区本部各班に指示を行う。

災対各地区本部が設置された場合は、災害応急対策の進捗に併せ、本庁担当課と支所との緊密な情報連絡体制のもと、支所の被害状況を本庁担当課で集約し、災対本部へ報告する体制へ順次移行する。

(3) 被害状況等の報告

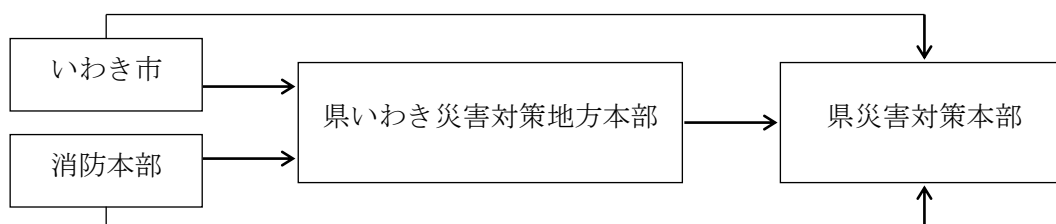
市は、資料編に定める災害報告資料により、各段階において把握した被害状況を迅速に県及び防災関係機関、市民等に伝達する。被害報告は、市から県へ、県から国へ行うことが基本であるが、県に報告できない場合は、市が直接国（総務省消防庁）へ報告を行う。ただし、県との連絡が取れるようになった場合は、県に報告を行う。

＜災対法第53条第1項に基づく被害状況の報告ルート＞

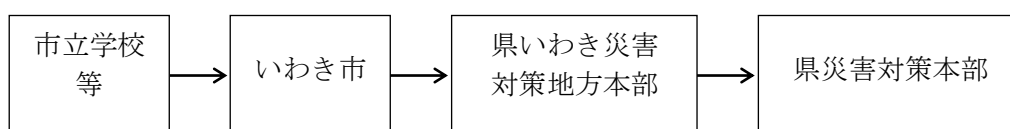


【被害区分別報告系統】

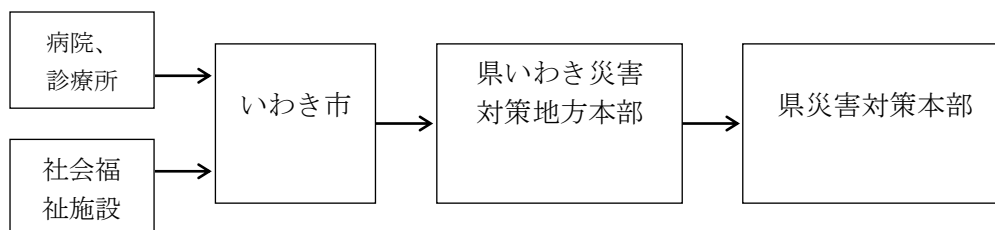
a 人的被害、建物被害等



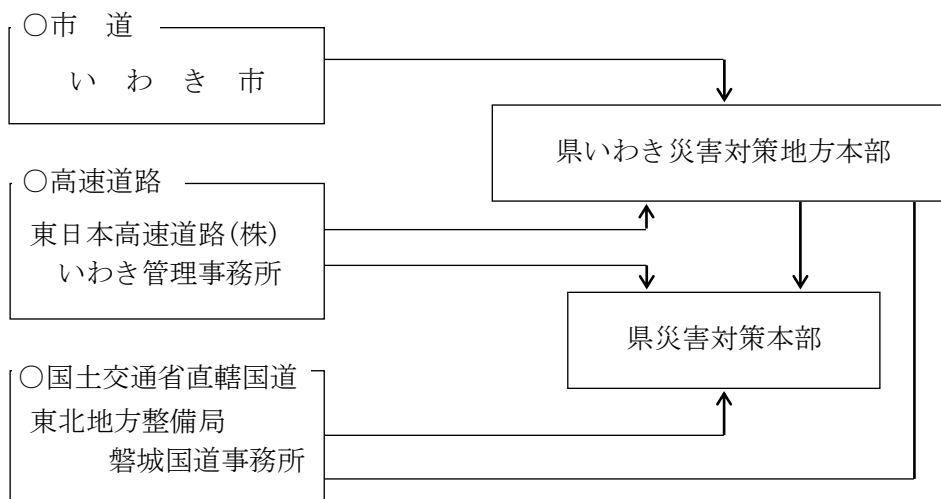
b 文教施設被害



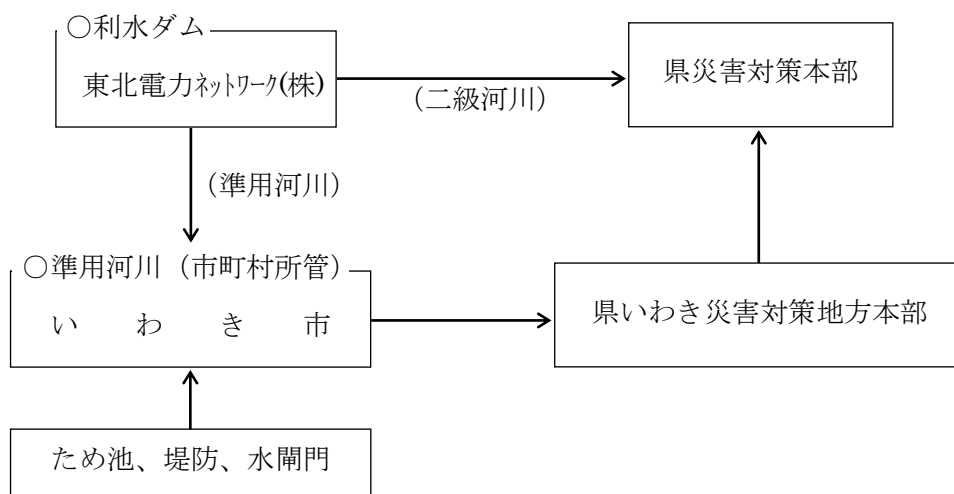
c 病院等被害



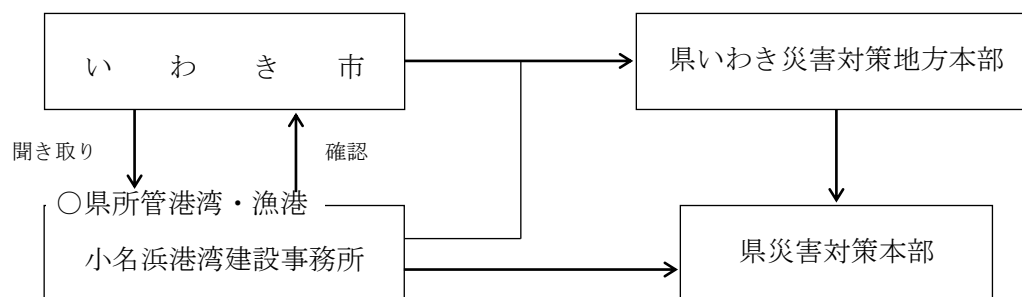
d 道路、橋梁被害



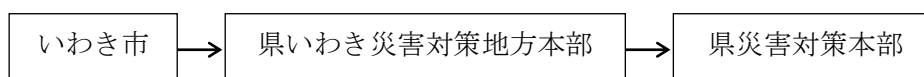
e 河川災害、その他水害被害



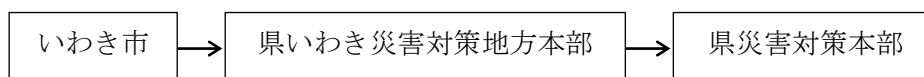
f 港湾・漁港被害



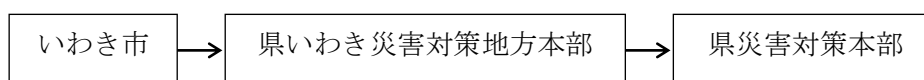
g 農産被害、畜産被害



h 砂防、がけ崩れ被害

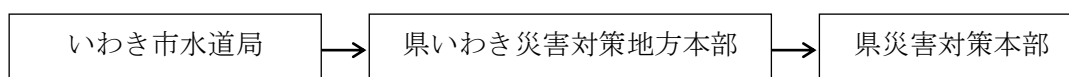


i 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



（産業廃棄物処理施設 設置者を含む）

j 水道施設被害



6 防災関係機関の実施体制

防災関係機関は、地震発生直後から各々所管業務の被害状況を調査し、市災対本部及び必要と認める機関に伝達する。また、災害応急対策、災害復旧対策状況についても同様とする。

なお、市防災会議構成機関は、防災会議連絡員室が設置された場合、職員を派遣して情報の収集・伝達を行うとともに、機関相互の情報共有に努める。

7 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、7節「広報」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

- ア 防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）による情報伝達
- イ 防災行政無線電話応答サービスによる情報伝達
- ウ コミュニティFMの放送（緊急割り込み放送を含む。）
- エ 被災地から全国へ情報発信できるホームページの活用
- オ 携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
- カ SNSを活用した情報発信
- キ サイレン等による情報伝達（津波警報等標識）
- ク テレビのデータ放送（災害情報共有システムの活用）
- ケ 広報車両（支所、消防署または消防団等）による情報伝達
- コ 避難情報自動電話発信システムによる情報伝達

8 自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

市は、ボランティア団体等、自主防災組織と連携し、各団体が持つ住民と住民のネットワークの力を活用し、携帯電話のメール、ホームページ、SNSにより災害情報を収集伝達する。また、避難所や公共施設など市民の誰もが気軽に訪れることができる地域の拠点と連携し、災害情報を伝達する。

災害情報収集・伝達を行う項目の例は、以下のとおりである。

- ア 避難情報
- イ 人的被害
- ウ 住民の避難状況
- エ 住家等の被害状況
- オ ライフライン被害状況
- カ 交通機関、道路の被害状況
- キ 医療機関や薬局、小売店等の開設状況

9 要配慮者への対応

要配慮者に対する情報伝達については、地元行政区、自主防災組織、消防団など避難支援等関係者の連携による避難誘導體制の整備を進めるとともに、避難所における手話通訳、文字情報、わかりやすい言葉による伝達を行うなどの配慮に努める。

また、高齢者は、インターネットによる情報収集が困難な場合が多いことから、チラシや広報紙等の配布のほか、電話連絡や戸別訪問を行うなどの配慮に努める。

10 災害時の広報（災害広報・広報案文）

① 人命の安全確保と人心安定に係る広報活動（初動期）

ア 広報の実施機関と内容

■初動対応に係る広報の実施機関と内容

機 関	広 報 ・ 報 道 内 容
いわき市	1. 災害情報、市の防災体制に関すること ア 災害の規模 イ 危険地域の状況 2. 避難に関すること ア 避難指示 イ 避難所 3. 応急対策活動の状況に関すること ア 救護所、医療機関の開設状況 イ 交通、道路、電気、水道等の状況 4. 被害・火災の発生状況に関すること
警察署	1. 被害状況に関すること 2. 道路交通に関すること 3. 避難に関すること

イ 市が実施する広報

a 広報内容

(a) 人心の安定に関する広報

被災者は、災害によりかなり不安を抱いており、「流言飛語」いわゆるデマによるパニック等の混乱を防止するための広報を行う。

(b) 避難に関する広報

緊急に避難する、若しくは避難の準備を行う必要がある場合には、その旨を対象となる地域住民に広報する。

b 広報の媒体（手段）

現場での指示、FM（サテライト）放送局、防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機、電話応答サービス）、携帯メール（緊急速報メール、防災メール）、災害情報共有システムを活用したテレビのデータ放送、ホームページ、手話通訳等のほか、避難指示を行う場合は、必要に応じて消防署所及び消防団の車両による広報等も併せて実施する。

c 広報の決定

災害時に行う広報は、災対本部の判断によるものや、各担当部、防災関係機関からの依頼によるものがあるが、いずれの場合も 実施の判断は、災対本部長が行う。

なお、災害現場にいる職員が、人命の危険な状態により時間的余裕が無いために災対本部の判断を待たずに避難に関する広報を行った場合には、その旨を災対統括部に報告する。

ウ 報道機関への発表

a 発表場所

緊急時には、報道各社が災対本部各部・班に取材することが予想されることから、災対本部の近くに報道発表用のスペース（本庁舎の場合は、プレスルーム）を確保する。

b 発表内容

- (a) 災害の発生状況、二次災害の発生状況、被害状況、応急対策の状況、避難指示及び注意事項などを適宜取りまとめて発表する。
- (b) 避難情報など住民に周知徹底の必要のある事項については、県が策定した「放送を活用した避難指示等の情報伝達に関するガイドライン」に基づき、テレビ、ラジオの各放送局及び県（災害対策課）にFAXで情報を伝達する。
- (c) 市災対本部に電話が集中し、災害対策活動に混乱をきたすことのないよう、被災者の安否情報などの問合せ窓口や連絡先などについても報道を依頼する。

c 被災地以外への報道依頼

過去の災害において被災地では、見舞い電話・安否確認の電話や義援物資により混乱を生じている。このため、被災地への電話の抑制や、発災直後においては、個人からは義援金以外の義援物資を受け取らない旨の報道を行うよう依頼する。

【資料】

広報文の例

1 気象情報の伝達文

- ◎ 先ほど、いわき市で震度6弱の地震を観測しました。落ち着いて身の安全を確保するとともに、火の始末をしましょう。また、今後のテレビ、ラジオや市役所からの情報に注意してください。
- ◎ いわき市沿岸に大津波警報が発表されました。沿岸部にいる方は、ただちに最寄りの高台などに歩いて避難してください。
避難する時は、できるだけ車は使わないか、近所で乗り合わせてください。
近所にお年寄りや子どもがいる場合は、互いに声をかけあい、助け合って避難してください。

2 被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方〇〇人、 行方のわからない方〇〇人、

重傷者〇〇人、 軽傷者〇〇人、

全壊家屋〇〇棟、 半壊家屋〇〇棟

- ◎ 現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。

ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動してください。

3 火災発生の状況

- ◎ 〇〇町付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。

- ◎ 現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方面へ) 燃え広がっています。

〇〇地域の住民の方は、ただちに〇〇へ(〇〇方面へ) 避難してください。

4 避難の準備の周知

- ◎ 現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。

いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は、非常持ち出し品など最小限に止めましょう。

- ◎ 〇〇地区の皆さん、避難の用意をしてください。〇〇町付近で火災が発生しています。飛火に注意してください。お年寄りやお子さんは安全な〇〇公園へ早めに避難してください。

5 避難の指示、誘導

- ◎ お知らせします。〇〇町周辺は、〇〇のため避難指示が出されました。避難先は〇〇小学校です。火の始末、戸締りをし、早く避難してください。

ただし、〇〇地区は〇〇で通行できませんので、迂回して避難してください。

- ◎ ただいま、〇〇町一帯に避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難してください。

②救援に係る広報活動（救援期）

ア 広報の実施機関とその役割

■救援に係る広報の実施機関とその役割

機関名	広報・報道内容
いわき市	1. 避難に関すること ア 避難指示及び避難所等 イ 指定避難所以外に避難した被災者への支援 2. 応急対策活動の状況に関すること ア 救護所、医療機関の開設状況 イ 交通、道路、電気、水道等の復旧状況 3. 市民生活に関すること ア 給食、給水 イ 電気、ガス等の二次災害の防止 ウ 防疫、衛生の知識 エ 市民相談窓口の開設 オ デマ情報の防止、誤報の打ち消し カ 医療機関や薬局、小売店等の開設状況 4. 電力復旧時における火災発生の防止に関すること
警察署	1. 被害状況、治安状況、救援活動、警備活動 2. 転落、落下物等の事故防止 3. 道路交通に関すること 4. 防犯指導等の犯罪予防に関すること
関係防災機関	1. 各機関の活動体制に関すること 2. 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること 3. 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること

イ 市の実施する住民への広報

a 広報内容

- (a) 人心の安定に関する広報
- (b) 生活に関する情報
 - ・衣食住関連の商品、サービス
 - ・災害ごみの収集
 - ・救援物資の種類、配付場所
 - ・義援金の募集、支給
 - ・防疫、衛生に関する情報

b 広報媒体

広報車、現場での指示、FM（サテライト）放送局、広報いわき、回覧、防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機、電話応答サービス）、携帯メール（緊急速報メール、防災メール）、災害情報共有システムを活用したテレビのデータ放送、ホームページ、手話通訳等

c 住民から要求度の高い情報の把握

市は、ボランティアなどの協力を得て地域ごとに住民の求めている情報を収集し、優先度の高いものから、繰り返し広報する。

なお、一般的に、初動対応期は、被害状況、安否情報を、救援期には、ライフラインの復旧の見通し、交通情報、生活情報を求める傾向にある。

d 情報伝達の一元化

機関ごとに広報内容が異なることのないよう、警察、消防、県、報道機関が一体性を持ち、広報の実施主体を一元化し、混乱の防止を図る。

ウ 報道機関への発表

a 定時記者会見の実施

初動対応期から継続的に、報道機関に発表を行う。

b 発表内容

被災状況以外に、住民の要望が高くなる生活関連情報に中心を移していく。

c 報道内容の依頼

報道内容が激甚災害地の情報ばかりに偏らず、被害の少ない地区の生活情報も扱うよう、各報道機関に依頼する。

エ 要配慮者に対する広報

聴覚・視覚障がい者等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対しては、災害情報共有システムを活用したテレビのデータ放送や、防災行政無線電話応答サービス等を活用し、適切に情報が伝達されるように配慮に努める。

また、高齢者等は、インターネットによる情報収集が困難な場合があることから、チラシや広報紙等を配布するほか、電話連絡や戸別訪問を行うなどの配慮に努める。

【資料】

広報案文

1 交通の状況

- ◎ 現在、J R〇〇線は、全て運転を見合せています。J Rでは線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- ◎ 現在、市内のすべての道路（〇〇通り）が〇〇のため車輛の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車は使用しないでください。
ドライバーの皆さんは、ラジオの情報や現場警察官の指示に従ってください。
- ◎ 現在、J R〇〇線は、〇〇～〇〇間で運転が一部再開されました。
- ◎ 現在、市内を運行しているバスは、〇〇交通の〇〇行きです。
その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

2 救護対策の周知

- ◎ 負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。
- ◎ 負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。

3 被災者の避難収容場所の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。
被災者の避難所は、〇〇と〇〇に設置されています。お困りの方は、直接避難所においでになるか、市役所〇〇課 電話△△-××××までご相談ください。

4 防疫、保健衛生に関する注意

- ◎ 災害時には、感染症の拡大リスクが高まります。家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあります。感染症予防のため、清潔、乾燥を心がけましょう。

- ③ 北海道・三陸沖後発地震注意情報（以下、「後発地震注意情報」という）に係る広報活動「後発地震注意情報発表時」及び「後発地震に特に注意すべき期間終了時」には、内閣府（防災担当）が作成した「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」に基づき、各種広報媒体（防災メール配信システム、防災行政無線、FM（サテライト）放送局、市公式HP等）により、広報を行う。

※ 先発地震発生後、内閣府・気象庁による合同記者会見では、気象庁から「後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。

※ 先発地震発生後1週間が経過した際には、内閣府から「後発地震に特に注意すべき期間終了」の旨の呼びかけが行われる。

【資料】

広報文の例

1 後発地震注意情報発信時

こちらは、いわき市です。○月○日 午前（午後）○時○分に気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信されました。市民の皆さんは、落ち着いて、今後1週間程度、次の地震発生に備えてください。

○防災対応の例

- ・すぐに避難できる体制での就寝
- ・非常持出品の常時携帯
- ・電柱、ブロック塀などに近づかない
- ・土砂災害等への注意
- ・ラジオやスマートフォンを充電し、緊急情報の取得体制の確保
- ・家具の固定や備蓄食品など平時からの備えの再確認

【繰り返す】

2 後発地震に特に注意すべき期間終了時

こちらは、いわき市です。○月○日 午前（午後）○時○分に、国から、大規模地震が発生する可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけがありました。

依然として、大規模地震が発生する可能性がなくなったわけではありませんので、引き続き巨大な地震・津波に備えることが重要です。

家具の固定や避難場所・避難経路の確認など、平時からの地震への備えを徹底し、日常生活を送ってください。

【繰り返す】

11 県及び各機関の連絡先

県または国（総務省消防庁）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡により行う。

[被害状況の報告先]		
県(災害対策課)	N T T回線	024-521-7194 (FAX) 024-521-7920
	総合情報通信ネットワーク	衛星系 810-201-2632, 2633, 2640
	(防災電話/防災 FAX からかける場合)	衛星系 (FAX) 810-201-5523
		地上系 811-201-2632, 2633, 2640
県(いわき地方振興局)	N T T回線	0246-24-6203 (FAX) 0246-24-6228
	総合情報通信ネットワーク	衛星系 810-800-452～454
		衛星系 (FAX) 810-800-720
		地上系 811-800-452～454
国(消防庁)	N T T回線	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537
	地域衛星通信ネットワーク	810-048-500-9043421 (FAX) 810-048-500-9049033
	(防災電話/防災 FAX からかける場合)	
		地上系 (FAX) 811-800-720

別表1 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等 区分			即報基準
災害即報	一般基準		○災害救助法の適用基準に合致するもの ○県又は市が災害対策本部を設置したもの ○災害が2県以上にまたがるもので1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ○気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの ※一般基準に該当しない場合であっても、次の個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
	個別基準	地震	○県又は市の区域内で震度5弱以上を記録したもの ○人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	○津波警報又は津波注意報が発表されたもの ○人的被害または住家被害を生じたもの
		風水害	○崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの ○洪水、浸水、河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○強風、竜巻などの突風により、人的被害又は住家被害を生じたもの

			雪害	○積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
			社会的影響基準	○一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること
			一般基準	○死者が3人以上生じたもの ○死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの ※一般基準に該当しない場合であっても、次の個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
			火災等即報	
			個別基準	
			建物火災	○特定防火対象物で死者の発生した火災 ○高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ○特定違反対象物の火災 ○建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ○他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ○損害額1億円以上と推定される火災
			林野火災	○焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ○空中消火を要請又は実施したもの ○住宅等へ延焼するおそれがあるもの
			交通機関の火災	○航空機火災 ○タンカー火災 ○船舶火災であって社会的影響度が高いもの ○トンネル内車両火災 ○列車火災
			その他	○以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示） ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
			石油コンビナート等特別防災区域内の事故	○危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故（例示） ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 ○危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ○特定事業所内の火災（危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故以外のもの）

	危険物等に係る事故	○危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ※石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く ・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ・周辺地域の住民等が避難行動を起したもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ・海上、河川への危険物等流出事故 ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
	その他	○可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの ○消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
社会的影響基準		○一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること
救急・救助事故即報		○死者5人以上の救急事故 ○死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○要救助者が5人以上の救助事故 ○覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上をの救助事故 ○消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ○消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ○自衛隊に災害派遣を要請したもの ○上記に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。） （例示） ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

別表2 消防庁への直接即報基準

区分		即報基準
火災等即報	交通機関の火災	○別表1 交通機関の火災のとおり
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	○危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ○危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物等に係る事故	○死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が5名以上発生したもの ○危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ○危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
救急・救助事故即報		○死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
災害即報		○地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ○災害により死者又は行方不明者が生じたもの

第6節

通信の確保

【災対本部】 災対総合政策部、災対総務部、災対消防部 【災対各地区本部】 総務班

【関係機関】 県（危機管理部、いわき地方振興局）

1 計画の目的

地震発生時における被害状況の把握や被災者の救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集手段の確保が重要である。防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

<達成目標>

市は、災害発生後1時間以内に災害対策本部等の通信に必要な機器とネットワークを確保し、通信の状態を確認する。被災により通信が途絶した場合は、概ね3時間以内に災害対策本部と被災地（災害対策各地区本部）間及び防災関係機関とをつなぐ通信手段を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は、災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	防災行政無線の疎通状況確認 被災地との通信インフラ確認 県総合情報通信ネットワーク等の利用可否の確認 県情報連絡員（リエゾン）の受け入れ 避難所等における特設公衆電話の運用開始
発災から3時間以内	被災地との通信インフラ確保
発災から6時間以内	非常通信の取り扱い要請 無線局開局

3 各主体の責務

(1) 市の役割

ア 公衆回線、防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、代替通信手段を確保する。

イ 自力で通信手段を確保できない場合は、県に支援を要請するとともに、情報連絡員（リエゾン）の派遣を受ける。

(2) 県の役割

ア 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市が利用する通信手段の確保を支援する。

イ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

ウ 県総合情報通信ネットワーク等が途絶し、市と連絡がとれない場合には、衛星携帯電話を所持した情報連絡員（リエゾン）を市災対本部に派遣する。

(3) 防災関係機関、通信事業者等の役割

県、市から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

4 業務の内容

(1) 通信施設の応急対策

市は、発災直後に市災対本部や災対各地区本部など災害対応拠点施設を中心に通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は、ただちに復旧にあたりるとともに、その間は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話などにより復旧までの通信の確保に努める。

① 公衆通信施設

ア 災害時優先電話

通話が輻輳しても、防災関係機関との重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ東日本電信電話(株)の指定を受けた電話であり、市は、当該電話を職員に周知し有効に利用する。

イ 特設公衆電話

市と東日本電信電話(株)との協定に基づき、小・中学校など主要避難所にあらかじめ専用回線を整備しており、大規模災害時には、被災者が無料で利用することができる。

② 無線通信

ア 移動系防災行政無線

260MHz 帯の移動系防災行政無線を災対本部や災対各地区本部等に配備し、被害情報等の収集等に活用する。

イ 県総合情報通信ネットワーク（県防災行政用無線）

市、県及び県内消防本部等、県総合情報通信ネットワーク加入機関相互の通信及び地域衛星通信ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、当該ネットワークを有効に利用する。

ウ 防災相互通信用無線

防災関係機関が防災活動を行うにあたり、全国共通の 150MHz 帯及び 400MHz 帯の

専用周波数を用いて通信を行うもので、全ての整備機関との通信が可能である。

ただし、周波数の違いや、専用で無線局を開設するものと各々業務用無線局に防災相互通信用周波数を併設するものがあるので、関係機関は適切な運用が図られるよう調整を行う必要がある。

③ 衛星携帯電話

市外との情報連絡手段のバックアップとして、災対本部に配備する。

④ その他の通信の利用

公衆通信施設及び防災無線が利用できないときは、次の手段を利用して通信を行う。

ア 他機関の通信施設の優先利用

緊急を要する場合、市長及び知事は、電気通信事業法第8条第2項により、有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる。

イ 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害応急対策のため自衛隊の通信支援を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請の依頼を行う。

ウ 非常通信の利用

東北地方非常通信協議会に対し、非常通信の利用について要請する。

エ 使送

全ての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣する。

なお、県は情報連絡員（リエゾン）を市災対本部に派遣することとされている。

第7節

広報

【災対本部】 災対総合政策部

【関係機関】

- ・ 県（広報課）
- ・ ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関、市民、企業等事業所等

1 計画の目的

地震発生時には、市民等に正確な情報を迅速かつ的確に伝え、民心の安定を図り、災害対策を円滑に実施することが必要である。このことから、市、防災関係機関及び報道機関は、相互に協力・連携し、住民の立場に立った広報活動を行う。

＜達成目標＞

市は、広報車、防災行政無線、携帯メール（防災メール、緊急速報メール）、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙等の多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	大津波警報、津波警報・注意報の周知・伝達及び避難指示の発令（以後、随時） その他、初動対策に必要な情報の提供
発災から3時間以内	被害状況の発表（以後、随時） ライフラインに関する情報の提供（以後、随時） 交通に関する情報の提供（以後、随時） 避難所に関する情報の提供（以後、随時） 市長メッセージの発表
発災から6時間以内	市民等の安否に関する情報の提供（以後、随時）
発災から12時間以内	水や食料、生活物資供給に関する情報の提供
発災から24時間以内	保育、教育及び社会福祉施設等に関する情報の提供 医療機関や薬局の開設等に関する情報の提供
発災から72時間（3日）以内	災害ごみの処理に関する情報の提供 その他、応急対策に必要な情報の提供
発災から1週間以内	被災相談に関する情報の提供 その他、復旧対策に必要な情報の提供
発災から1か月以内	生活再建に関する情報の提供
発災から3か月以内	復興に関する情報の提供

3 各主体の責務

(1) 市民、企業等事業所等の役割

地震・津波に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない市民、観光客等の滞在者に的確に伝え、避難誘導など適切な対応がとれるよう努める。

(2) 市・県の役割

地震発生後、地震・津波に関する情報を積極的に収集し、災害発生が予想される時は、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、市民等の安全を確保する。災害発生後は、被害状況や復旧見込み等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、障がい者や外国人等の要配慮者にも的確に情報が伝わるよう、テレビのデータ放送の活用などのほか、やさしい日本語による広報に努める。

(3) 県警察本部の役割

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な関係のもと広報活動を行う。

(4) 国の役割

地震発生後、的確な防災対策が講じられるよう、地震・津波に関する情報を随時広報する。

(5) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

地震発生直後や避難の際に行うべき対策（ブレーカーの遮断、火の始末、元栓の確認等）について広報する。また、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を随時広報する。

(6) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(7) 報道機関

地震・津波に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、正確かつ迅速に報道する。

4 業務の内容

(1) 地震発生時の広報活動の目的

- ア 市民等の避難救護と被害の拡大抑止
- イ 流言飛語等による社会的混乱の防止
- ウ 当該災害に対する社会的関心の喚起

(2) 地震発生時の広報活動の基準

災害広報活動は時系列区分を基本として実施するものとし、各段階における広報は、次の事項を重点として行う。

時系列	広報内容
第1段階 (発災から1時間以内。その後随時)	・地震発生情報（震度、規模等） ・避難情報の発表（避難指示の発令・以後随時） ・その他、市民への呼び掛け（落ち着いて行動、近所で助け合って行動、避難の際の火の始末、戸締りなどの注意喚起など）
第2段階 (発災直後から1週間以内)	・人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況 ・ライフラインの被害状況と使用に関する注意 ・交通規制情報 ・避難所に関する情報（避難者数等） ・市民等の安否情報 ・水や食料、生活物資供給に関する情報 ・救護所、医療機関や薬局等の開設状況 ・保育所の休園や学校の休校等に関する情報 ・社会福祉施設等の稼動状況、受入状況に関する情報 ・災害ごみの処理に関する情報 ・その他、応急対策に必要な情報
第3段階 (発災から1週間目以降)	・被災相談に関する情報（被災証明書及び被災証明書の発行等） ・生活再建に関する情報（被災者生活再建支援制度等） ・その他、復旧・復興対策に必要な情報

(3) 広報活動の実施

① 市の広報活動

広報活動の実施主体として災害情報を迅速に収集、確認、整理し、庁内で共有する。

上記の基準に基づき報道機関に公表するとともに、市民等に対し広報車、防災行政無線、携帯メール（緊急速報メール、防災メール）、ホームページ、テレビ、ラジオ（FMいわきの緊急割込み放送を含む。）、掲示板、広報いわき、SNS等を活用して情報提供を行う。

② 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、他の関係機関との緊密な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、上記基準に基づき、各機関の災害対策所管事項について随時適切な広報活動を行う。

③ 報道機関による広報活動

ア 報道機関は、市民等の安全の確保と社会的混乱の防止を目的として、市等から公表された災害情報や依頼された災害広報について、正確かつ迅速な報道を行う。

イ (株)いわき市民コミュニティ放送及び(株)いわき民報社は、市民に最も身近な地元報道機関として、行政や防災関係機関の発表情報のほか、被災地域の情報等をきめ細かく収集し、市民に提供する。

ウ 聴覚障がい者を考慮し、災害情報共有システムを活用したテレビのデータ放送や公共音声にテロップを挿入するなど必要な措置を講じる。

エ 外国人の被災者のため、外国語によるFM放送に努める。

(4) 広聴活動の実施

市及び防災関係機関は、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、応急対策や復旧対策に反映するとともに、適切な措置を行う。

なお、被災者の安否確認については、安否情報確認システム、NTTや携帯電話事業者等が提供する災害用伝言ダイヤルの利用を呼びかける。

市	- 避難所において相談・要望などの受付 - 地元行政区や自主防災組織等を通じた相談・要望等の受付 - 被災者のための総合相談窓口の設置
県	- 市の行う被災者のための相談活動に対する支援 - 災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取
ライフライン 関係機関等	- 利用者相談窓口等の開設 - 所管事項に関する相談窓口の開設

(5) 要配慮者への対応

ア 視覚・聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、放送事業者等の協力のもと、災害情報共有システムを活用したテレビのデータ放送、音声とテロップの組み合わせ、手話通訳者の配置など多様な情報伝達手段を確保する。

イ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、多言語サイトの構築等を行うほか、わかりやすい日本語による情報提供に努める。

ウ 自主防災組織や地域住民等は、地域の要配慮者に対し災害に関する情報を伝達する。

エ 企業等事業所や学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう、災害に関する情報を伝達する。

オ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を検討する。

第8節

自分と家族を守る応急対策

【災対本部】全部・班 【災対各地区本部】全班

【関係機関】

・市民、企業等事業所

1 計画の目的

地震発生時は、日ごろ身に付けた知識や技術を活かし、自分や家族の安全を確保する。
また、地域住民と連携して要配慮者等の安全確保を図るとともに、火災など二次的被害を最小限に食い止める。

＜達成目標＞

地震発生時には、落ち着いて行動し、まずは身の安全の確保を図る。また、自分や家族の安全を確保でき次第、積極的に支援する側、援助する側に回り、消防団や自主防災組織等と連携し、的確な応急活動に協力する。なお、ラジオやテレビなどから正確な災害関連情報を入手し、家族や地域での情報共有を図る。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	自分や家族の安全確保 地域住民の協力による要配慮者などの安全確保 津波警報等発表時の津波避難場所への避難（発災から30分以内）
発災から3時間以内	被害状況に応じて、指定避難所等への避難の開始
発災から6時間以内	自主防災組織を中心とした協働による避難所運営の実施

3 応急対策の実施

(1) 災害情報収集・伝達

- ア 災害発生時には情報の錯綜が予想されることから、避難にあたっては、携帯ラジオやワンセグ機能付き携帯電話を携行し、正確な情報の入手に努める。
- イ 災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等に伝達し、適切な対応がとれるよう支援に努める。
- ウ 市が主要な避難所に整備する公衆無線LAN網や特設公衆電話、災害用伝言ダイヤル等を活用し、情報の入手や家族等の安否確認等を行う。

(2) 災害時の避難

① 避難行動

- ア 家族や隣近所の人達と一緒に避難
- イ 隣近所で声をかけあい、負傷者や高齢者と一緒に避難
- ウ 危険の少ない、広い道路を選んでの避難
- エ 避難完了後に職場等への連絡
- オ 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）に十分注意した車への避難

② 避難所の運営

住民は、大津波警報発表時など緊急に避難の必要があるときは、市による開設を待つことなく、次により津波避難ビルや津波避難場所に立ち入り、身の安全を確保する。

また、避難者は、自主防災組織等と協力しながら避難所運営の協力を努める。

- ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認
- イ 蹴破り扉、出入口、窓等侵入可能な箇所を破壊し避難
- ウ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ
- エ 毛布や非常用食糧など備蓄品の確認

(3) 消火活動

市民、学校、事業所等は、家庭及び職場等において、出火防止や初期消火に努めるとともに、出火を確認したとき、または消火が困難な場合は、ただちに消防署に通報する。

- ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す
- イ 出火した場合、近隣の者にも協力を求めて初期消火
- ウ 消防署へ迅速に火災発生を通報
- エ 消防隊の速やかな到着が非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、燃料等の漏出等がないかただちに点検する。

(4) 救急救助活動

地震発生時は、公的機関の防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民や自主防災組織は、公的機関が行う防災活動に積極的に協力する。

- ア 要配慮者の救護及び避難支援
- イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送の協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集

(5) こころのケア対策

- ア 被災住民は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識
- イ 自身はもとより要配慮者である高齢者・障がい者・乳幼児等に十分配慮したところの健康の保持・増進

(6) 防疫保健衛生

- ア 医療・保健の情報の積極的活用による自らの健康管理
- イ 家屋の衛生確保（清掃・乾燥及び必要な家屋内の消毒）

(7) ライフライン関係

① 電話

- ア 災害発生時は、一般回線や携帯電話が通じにくくなることから、電話での連絡は必要最低限とするよう心がける。
- イ 小・中学校など主要避難所に整備している特設公衆電話の活用（大規模災害時に被災者が無料で利用することができるもの。）
- ウ 災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害用伝言板の活用
- エ 携帯電話のメール機能やSNSの活用

② 電気

- ア 火災発生防止のため、アイロンやドライヤーなどの熱器具のスイッチを切るとともに、プラグをコンセントから抜き、ブレーカーを落とす。
- イ 切れた電線や垂れ下がった電線には絶対に近づかない。

③ ガス

- ア ガス栓を閉止し、出火、爆発等の事故発生を防止する。
- イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯の元栓閉止等の安全措置の実施状況を確認

④ 上水道

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、発災後3日間に必要な飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）は、自ら備蓄により賄う。

⑤ 下水道

- ア 各家庭において、発災後3日間程度は、携帯トイレ等を活用するよう努める。
- イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。
- ウ 地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行う。

(8) 防犯対策

大規模災害時には、一時的に社会生活が麻痺状態となり、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想されるため、夜警の実施など警察署等の警備活動に協力する。

4 要配慮者への対応

地域住民、地元行政区等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

- ア 家族、近隣住民及び自主防災組織の協力による避難誘導
- イ 自主防災組織を中心とした、避難所における要配慮者の安全確保
- ウ 在宅の要配慮者の状況等について警察や市職員等に連絡

第9節

避難対策

【災対本部】全部・班 【災対各地区本部】全班

【関係機関】

- ・国（磐城国道事務所）
- ・県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所）、県教育委員会、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）

1 計画の目的

地震発生時には、津波、建物倒壊、火災や土砂崩れなど複合的な災害が発生することから、災害時における市民の安全を確保し、人身被害を最小限に抑えるため、津波予報等の情報の迅速な周知または伝達など、市及び関係機関は相互に連携し、迅速な避難を行うための体制を整備する。

同時に、市、施設管理者、地域住民等で可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受け入れ、住民の安全を第一として避難所運営を行う。

＜達成目標＞

市は、あらゆる情報伝達手段を活用して避難指示等の発令及び避難誘導を迅速かつ確実に行うとともに、自主防災組織等と連携し、すみやかに避難所の開設を行う。

特に、住民に対する避難指示は、時期を失することなく迅速に発令し、適切な避難場所・避難所に住民を安全に避難させる。

市民は、日ごろ身につけた知識や技術を活かして自らの安全を確保するとともに、家族や隣近所と協力し合って要配慮者等の避難を支援するなどの活動を積極的に行うよう努める。

避難所の開設・運営は、避難住民、自主防災組織、施設管理者及び市の協働により行い、安心して避難生活できる環境づくりを行う。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	大津波警報の周知、津波警報・注意報の伝達（最優先） 避難指示の発令（最優先） 最寄りの高台や避難場所への避難（最優先） 県、警察、自衛隊等のヘリコプター等による海岸偵察 危険地域からの自主避難 避難所の開設
-----------	--

発災から3時間以内	住民等の避難状況確認 孤立者等の救助 避難場所から避難所への避難 警戒区域の設定 県を通じて自衛隊に派遣要請
発災から6時間以内	避難行動要支援者の安否確認 避難者名簿の作成 非常用食糧や毛布等の配布 日用品等提供依頼 要配慮者のための福祉スペースの確保 福祉避難所の開設及び移送の準備 協定締結自治体、民間事業者等への支援要請
発災から12時間以内	仮設トイレの設置

3 避難の指示等

避難指示発令は、それぞれ以下の法律により定められたところによる。

(1) 実施責任者

発令者	避難指示を行う要件	根拠法令
市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、指示を行う。	災害対策基本法 第60条
県知事	知事は、災害の発生により市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって指示を行う。	災害対策基本法 第60条第6項
警察官	(1) 市長から要請があったとき。 (2) 市長が避難の指示をできないと認められ、指示が急を要するとき。 (3) 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	(1)(2) 災害対策基本法第61条 (3) 警察官職務執行法第4条
海上保安官	(1) 市長から要請があったとき。 (2) 市長が避難の指示をできないと認められ、指示が急を要するとき。	(1)(2) 災害対策基本法第61条
本部長、県知事及び県知事の命を受けた県職員	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難指示を実施。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

発令者	避難指示を行う要件	根拠法令
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条

なお、災害発生の危険が目前に迫っており、緊急に避難の必要があると判断される場合は、市長に代わり以下の職員が避難指示を発令することができるものとする。

- ア 消防長、消防次長、消防署長、警防課長、指令課長
- イ 危機管理部長、土木部長
- ウ 災害対策各地区本部長
- エ 消防団長、消防団副団長、消防団支団長

(2) 避難指示等の発令

① 地域を限定した避難指示の発令

- ア 津波による災害のおそれがあると判断されたとき。
津波警報が発表された場合や、警報発表以前でも強い地震（震度4以上）を感じた時は市長は自らの判断で、ただちに沿岸部住民や海浜及び沖合にいる者に対し、最寄りの津波避難場所など安全な場所に避難するよう指示を行う。
- イ 河川の上流が地震被害を受け、下流区域で浸水等のおそれがあるとき。
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- エ 石油タンク等が爆発のおそれがあるとき。
- オ ガス等の流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- カ 地すべり、がけくずれ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- キ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- ク その他住民の生命及び身体を守るため必要と認められるとき。

② 広域的な避難指示の発令

- ア 延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき。
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- ウ 県本部長から避難についての指示の要請があったとき。
- エ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

(3) 避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(4) 避難指示の内容

避難指示は、次のことを明らかにして行う。

- ア 避難対象地域または地区（町丁名、施設名等）

- イ 避難の理由（大津波警報、津波警報、津波注意報の内容、避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ウ 避難先・避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）
- エ その他（避難行動時の最少携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

(5) 避難指示の伝達等

① 関係地域内住民等への伝達

避難指示を発令した場合、災対本部及び災対各地区本部は、防災行政無線、ラジオ（FM いわきの緊急割込み放送を含む。）、広報車、消防サイレン、防災メール、ホームページ、SNS等により伝達するとともに、報道機関の協力を得て関係地域内のすべての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

また、状況によっては、消防団員等の協力のもと、対象地域の各世帯等に個別に伝達を行う。

なお、避難指示の解除の連絡についても、避難指示の伝達に準じて行う。

② 関係機関への通報

市長が避難指示を発令したとき、または警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、災対統括部は、必要に応じて以下の機関等へ連絡する。

ア 隣接市町村（双葉郡、田村郡、石川郡及び北茨城市）

イ 国・県の関係機関

自衛隊及び海上保安部、各警察署、その他の県関係機関に連絡し、協力を要請する。

ウ 教育施設等の管理者

災対統括部または災対各地区本部避難所班は、学校や公民館等を避難所として開設するときは、当該施設の管理者及び災対教育委員会事務局に連絡を行い、避難所の開設及び運営への協力・支援を要請する。

③ 県への報告

災対統括部は、市長が避難指示を発令したとき若しくは解除を行ったときは、次の事項について記載した文書をすみやかにいわき地方振興局を通じて県知事に報告する。

ア 災害の様態及び被害の状況

イ 指示を発した日時

ウ 避難対象地域、対象世帯数及び人数

エ 避難所等

4 避難

(1) 避難の誘導

① 避難の誘導方法

避難誘導にあたっては、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するため、次のことに留意する。

ア 避難の誘導は、要配慮者を優先し、早めの避難に努める。

イ 避難経路は、本部長から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。なお、避難経路は、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認するよう努める。

ウ 避難指示等が発令された場合の住民への情報提供活動について、安全確保措置として、避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所等」への移動を行うべきこと等について、住民等に周知徹底するよう努める。

② 地域住民の場合

地域における住民の緊急避難については、以下のとおり行う。

ア 地域内から避難場所に至るまでの避難誘導は、消防団、地元行政区、自主防災組織等を中心として行う。

イ 災対各地区本部避難所班は、学校など主要避難所に市職員を派遣し、避難者の整理及び災対本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。また、必要に応じて津波避難場所及び広域避難場所から避難所までの誘導を行う。

③ 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、事業所における避難誘導は、あらかじめ定めた学校災害対応マニュアル等に基づき、施設の責任者、管理者及び教職員等による自主的な統制を原則とする。

④ 商業・観光施設その他多数の人が集まる施設の場合

商業・観光施設その他多数の人が集まる施設における避難誘導は、利用者の安全を考慮して、施設内に收容させることが困難な場合に避難誘導を行うなど、各施設であらかじめ定められた防災計画や避難計画に基づき、各施設管理者を代表とした組織体制により必要な措置を講じる。

⑤ 交通機関等の場合

交通機関等における避難誘導は、利用者の安全を考慮して、駅舎等に收容させることが困難な場合に避難誘導を行うなど、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講じる。

なお、市と東日本旅客鉄道(株)とは、大規模災害時に乗客の避難誘導等を両者が協力して対応することについて覚書を締結している。

⑥ 避難所ではない施設に避難者が来た場合

ア 勤務時間内において、避難所に指定されていない市有施設に避難者が来た場合、当該施設職員は、避難者に対して近隣の避難所に避難するよう促すとともに、想定される避難者数を当該地域を管轄する災対各地区本部総務班へ報告する。

イ 民間施設においては、当該施設職員が近隣の避難所へ誘導を行う。ただし、津波警報発令時など緊急を要する場合は、施設の安全性を考慮した上で、一時的に避難者を受け入れる。

(2) 携行品

携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度とする。なお、自動車による避難及び家財の持出し等は、原則として行わないようにする。

【避難時の携行品】

- ① 服 装： 動きやすく、重ね着で温度調節ができるよう心掛け、防寒を兼ねて靴下、帽子、軍手なども準備しておく。
- ② 持ち物： 貴重品並びに非常持出袋に収納可能な程度の荷物とする。準備があれば、1人あたり1日分の食料や3リットルの飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、タオル等。必要に応じて、常備薬、おくすり手帳、保険証、食物アレルギー対応食、メガネ、入歯、オムツ、生理用品を用意する。
特に、乳幼児用ミルクや離乳食、紙おむつや生理用品など嗜好性の高いものや食物アレルギー対応食、慢性疾患等による食事制限が必要な者に対する特別用途食など個別の対応が求められる品目については、発災直後に入手することは極めて困難であることから、可能な限り家庭で備蓄したものを活用する。

5 津波警報等発表時の避難

(1) 沿岸住民への避難指示

市長は、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、防災行政無線、携帯電話のメール（緊急速報メール、防災メール）、SNS、FMラジオ、さらには広報車両などにより、あらかじめ定めた浸水想定地域の住民等に対し、災対法第60条に基づく避難指示を発令する。

(2) 住民等の避難誘導等

- ア 沿岸地域の住民等は、大津波警報または津波警報が発表され、市長から避難指示が発令されたときは、最寄りの津波避難場所や高台など安全な場所へ原則として徒歩で避難する。
- イ 避難場所や避難目標地点まで相当な距離があるなど、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難な地域については、沿岸地域に配備しているリヤカー等の活用や、地域内で協議に基づき、必要最小限の範囲内で自動車等による避難を行う。
- ウ 近くに高台などが無い津波避難困難地域にいる場合は、津波避難ビルや3階建て以上の頑丈な建物などに避難する。
- エ 避難にあたっては、自らの安全を確保したうえで、地域の要配慮者の避難を消防団、自主防災組織等と協力して行う。
- オ 津波避難場所等に避難完了後は、津波警報等が解除されるまでは自宅等に戻らず、最寄りの避難所に移動する。

6 要配慮者の避難支援

① 情報伝達

ア 市は、社会福祉施設や病院等の施設管理者に対し、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の情報、携帯メールなどさまざまな手法により、津波警報等発表の情報を周知または伝達するとともに、ただちに避難するよう指示を行う。

イ 市は、在宅者に対し電話や防災行政無線、防災メール、ラジオ、FAXなどの手段のほか、民生委員、消防団、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及び家族等に対し避難等の情報伝達を行う。

ウ 市は、外国人の避難対策として、多言語での表示、やさしい日本語を用いた放送を行うよう報道機関等に要請する。

② 避難支援

ア 市は、消防団や民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の避難支援要員を確保し、的確な避難誘導を行う。

イ 社会福祉施設や病院、診療所等の施設においては、各施設管理者があらかじめ定めた避難計画等による組織体制に基づき、職員が入所者や患者の避難誘導を行う。

ウ 避難誘導にあたっては、入所者や患者の実態に即した避難用の器具等を用い、避難先は、それぞれ必要な設備が整備された施設等とする。

7 帰宅困難者に対する支援

災対各地区本部避難所班は、旅行者や市外居住者も含めた帰宅困難者を最寄りの避難所に受け入れ、非常用食糧や飲料水、災害情報等を提供するなど、安全に帰宅するための支援を行うとともに、すみやかに受入状況を災対各地区本部総務班を通じて災対こどもみらい部避難所支援班に報告する。

災対本部設置前であっても、避難者が施設に集まった場合や、交通事業者から要請があった場合は、災対都市建設部総合交通対策班は、交通事業者との連絡調整の上、帰宅困難者の把握・対応を行い、災対各地区本部避難所班は、災対各地区本部長の指示のもと避難所に職員を配備し、避難者の受け入れを行う。

一方、帰宅困難者自身も安全な帰宅が可能となるまで、むやみに移動は行わず、事業所内にとどまったり地域の一員として避難所の運営や救援活動の支援等に努める。

8 避難路及び避難場所の安全確保

(1) 市の役割

災対消防部は、避難指示が出された地域住民等の避難に際し、災害の規模、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を災対本部長、災対各地区本部長及び警察署に通報する。

また、住民等の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の誘導や

避難指示の伝達の徹底にあたるよう要請する。

なお、避難指示の発令以後の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの避難場所・避難道路の安全確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場所内部の火災発生防止を最優先で行う。

(2) 警察の役割

管轄警察署長は、市長から避難指示を発令した旨の報告を受けたときは、すみやかに避難誘導等を行う警察官を要所に配置する。

ア 警察官は、市や消防、消防団等と連携を図りながら安全な避難交通の確保に努めるとともに、適切な広報や避難誘導等を行う。

9 避難状況の報告

災対各地区本部総務班は、大規模な災害が発生し避難指示が発令されたとき、または避難所や公共施設等への自主避難者を確認したときは、避難所班または施設管理者等と連携し、開設した避難所や津波避難ビル等における避難状況について集約するほか、管内の民間施設や事業所などからも被害状況などを収集し、災対こどもみらい部避難所支援班に報告する。災対こどもみらい部避難所支援班は、報告をとりまとめ、災対統括部に報告する。

災対各地区本部避難所班は、各避難所等における避難対象世帯について、住所、氏名、家族構成（人数）、要配慮者の数などを記載した避難者名簿を作成し、災対各地区本部総務班を通じて災対統括部に報告する。

なお、報告連絡の方法は、電話・FAX等による。

10 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合で、生命または身体への危険を防止するため特に必要と認めた時は、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

警戒区域の設定権者は以下のとおりである。

ア 市長（災対法第 63 条）

イ 警察官（災対法第 63 条、警察官職務執行法第 4 条、消防法第 28 条及び第 36 条）

ウ 海上保安官（災対法第 63 条）

エ 消防吏員または消防団員（消防法第 36 条において準用する同法第 28 条）

オ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災対法第 63 条第 1～3 号に定める者が現場にいない場合に限る。）

カ 知事（災対法第 73 条に基づき、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合）

11 避難所の開設

(1) 開設の担当者

- ア 災対各地区本部避難所班は、震度5強以上の地震が発生した場合または大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、避難所開設基準（P163～164 参照）に基づき、各避難所を巡回確認するとともに、避難者がいる場合には、避難者、自主防災組織、各施設管理者等の協力のもと避難所を開設する。
- イ 各避難所開設担当者は、災対各地区本部避難所班において、あらかじめ定めておく。

(2) 開設の手順

避難所開設は、別に定める「避難所運営マニュアル」によるが、その手順は、おおむね以下のとおりとする。

- ア 電話、防災行政無線（移動系）等により、避難所開設の旨を災対地区本部総務班に報告する。
- イ 施設の門を開ける。
- ウ 施設の入口扉を開ける。
- エ 避難所の施設の安全を確認する。（すでに避難者がある時は、安全なスペースに誘導する）。
- オ 避難所内事務所を開設する。
- カ 避難者の受入（収容）スペースを指定する。
- キ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。
- ク 防災備蓄倉庫等から資機材や毛布、非常用食糧等を避難所に搬入する。
- ケ 公衆無線LAN網への接続及び特設公衆電話用電話機を設置する。
- コ 避難者名簿を作成する。

(3) 開設時の留意事項

① 開設

- ア 災対各地区本部避難所班は、巡回の際にすでに避難者がいるなど被害の状況等から必要があると判断したときは、災対各地区本部長に報告するとともに、避難所開設の準備を行う。
- イ 災対各地区本部避難所班は、すでに避難住民が集まっている時は、すみやかに施設の安全を確認のうえ避難所を開設し、避難者の不安の緩和を図るとともに、混乱の防止に努める。
- ウ 災対各地区本部避難所班は、危険と判断した場合は、すみやかに避難者を近隣の避難所に誘導する。
- エ 避難所において感染症の発生及び感染拡大を防止するため、被災者、職員を含む関係者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生、換気等の実施を周知徹底する
- オ 災対各地区本部避難所班は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよ

う避難所開設当初から、パーティションや段ボールベッド等の簡易別途を設置するよう努める。

② 学校を避難所として使用する場合

学校が避難所となった場合でも、教育活動をできるだけ早く再開する必要があることから、災対各地区本部避難所班は、あらかじめ避難所として使用できる施設・スペースについて、学校側と協議を行っておく。

避難所として使用するスペースについては、基本的に以下のとおりとする。

機 能	割り当てる部屋
避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室
地域住民の避難所	体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室
児童・生徒の学習室	普通教室
福祉スペース	保健室、和室等
体調不良者用静養スペース	(保健室等) 個室が望ましい

※ 理科室、図工室、美術室、金工・木工室等は安全性の観点から、避難所としての使用は極力さける。

※ 避難所の火災等二次災害の防止や、電気容量の関係で暖房器具の持ち込みを原則禁止する。

③ 受入スペースの指定

ア 避難した市民の受け入れスペースの指定にあたっては、地元行政区や自主防災組織等が中心となり、地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な運営ができるように取り計らう。なお、女性の着替えや授乳場所の確保にも配慮する。

イ 体調不良者用静養室を準備する他、感染症予防に配慮したスペースの設営に努める

ウ スペースの指定の表示方法については、床面に色テープで掲示する等わかりやすいものになるよう努める。

④ 仮設トイレ等の設置

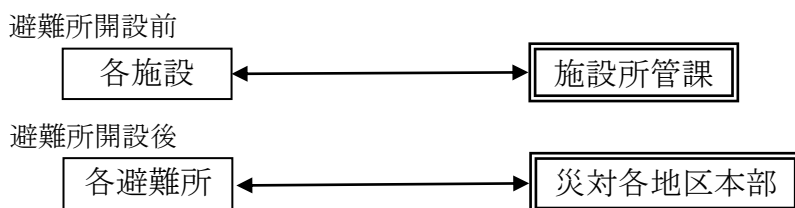
ア 各避難所のトイレの状況を確認し、使用できない場合には、あらかじめ備蓄した災害用トイレを既存のトイレに設置するほか、必要に応じて仮設トイレの設置について災対生活環境部に要請する。

イ 車椅子用のトイレを設置する場合は、段差の少ない場所、出入りのしやすい場所等を選ぶなどの配慮を行う。

ウ 女性用のトイレは、安全面やプライバシーの確保が可能な場所を選定する。

⑤ 報告

ア 災対各地区本部避難所班は、避難住民の収容を終えた後、すみやかに災対各地区本部総務班に対して、電話またはFAX等により開設状況などを報告する。ただし、避難所開設前は、施設所管課が各施設と連絡をとる。



イ 災対各地区本部総務班は、管内の避難所の開設状況等を取りまとめ、災対こどもみらい部避難所支援班に報告する。

ウ 災対統括部は、災対こどもみらい部から報告を受けたときは、いわき地方振興局を經由し、県（危機管理部）へ避難所の開設の状況等（箇所数及び収容人数、開設期間の見込みなど）を報告する。

⑥ 避難所運営本部の開設

上記の措置をとった後、災対各地区本部避難所班は、避難所内に避難所運営本部をすみやかに開設し、「避難所運営本部」と表示する。また、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所開設以後は、避難所運営本部に市職員を常時配置しておく。また避難所運営本部には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備しておく。

⑦ 避難所における職員の勤務体制

災対各地区本部避難所班は、避難所ごとに交代で勤務にあたる体制を確立するものとし、不足が生じる場合は、災対各地区本部総務班を經由して災対総務部職員班に対し、職員の応援を要請する。

(4) 福祉避難所の開設

災対保健福祉部福祉避難所班は、各避難所における要配慮者の状況や、あらかじめ福祉避難所として定めた公共施設及び社会福祉施設等の被災状況を把握し、開設する福祉避難所を決定する。

① 小・中学校における福祉スペースの開設

福祉避難所が開設されるまでの間、要配慮者を一時的に受け入れるため、学校等の保健室、和室等を福祉スペースとして確保する。また、確保が困難な場合は、体育館の一部に簡易間仕切りや畳を設置し、福祉スペースとして使用する。

② 公共施設における福祉避難所の開設

ア 災対各地区本部避難所班は、要配慮者の状況について本人または家族等から聞き取りを行い、福祉避難所への避難の必要性について判断（トリアージ）を行い、その結果を災対各地区本部総務班を通じて災対保健福祉部福祉避難所班に報告する。

イ 災対保健福祉部福祉避難所班は、福祉避難所の開設状況及び空き状況を確認し、要配慮者の状態に応じて福祉避難所（社会福祉施設または公共施設）を決定し、地区本部総務班へ連絡する。その際、要配慮者に個別支援調査表を携行するよう、併せて伝達する。

ウ 災対各地区本部総務班は、要配慮者、家族または支援者に対し、受入先となる福祉避難所へ移動するよう、災対各地区本部避難所班を通じて伝達する。移動手段は、原則として要配慮者等が自ら確保するものとし、自力での移動が困難な場合は、社会福祉施設等の協力によるものとする。

エ 要配慮者を受け入れた福祉避難所の職員は、その旨を当該災対各地区本部総務班を通じて災対保健福祉部福祉避難所班に報告する。

12 避難所の運営

(1) 避難所運営委員会の設置

ア 災対各地区本部避難所班、施設管理者、行政区や自主防災組織等が主体となり避難所運営委員会を結成し、避難所内での活動場所の指定等の調整業務などを担当する。

イ 男女双方の要望や意見を反映させるため、避難所運営委員会に女性を含めるよう配慮する。

(2) 運営の協力

避難者は、避難所運営委員会の活動に協力するなど、自立した避難所運営に努める。

(3) 運営の手順

避難所運営の手順は、「避難所運営マニュアル」によることとするが、おおよそ以下のとおりである。

ア 避難者カード・個別支援調査表の配布

イ 避難者名簿の作成、災対各地区本部への報告

ウ 要配慮者及び体調不良者の把握（避難者カードと避難行動要支援者名簿との突合）

エ 居住区域の割り振り

オ 非常用食糧や毛布、日用品の請求、受取、配給

カ 在宅の要配慮者の状況把握

キ 避難所の運営状況の報告（毎日定時。その他適宜）

ク 避難所運営記録の作成

ケ 感染症予防に留意した清掃、換気等の環境整備

(4) 運営上の留意事項

① 避難者の把握

ア 避難所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、避難した市民等に避難者カードを配布し、世帯ごとに記入するよう依頼する。また、要配慮者のうち避難行動要支援者については、避難者カードのほか個別支援調査表を配布する。

イ 避難者の体調確認を毎日行い、体調不良者が確認された場合には、災対各地区本部医療班へ連絡・連携し対応する

ウ 避難所班は、避難者カードの情報を避難者名簿に集約した後、災対各地区本部へ報

告する。また、個別支援調査表が提出された場合は、避難行動要支援者名簿との突合を行い、その情報を災対各地区本部に併せて報告する

② 避難所居住区域の割振り

- ア 居住区域の割り振りは、可能な限り、隣組ごとにまとまりをもてるよう配慮する。
- イ 各居住区域は、適当な人員（20 人程度を目処とする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示し、以後の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。
- ウ 体調不良者等は専用スペースを設けることや別室に割振るよう努める。
- エ 子育て家庭や女性だけの家庭等に対しては、生活空間の設置に対する配慮を行う。
- オ 避難者数が減少し、避難所内のスペースに余裕が出てきた段階で、不公平にならないよう配慮しながら、避難者の使用面積を拡大し、プライバシーの確保を図る。

居住区の代表者(班長)の役割

1. 市（災対本部）からの指示、伝達事項の周知
2. 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握及び災対各地区本部避難所班へ報告
3. 物資の配布活動等の補助
4. 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
5. 災対各地区本部衛生班が行う消毒活動等への協力
6. 施設の保全、衛生管理

③ 女性への配慮

居住区域の割振りにあたっては、女性のニーズに配慮した男女別更衣室・トイレや洗濯物の干場、授乳場所の確保を行うほか、女性専用の物資については女性が配付を行うなどの配慮を行う。

④ 要配慮者等への対応

避難生活を送る上で配慮を必要とする方に対しては、避難所内の福祉スペース※や福祉避難所への移送を検討する。

※ 避難所内の福祉スペース

福祉避難所が開設されるまでの間、または福祉避難所への避難までは必要としない要配慮者のためのスペースとして、学校の保健室や和室などを確保するものである。

⑤ 体調不良者への対応

体調不良者に対しては、個室や専用スペースへの移動を検討し、積極的な受診勧奨を行う

⑥ 食料品、日用品の請求、受取り、配給

- ア 避難所運営委員会は、食料品、日用品、その他物資の必要数について災対各地区本部へ報告する。
- イ 到着した食料品や物資を受け取った時は、その都度物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

⑦ 避難所の運営状況及び運営記録の作成

ア 避難所運営委員会は、避難所の運営状況について、1日に1回、定められた時刻までに災対各地区本部へ報告するほか、傷病人の発生等、特別の事情のある時は、その都度報告する。

イ 避難所運営委員会は、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

⑧ 被災者の移送・受入

ア 被災者の他市等への移送

本部長は、被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、県知事に対して他市町村等での収容について要請する。

イ 他市町村からの被災者の受け入れの協力

本部長は、県知事から他市町村からの被災者を受け入れるための避難所の開設の要請を受けた場合は、可能な限り協力する。

⑨ 地域の自警

避難所運営委員会は、避難者の安全を確保するため、また、避難所及び住家等の周辺環境の警備のため、警察、消防団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、避難所周辺の巡回等を行い、治安維持に努める。

⑩ 地域等との連携

避難所班の職員は、避難所運営に関わる問題を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関することなどについて、避難所運営委員会をはじめ、地元行政区や自主防災組織等と協力してスムーズな運営が行われるよう努める。

⑪ 在宅被災者及び車中泊避難者に対する支援

避難所運営委員会は、自宅での生活が可能であるものの、食料等の調達が困難な在宅被災者及びやむを得ず車中泊により避難生活を行う者に対しても、消防団や民生委員、自主防災組織等の協力のもと避難所への避難者と同様、支援物資や食料品の配布等を行う。

また、在宅被災者及び車中泊避難者の実態把握に努め、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を提供するものとする。

⑫ 避難が長期化する者に対する支援

避難生活が長期化場合など必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、選択等の頻度、受療機会や保健師等巡回相談の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や、衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴・洗濯に必要な水の確保、福祉的支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑬ ペット対策

市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

また、県獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについ

て、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

項 目	概 要
避難所での飼育の原則	ペットの飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。
ペットの把握	避難所運営委員会は、次の挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 1. 飼育者の氏名と住所 2. ペットの種類と数 3. ペットの特徴（性別・体格・毛色等）
飼育場所の指定	避難所運営委員会は、避難所における飼育場所の指定を行う。
物資等の提供	市は、必要に応じ、次の支援等を行う。 1. 民間事業者との協定により確保したペット用物資の配布（えさ、日用品） 2. ペットの負傷や病気に対する診断、治療を県獣医師会へ支援要請 3. ペットに関する相談（一時預かり、飼育相談等）
保護施設等への受入調整	市は、県獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて避難所から動物シェルターなど保護施設へのペット受け入れ等の調整を行う。

13 教職員の役割

- ア 大規模災害が発生した場合、教職員は、学校災害対応マニュアルに従い、児童・生徒等の安全確保、安否確認等、学校の教育活動再開のための準備等の業務を最優先で行う。
- イ 教職員は、児童・生徒の安全確保と学校の教育活動再開のための準備等ができ次第、業務に支障を来すことのないように配慮しながら、市及び自主防災組織等と連携して避難所の開設及び運営に協力する。

14 避難所の集約・統合・閉鎖

- ア 災対各地区本部避難所班は、ライフラインが回復し、仮設住宅への入居が開始されるなど避難者が減少してきたときは、災対各地区本部長と協議し、避難所の撤収や統合を進める。
- イ 災対各地区本部避難所班は、避難所運営委員会を中心とし、避難者や地域住民、ボランティアの協力のもと、避難所の閉鎖に伴う後片付けや清掃、避難者の移動支援を行う。
- ウ 特に自立が困難な避難者に対しては、社会福祉協議会やボランティアセンターと連携して生活相談等を行うなど、自立に向けた支援を行う。

エ 避難所の統合・撤収に向けた避難者の合意形成、避難所の後片付けは、以下の手順で行う。

- a 災対各地区本部長は、管内の避難者数の推移をみながら、効率的な避難所運営を行うため、避難所班に対し避難所の統合または廃止について検討するよう指示する。
- b 避難所班は、避難所運営委員会との間でライフラインの復旧状況などから避難所撤収の時期について協議する。
- c 避難所が私立学校など民間の施設の場合には、避難者の減少に伴い早期に公的な施設の避難所に統合する。避難所の統合は、概ね私立学校などの民間施設、県立高校、市立中学校、市立小学校、市立施設（公民館など）の順に行うことを基本とする。ただし、福祉避難所として開設した施設は、この順によらず、要配慮者の避難を優先する。
- d 避難所運営委員会は、避難所閉鎖に向けたタイムスケジュールを作成する。
- e 避難所運営委員会は、避難所の閉鎖時期や閉鎖準備などについて避難者に説明し、避難者の合意形成を行う。
- f 避難所の閉鎖や統合に伴う避難者の移動にあたっては、民生委員や行政区などと協議し、できるだけ血縁や地縁のつながりを保てるよう配慮して行う。
- g 災対各地区本部避難所班は、避難所の閉鎖にあたって、使用した設備や物資の返却、回収、処分などについて災対各地区本部衛生班と協議して実施する。
- h 避難者は、地域住民やボランティアの協力も受けて、避難所施設内外の片付け、整理・整頓、清掃とごみ処理を行う。
- i 避難所運営委員会は、避難所運営に用いた各種の記録、資料を災対各地区本部避難所班に提出し、避難所閉鎖の日に解散する。

15 車中泊避難者への支援

自動車や仮設テントなどは、自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の災害時においても多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

災対各地区本部避難所班は、車中泊避難者の実態把握に努めるとともに、必要に応じて食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所情報の提供などの支援に努める。

特に、水分不足や運動不足等から静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。

市が行う業務は、以下のとおりである。

ア 車中泊避難者の状況調査

- a 避難所運営委員会は、校庭などで車中泊をしている避難者の把握に努める。
- b 災対各地区本部避難所班は、行政区や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

イ 車中泊避難者への支援

災対各地区本部避難所班及び医療班は、車中泊避難者に対し、次の支援を行う。

- ・新たな避難先の提供（避難所等、テント、ユニットハウスなど）

- ・食料や物資の供給
- ・健康管理に関する情報提供、保健指導
- ・FMラジオ等を利用した情報の提供

ウ 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防

運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控えることなどから、エコノミークラス症候群を発症する人が出るおそれがある。このため、災対地区本部避難所班及び医療班は、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、以下の事項について避難者に呼びかける。

- ・時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- ・十分にこまめに水分を取る。
- ・アルコールを控える。できれば禁煙する。
- ・ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- ・かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもむ。
- ・眠るときは足をあげる。

エ 排気ガス車内充満の予防

就寝時における排ガスの車内充満等の危険性等について注意喚起を行う。

16 指定避難所以外の施設に避難者がいる場合の対応

ア 災対各地区本部避難所班は、指定避難所以外の施設等（以下「指定外避難所」という。）に避難者がいる場合は、その状況について災対各地区本部総務班に連絡し、総務班は災対こどもみらい部避難所支援班に報告する。

イ 災対各地区本部避難所班及び医療班は、指定外避難所への避難者に対し、次の支援を行う。

- ・新たな避難先の提供（避難所等、一時提供住宅等）
- ・食料や物資の供給
- ・避難者の健康管理、健康指導
- ・FMラジオ等を利用した情報の提供

ウ 災対各地区本部避難所班は、災対産業振興部等と連携し、指定避難所以外に避難している避難者に対し、支援物資の配付や生活情報の提供等を行うよう努める。

第10節

避難所等における防疫保健衛生対策

【災対本部】 災対保健福祉部 【災対各地区本部】 医療班、衛生班

【関係機関】

- ・（一社）いわき市医師会ほか医療関係団体

1 計画の目的

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、市及び関係機関は、防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

＜達成目標＞

市及び関係機関は、災害時における被災地区の保健衛生対策や消毒及び感染症の予防や感染症患者の早期発見のための各種措置を実施するとともに、飲食に起因する食中毒等の発生防止のための食品の衛生監視及び被災地区住民の心身の健康保持を図るため、食事に関する栄養指導やこころのケアを行う。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	避難所の開設
発災から6時間以内	避難者名簿の作成 日用品等提供依頼 要配慮者のための福祉スペースの確保
発災から12時間以内	非常用食糧の衛生確保、炊き出し等の衛生指導
発災から24時間以内	避難所の環境整備 井戸水等水質安全確保
発災から72時間（3日）以内	健康相談の実施 防疫資機材の調達
発災から1週間以内	感染症予防対策
発災から1か月以内	巡回栄養指導

3 各主体の責務

(1) 市民の役割

市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、隣近所と助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

(2) 市の役割

災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫等のほか、感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の保健衛生対策を的確に実施する。

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

災対保健福祉部保健活動班、保健所班及び災対各地区本部（医療班、衛生班）は、避難所運営委員会と協力して避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、健康障害を予防するなど被災者が健康な生活を送ることができるよう支援に努める。

① 巡回健康相談・保健指導

災対保健福祉部保健活動班、保健所班、災対各地区本部医療班は、保健師等が避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、健康相談を行い、巡回健康相談では、要配慮者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

- ア 要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- イ 精神障がい者等への保健指導
- ウ インフルエンザや感染性胃腸炎など感染症予防の保健指導
- エ 傷病者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安、不眠等の除去、メンタルヘルスへの対応
- カ 口腔保健指導
- キ 熱中症予防の保健指導
- ク 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

② 避難所等の生活環境の整備

災対保健福祉部保健活動班、保健所班、災対各地区本部医療班は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な措置を行う。

- ア 食生活の状況、食中毒の予防
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、トイレ等の清潔の保持
- キ プライバシーの保護

(2) 防疫対策

① 防疫活動実施体制

災対保健福祉部保健所班は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう職員の配置など体制を整備し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県の支援を要請する。

② 感染症発生予防対策

災対保健福祉部保健所班、災対各地区本部医療班は、避難所、浸水地区など衛生状況の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。

ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、家屋の清掃と乾燥、必要に応じた屋内の消毒方法を指導する

イ 必要に応じて、家屋内の消毒を実施するための防疫薬品を当該地域に配布する。

ウ 必要に応じて、次の消毒活動等を実施する。

a 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令、指示（感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（以下「法」という。）第27条）

b ねずみ族、昆虫等の駆除の命令、指示（法第28条）

c 物件に係る措置の命令、指示、実施（法第29条）

d 遺体の移動制限等（法第30条）

e 生活の用に供される水の使用制限等（法第31条）

f 建物に係る措置（法第32条）

g 交通の制限または遮断の措置（法第33条）

h その他の手続き（法第34、35、36、50、51、52条）

i 予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種の命令、実施

③ 検病調査等

災対保健福祉部保健所班は、感染症の早期発見やまん延防止のため検病調査を実施し、感染症の発生状況、患者の早期発見に努めるとともに、必要に応じて検便等の健康診断を行う。

④ 生活用水の供給

ア 法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、すみやかに生活用水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活用水の供給方法は、容器による搬送、濾水器による濾過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に容器の衛生管理に留意する。

ウ 生活用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する

⑤ 感染症発生時の対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生予防及びそのまん延防止のための措置を行う。

(3) 食品衛生監視

災対保健福祉部保健所班は、いわき食品衛生協会と連携し、必要に応じて次の活動を行う。

- ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
- イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導
- エ 食品関連被災施設に対する監視指導

(4) 栄養指導対策

市は、県及び防災関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

① 炊き出しの栄養管理指導

炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行う。

② 特定給食施設への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導するとともに、給食材料の在庫に余裕がある場合は、不足施設へ融通するなど施設間の調整を行う。

③ その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導をする。

(5) 防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用資機材を予め備蓄し、不足する時は調達を図る。

(6) 要配慮者への対応

災対保健福祉部保健活動班、保健所班、災対各地区本部医療班は、保健指導に際し、寝たきりの者、障がい者（人工透析患者等を含む）、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者について特に意を用いて実施する。

第11節

入浴サービスの提供

【災対本部】 災対保健福祉部 【災対各地区本部】 避難所班

【関係機関】

- ・ 公衆浴場組合、旅館組合、自衛隊
- ・ いわき市社会福祉協議会、社会福祉施設等

1 計画の目的

自宅の被災またはライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

＜達成目標＞

市は、浴室設備を備えた公共施設の活用のほか、旅館組合、公衆浴場組合などの民間団体や自衛隊の協力を得て、地震発生から概ね3日以内に入浴を実施できる体制整備に努める。

2 各段階における業務の内容

発災から24時間以内	浴室設備を備えた公共施設の被災状況の確認
発災から72時間（3日）以内	自衛隊に対し入浴支援要請 旅館・公衆浴場組合等へ協力要請 被災者への広報の実施

3 各主体の責務

(1) 市の役割

- ア 浴室設備を備えた公共施設の被害状況確認
- イ 公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力要請
- ウ 社会福祉施設等への協力要請（要配慮者の入浴支援）
- エ 県を通じた自衛隊に対する入浴支援要請
- オ 県及び他市町村への協力要請

(2) 県の役割

- ア 市からの要請に基づき、自衛隊に対する入浴支援要請
- イ 市からの要請に基づき、県内市町村及び隣接県への協力要請

4 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

ア 災対水道部（応急給水班）は、業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行うなど入浴環境を確保する。

イ 災対総合政策部広報班は、被災者に対し、市内の入浴施設の開設状況等について広報を行う。

(2) 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設の設置について県に要請する。

(3) 旅館組合等への協力要請

市内の旅館組合等への協力要請を行う。市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

(4) 要配慮者への対応

災対保健福祉部保健福祉総括班は、要配慮者等の入浴支援や交通手段の確保等について、市社会福祉協議会をはじめとする訪問入浴サービス事業者等に協力を要請する。

第12節

トイレ利用対策

【災対本部】 災対生活環境部 【災対各地区本部】 避難所班、衛生班

【関係機関】 県（生活環境部）

- ・企業等事業所、いわき市環境整備事業協同組合等
- ・避難所運営委員会

1 計画の目的

自宅の被災またはライフラインの長期停止により、トイレが利用できない被災者に対して仮設トイレ等を提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

＜達成目標＞

① トイレの確保は、概ね次の計画を目安とする。

地震発生後～12 時間	・避難所等に備蓄した災害用トイレの使用 ・公園等に整備した「マンホールトイレ」の使用
〃 ～1 日目程度	・市内の事業所等から仮設トイレを調達
〃 12 時間～2 日目程度	・応援協定等締結自治体・企業等から仮設トイレ等を調達
〃 2 日目程度～	・需要に応じてトイレを追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレを供給

② トイレトペーパー等の調達は、応援協定に基づき市内の小売事業所等からの流通在庫備蓄により対応する。

③ 避難所運営委員会等を中心として、トイレを衛生的に管理する体制を概ね 24 時間以内に確立する。

2 各段階における業務の内容

発災から 1 時間以内	避難所の開設 備蓄した災害用トイレの設置
発災から 6 時間以内	応援協定締結先等へ仮設トイレの提供について要請
発災から 12 時間以内	仮設トイレ設置
発災から 24 時間以内	応援協定に基づき、し尿のくみ取り開始

3 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

地震発生から3日間程度は、家庭及び企業等において備蓄した携帯用トイレ等で賄うよう努める。

(2) 市の役割

ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。

イ 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

ウ 自力で仮設トイレ等を調達できない場合は、応援協定締結自治体、関係団体等に仮設トイレの提供を要請する。

エ 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(3) 県の役割

仮設トイレ等の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供等により市を支援する。

4 業務の内容

(1) 災害用トイレの設置

ア 災対各地区本部避難所班は、避難所の開設時に施設を点検し、断水等によりトイレが使用できない場合は、あらかじめ主要避難所に備蓄した災害用トイレを既存のトイレ等に設置する。

イ 災対各地区本部避難所班は、避難者に対して、トイレの適切な利用方法を周知する。

ウ 災対各地区本部避難所班は、備蓄分で不足する場合は、災対産業振興部と連携を図り、支援物資による対応が可能な場合は、補給を要請する。支援物資による対応が困難な場合は、災対生活環境部に対し、仮設トイレの設置等について要請する。

(2) 仮設トイレ（レンタル）の調達

ア 災対生活環境部は、災対各地区本部避難所班からの報告を基に、必要となる仮設トイレの概数を把握する。

イ 災対生活環境部は、協定締結自治体やレンタル事業者等に対し、仮設トイレのレンタル供給を依頼する。

ウ 災対生活環境部は、自力での調達が困難なときは、県に調達の代行を依頼する。

(3) 要配慮者への対応

ア 避難所等に要配慮者用トイレが設置されていない場合または使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。

イ 避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(4) 快適な利用の確保

ア 災対各地区本部避難所班は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ 災対各地区本部避難所班は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所運営委員会を中心として定期的に清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 災対各地区本部衛生班は、避難所班からの報告を踏まえ、避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 災対各地区本部避難所班は、避難所施設内の既存のトイレを活用して災害用トイレを設置するなど、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保に努める。

オ トイレトレーラーなどの移動設置型トイレを必要に応じて導入を図るなど、避難所の生活環境の整備に努める。

第13節

ペットの保護対策

【災対本部】 災対保健福祉部（保健所班） 【災対各地区本部】 避難所班、衛生班

【関係機関】

- ・ 県（保健福祉部）
- ・ （公社）福島県獣医師会いわき支部、福島県動物救護本部

1 計画の目的

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、動物愛護団体等と協力体制を確立する。

＜達成目標＞

市は、県及び県獣医師会、県動物愛護ボランティア会等とともに「福島県動物救護本部」を立ち上げ、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

また、ペットの一時預かり施設（動物シェルター）の設置やペットと同行避難が可能な場所の確保に努める。

2 各段階における業務の内容

発災から 12 時間以内	ペット用物資の提供の呼び掛け及び受入準備、 ペットの一時預かり先の情報収集
発災から 24 時間以内	被災状況や避難状況等の情報収集
発災から 72 時間（3 日）以内	動物保護活動、相談窓口開設、ペットの一時預かり、 避難所への獣医師やボランティア派遣の協力依頼
発災から 1 週間以内	動物救護本部の設置、飼い主探し ボランティア、義援金募集の呼びかけ
発災から 1 か月以内	仮設住宅でのペット飼育支援、被災動物の健康管理支援 や譲渡支援

3 各主体の責務

(1) 飼い主の役割

ア ペットの飼い主は、災害発生時にペットを同伴して避難できるよう、日ごろからゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、ペット用ゲージなど避難用品の確保に努める。

イ ペットの飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合でも長期にわたり放置することのないよう努める。

(2) 市の役割

ア 災対保健福祉部は、動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、県動物愛護ボランティア会等と協力して「福島県動物救護本部」を設置、または市独自の動物救護本部を設置し、避難所等におけるペットの健康管理、新たな飼い主捜しの支援など救護本部の取組を行う。

イ 災対各地区本部避難所班は、避難所の設置にあたって避難所運営委員会と協議し、ペット同伴の避難者を受け入れるためのスペースを確保するなど住民がペットと一緒に避難することができるよう配慮に努める。

ウ 災対保健福祉部は、危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

エ 災対保健福祉部は、県獣医師会やボランティアの協力のもと、必要に応じてペットの一時預かり所を開設する。

オ 災対保健福祉部は、県獣医師会の協力のもと、避難所においてペットが適正に飼育されるよう指導を行うほか、ペットの診断や治療、飼育相談等を実施する。

カ 災対保健福祉部は、必要に応じて避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整を行う。

キ 災対保健福祉部は、災対財政部・災対産業振興部物資統括班と連携し、協定を締結した民間流通事業者からペット用のえさや医薬品、衛生用品などを調達し、飼い主や動物救護本部等に提供する。

ク 災対保健福祉部は、ペットの保護対策として必要な場合、県獣医師会に対し協力を要請する。

(3) 福島県動物救護本部の役割

ア ペットや被災動物の保護、健康管理及び飼養管理に関する支援

イ ペットや被災動物の飼い主捜し及び支援

ウ 災害ボランティアの募集及び受け入れ

エ その他被災動物の救護のために必要な事業

4 業務の内容

市は、福島県動物救護本部や一般財団法人ペット災害対策推進協会の協力のもと、次の活動を行う。

(1) ペットフード等支援物資の提供

災対財政部・災対産業振興部物資統括班と連携して避難したペット用のえさや医薬品、飼育用品等の確保に協力する。

(2) 動物の保護

負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

(3) 相談窓口の開設

避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(4) ペット等一時預かり所の運営

被災のため一時的に飼えなくなったペットや迷子動物を確保するため、ペット等一時預かり所を開設・運営するほか、民間等の一時預かり所の情報収集・提供に努める。

(5) 飼い主捜し

被災のため飼えなくなったペットや飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主捜しのための情報の収集と提供を行う。

(6) 仮設住宅でのペット飼育支援

仮設住宅で適正にペットが飼育できるよう支援を行う。

(7) 被災動物の健康管理支援

県獣医師会の協力のもと、被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

(8) ボランティア及び募金の受け入れ・調整・運営

ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

(9) 広報

災対保健福祉部は、災対総合政策部広報班と連携し、ペットの一時預かり所の開設、えさや医薬品等の供給、新たな飼い主捜しの情報等について市民に周知を行う。

第14節

要配慮者への対策

【災対本部】 災対市民協働部、災対保健福祉部、災対こどもみらい部、災対消防部

【災対各地区本部】 避難所班

【関係機関】

- ・ 市民（要配慮者及び家族、地元行政区、自主防災組織）、企業、ボランティア団体等
- ・ 医療機関、医療関係団体
- ・ 福祉サービス提供者（社会福祉施設、医療施設、民生委員、いわき市社会福祉協議会、介護保険事業者、いわき市地域包括支援センター、障がい者関係団体等）
- ・ 外国人関係団体（（公財）いわき市国際交流協会、外国人雇用企業等）
- ・ 防災関係機関
- ・ 消防団
- ・ 県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 県（保健福祉部、教育委員会、浜児童相談所）

1 計画の目的

要配慮者の安全確保のために、心身の健康状態等に配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階のニーズに応じた支援策を講じていくため、市民、行政、防災・福祉・外国人関係団体等との協働により必要な支援対策を行う。

＜達成目標＞

市は、要配慮者の安全確保について、避難行動要支援者名簿及び同名簿をもとに作成した個別計画に基づき、迅速な情報伝達及び避難誘導を行う。

また、心身の健康状態等に配慮し、各段階のニーズに対応したきめ細やかな支援策を講じる。

2 各段階における業務の内容

避難指示（津波対策）	市、報道機関等による情報提供
避難指示（土砂災害、火災等）	民生委員、消防団、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）による避難行動要支援者への周知または伝達及び安全な場所への避難誘導
発災から1時間以内	避難支援等関係者等の協力による要配慮者の屋外への退避
発災から3時間以内	避難支援等関係者等の協力による避難所への誘導
発災から6時間以内	避難状況の把握、安否確認

発災から 12 時間以内	社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
発災から 24 時間以内	福祉スペース、別施設への移動 福祉避難所の開設準備
発災から 72 時間（3 日）以内	福祉避難所の開設及び対象者の移動 避難所巡回健康相談（こころの相談含む）を開始
発災から 3 箇月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

3 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

① 避難行動要支援者及び家族の役割

防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、携帯メール、SNS等を活用して災害に係る情報収集に努めるとともに、あらかじめ定めた個別計画に基づき、避難支援等関係者の協力のもと、避難所や避難場所に迅速に避難する。

② 避難支援等関係者の役割

市から提供を受けた避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難誘導を行う。

③ 地域の役割

市、民生委員、自主防災組織、防災関係機関、介護保険事業者等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保や避難誘導及び安否確認を行う。

④ 要配慮者を雇用している企業及び関係団体の役割

要配慮者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

⑤ ボランティア団体等の役割

要配慮者のニーズに合わせた安全確保の支援活動を行う。

⑥ 外国人関係団体の役割

県や市と連携して外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行う。

(2) 県の役割

ア 市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と連携して市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動支援や市が行う外国人、視聴覚障がい者等の情報弱者への情報提供の支援を行う。

イ 市から県外への広域避難のための受入先確保の要請があった場合、要配慮者の受け入れが可能な市町村を調査、選定するなどの調整を行う。

(3) 市の役割

ア 要配慮者及び支援者に対し、多様な手段を活用して避難情報を周知または伝達するとともに、要配慮者の避難誘導及び安否確認を避難支援等関係者の協力を得て行う。

イ 避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に配布し、要支援者の避難支援を要請するとともに、安否確認を行う。

ウ 避難所に福祉スペースを確保するなど、要配慮者にとって暮らしやすい生活環境を確保する。

エ 福祉避難所、応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

オ 要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保を行う。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

ア 施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等と協働して施設外の要配慮者の安全確保を行う。

イ 応援協定に基づき、市から要請があった場合は、福祉避難所として開設し、要配慮者の受け入れを行うほか、協定に基づき福祉避難所でケアにあたる要員を派遣する。

4 業務の内容

(1) 情報伝達

市は、津波警報等の発表や避難指示の内容を要配慮者や支援者に迅速かつ正確に周知または伝達するため、報道機関等の協力を得て、災害情報共有システムを活用したテレビのデータ放送や、FMいわきへの緊急割込み放送などのほか、防災行政無線、携帯メール（緊急速報メール、防災メール）、SNS、FAX、広報車両等により情報を提供する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導対策

① 避難行動要支援者に係る情報共有

市は、災害発生時において避難行動要支援者の円滑な避難を支援するため、災対策法に基づき要支援者本人の同意がない場合でも、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援に必要となる範囲において避難支援等関係者（自主防災組織、民生・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防団、警察、その他市長が必要と認めた者）に提供し、情報共有を図る。

② 避難誘導体制

ア 市は、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、携帯メール、ホームページ、SNS、FAX、広報車両など多様な伝達手段のほか、避難支援等関係者の協力も得て、要支援者及び家族等に対し迅速に避難情報等を伝達するとともに、避難誘導及び安否確認を行う。

イ 避難支援等関係者は、市から提供を受けた避難行動要支援者名簿をもとに要支援者の避難支援等を行うが、その実施にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提としたうえで、できる範囲で行う。

(3) 福祉避難所への避難

- ア 災対各地区本部避難所班は、要配慮者の状況について本人または家族等から聞き取りを行い、福祉避難所への避難の必要性について判断（トリアージ）を行い、その結果を災対各地区本部総務班を通じて災対こどもみらい部避難所支援班に報告する。
- イ 災対こどもみらい部避難所支援班は、福祉避難所の開設状況及び空き状況を確認するとともに、災対保健福祉部福祉避難所班と連携し、要配慮者の状態に応じて最も適切な福祉避難所（社会福祉施設または公共施設）を決定し、災対各地区本部総務班へ連絡する。その際、要配慮者に個別支援調査表を携行するよう、併せて伝達する。
- ウ 災対各地区本部総務班は、要配慮者、家族または支援者に対し、受入先となる福祉避難所へ避難するよう伝達する。移動手段は、原則として要配慮者等が自ら確保するものとするが、自力での移動が困難な場合は、社会福祉施設等の協力を要請する。
- エ 要配慮者を受け入れた福祉避難所の職員は、その旨を当該災対各地区本部総務班を通じて災対こどもみらい部避難所支援班に報告する。
- オ 災対こどもみらい部避難所支援班は、あらかじめ定めた福祉避難所だけでは要配慮者の受け入れが困難な場合は、旅館、ホテル等に対し受け入れへの協力要請を行うほか、市外の医療機関や社会福祉施設等への移送などの措置を行う。

(4) 避難所の設置・運営

市は、避難所の運営にあたり、避難所運営委員会や地元行政区、自主防災組織等と連携して要配慮者の受け入れ・対応を行う。

- ア 災対各地区本部避難所班は、要配慮者に対して必要なスペースの確保、車椅子用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。
- イ 災対各地区本部避難所班は、ボランティア等の協力を得ながら、点字、大活字、手話等により、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう配慮に努める。
- ウ 災対各地区本部避難所班は、食品アレルギーを持った者への原因物質除去食品や腎臓病患者用の低タンパク質食品などの特別用途食が必要な場合は、災対各地区本部総務班に報告し、災対各地区本部総務班は、地区単位でとりまとめて災対産業振興部物資支援班へ要請を行う。

なお、要配慮者及び家族は、初動期においては、上記の対応が困難な場合もあることに留意し、発災後1週間程度は、家庭内で備蓄した食料等を活用するよう努める。

- エ 災対各地区本部避難所班は、車椅子や粉ミルク、おむつなどの日用品を確保するため、災対財政部・災対産業振興部物資統括班と連携を図りながら、協定締結自治体や民間事業者に供給を要請する。

(5) 福祉スペースの設置

- ア 福祉避難所の開設準備が整うまでの間は、避難所となる小・中学校等の保健室、和室等の一部にパーティションや畳等を設置した福祉スペースを設け、要配慮者を受け入れる。

イ 福祉スペースへの受け入れにあたっては、障がい者や高齢者などのほか、妊婦や新生児、発達障がい児など集団生活になじみづらい者がいる世帯の利用についても十分配慮に努める。

(6) 一時提供住宅等への優先入居

市は、仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際し、要配慮者世帯を優先して入居させるなどの配慮を行う。

(7) 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を県や他の市町村等と協働し、また、ボランティア等の協力を得て行う。

① 保健対策

被災者の心身の健康確保のため、保健師等による避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う。

② 福祉対策

市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、社会福祉施設、地元行政区等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う。

③ 各機関の調整・取りまとめ

要配慮者への対応については、社会福祉施設、医療施設、民生委員など多数の関係機関の調整が必要なことから、市（災対保健福祉部保健福祉総括班）はコーディネーター窓口を設置し、必要な対策を実施する。

(8) 児童・生徒の支援対策

① 要保護児童・生徒の把握

災対保健福祉部保健所班は、災対こどもみらい部、災対教育委員会事務局、各学校や保育所等と連携を図りながら、以下の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童・生徒の把握及び援護を行う。

ア 災対各地区本部避難所班は、避難者名簿をもとに児童福祉施設からの避難児童・生徒、保護者の疾患等による要保護児童・生徒を把握し、災対保健福祉部保健所班に報告する。

イ 災対保健福祉部保健福祉総括班は、上記のほか、住民基本台帳による死亡者の確認、災害弔慰金等の支給者名簿及び住民からの通報等をもとに孤児、遺児の実態把握を行う。

ウ 災対保健福祉部保健福祉総括班は、避難児童・生徒及び孤児、遺児等の要保護児童・生徒の実態を把握し、その情報を親族に提供して受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

エ 災対保健福祉部保健福祉総括班は、孤児、遺児に対し、母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きの支援などを行う。

② 児童・生徒のこころのケアの確保

災対保健福祉部保健所班は、被災児童・生徒に対し、県等関係機関との連携のもと児童相談所においてこころのケアを受けられるよう支援を行う。

③ 児童・生徒の保護等のための情報伝達

災対保健福祉部保健福祉総括班は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童・生徒を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

(9) 外国人の支援対策

市（災対市民協働部）は、外国人関係団体等と連携して災害情報の提供や相談等の支援活動を行う。

① 避難誘導

市は、報道機関や市国際交流協会等の協力を得て、外国語またはわかりやすい日本語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

② 情報提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、市国際交流協会等の協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ等を配布する。

イ テレビ、ラジオ、ホームページ等による情報の提供

市は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、市ホームページ、SNS等を活用して、外国語による情報提供に努める。

ウ 相談窓口の開設

市は、市国際交流協会等の協力を得て、すみやかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。なお、相談にあたっては、宗教や生活様式の違いなどにも配慮する。

(10) 性的マイノリティの支援対策

市（災対市民協働部）は、女性と男性のニーズの違いに配慮し、性的マイノリティの方に対しても、相談等の支援活動を行う。

なお、女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取り担当者には女性と男性の両方を配置することが望ましい。

第15節

こころのケア対策

【災対本部】 災対総務部、災対保健福祉部、災対教育委員会事務局

【災対各地区本部】 避難所班、医療班

【関係機関】

- ・福島県（保健福祉部、教育委員会、いわき教育事務所）
- ・精神保健福祉医療機関、学校等、県臨床心理士会
- ・報道機関

1 計画の目的

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

児童・生徒に対しては、精神的健康状態を的確に把握するとともに、スクールカウンセラー等の活用等により、こころの健康保持・増進に努める。

＜達成目標＞

市及び小・中学校長は、関係者（当事者、支援者、身体医療チーム、精神科医、こころのケアチーム等）と連携を図り、精神疾患の予防や治療、回復を目的とした支援を行う。

- ① 震災発生から3日以内に避難所の巡回相談等の支援を行い、県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣を、また、県が実施する「こころのケアチーム」の派遣要請を行う。
- ② 災害時のこころの健康について、正しい知識やホットラインなどの支援情報を積極的に啓発を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から12時間以内	県は、災害時精神科医療の確保をする。
発災から72時間（3日）以内	避難所巡回健康相談（こころの相談含む）を開始する。 県に「こころのケアチーム」の派遣を要請をする。
発災から1週間以内	県は、災害時精神科医療後方支援体制を整備する。
発災から1か月後以内	県教育委員会に対し、スクールカウンセラーの派遣を要請する。
発災から3か月以内	仮設住宅入居者等への健康相談を開始する。

3 各主体の責務

(1) 市民の役割

被災住民は、急性ストレス障害（ＡＳＤ）等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながら、こころの健康の保持・増進に努める。

(2) 市の役割

ア 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、ＡＳＤやうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

イ 必要に応じて県に「こころのケアチーム」派遣要請を行う。

ウ 専門医の受診機会を確保するなどにより、市職員の心の健康の保持・増進に努める。

エ 県教育委員会に対し学校へのスクールカウンセラー派遣を要請し、養護教諭と連携して児童・生徒のこころのケアを行う。

オ 児童福祉施設では、こころのケアに十分配慮した対応を行う。

(3) 報道機関の役割

ア 不用意な取材活動によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）の誘発や精神症状の悪化等の危険性を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

イ こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

(4) 精神科医療機関の役割

ア 被災した精神科病院の患者や被災住民のＡＳＤ等に対して必要な医療を提供する。

イ 避難所における巡回相談など市が実施するこころのケア対策を支援する。

4 市の業務内容

(1) 市民のこころのケア対策

① 避難所等における巡回健康相談等の実施

災対保健福祉部保健所班は、避難所等に派遣した保健師や避難所巡回チームによる安否確認、身体医療、生活支援活動により不安の軽減を図るとともに、こころのケアチームとの連携による精神科救急対応を行う。

② 要配慮者等への対応

災害による影響を受けやすい乳幼児・高齢者・障がい者及び災害遺族等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう配慮する。

ア 被災精神障がい者の継続的医療（受診や内服）の確保への支援

イ 精神医療関係者（精神医療機関、福祉相談や医療機関、民生委員、ケアマネージャー等）と連携を図りながら、避難所及び自宅において精神疾患の発症、急変への

対応を行う。

③ こころのケアチームの派遣要請

災対保健福祉部保健所班は、必要に応じて県に対して「こころのケアチーム」の派遣を要請する。

④ 被災者への啓発普及

災対保健福祉部保健所班は、被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等を新聞・テレビ・ラジオのほか、パンフレットの配布やホームページへの掲載、回覧等により伝達する。

⑤ 援助者への啓発普及と教育研修

災対保健福祉部は、保健所班、保育士、ケアマネージャ等関係者に対し「被災時のこころのケア」に関する研修を実施するとともに、ボランティア、民生委員等の支援者等に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。

⑥ 災害対応従事者の心の健康の保持・増進

災対総務部職員班は、災害復旧や被災者の対応にあたる職員を対象として「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供したり、産業医による健康相談を実施する。

⑦ 被災者への長期的な支援継続

災対保健福祉部保健所班は、応急仮設住宅等に保健師等を派遣し、慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール、PTSD等被災者が抱える問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを継続して行う。

(2) 児童・生徒のこころのケア対策

① 体制整備

ア 災対教育委員会事務局は、被災児童・生徒のカウンセリングやストレスチェックなど「こころのケア」を実施するため、県教育委員会へスクールカウンセラーの派遣要請を行うとともに、心の教育相談員の小・中学校への派遣計画を迅速に策定する。

イ 災対教育委員会事務局は、小・中学校において児童・生徒に対する「こころのケア」が円滑に行われるよう、教職員研修等を実施する。

ウ 災対保健福祉部保健所班は、県に対して「こころのケアチーム」の派遣を要請するなど、児童・生徒の心のケア対策を支援する。

② カウンセリング等の実施

各小・中学校においては、児童・生徒に対しストレスチェックなどこころの健康調査を実施するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等によるカウンセリングを早期に実施する。

③ 児童福祉施設での対応

保育所や家庭児童相談員等、児童に関する施設・相談窓口では、こころのケアに十分配慮した対応を行い、関係機関と連携しつつ適切な対策を実施する。

第16節

救急・救助活動

【災対本部】 災対消防部

【関係機関】

- ・ 県（危機管理部）、県警察本部
- ・ 自衛隊、福島海上保安部、消防団、自主防災組織等
- ・ （一社）いわき市医師会、（一社）いわき市病院協議会など医療関係団体

1 計画の目的

災対消防部は、地震発生時において同時多発する家屋の倒壊、火災等による多数の被災者に対し、県、防災関係機関、市医師会など医療関係団体等と相互に連携を図り、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。

また、地震発生直後においては、一刻も早い救出活動が必要なことから、地域住民、自主防災組織、消防団と有機的に連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施し、被災者の生命・身体 の安全確保に万全を期する。

＜達成目標＞

市は、自主防災組織等の協力により迅速に活動を実施し、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当を実施する。

市は、県を通じて自衛隊や緊急消防援助隊等の派遣要請を行い、重傷者の搬送や交通途絶地域の救出活動を安全かつ迅速に実施する。

市民及び自主防災組織は、要配慮者の避難支援や負傷者の救出救助に協力する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	初期救急・救助活動の実施 消防等による救助活動
発災から3時間以内	重傷者等の搬送

3 各主体の責務（自主防災組織、海上保安部含む）

(1) 市民の役割

ア 隣近所の被害状況を確認し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 負傷者等を発見したときは、ただちに消防等関係機関に通報するとともに、自らの安全確保を図りつつ、消防団や自主防災組織等と協力して救出活動にあたる。

(2) 市の役割

- ア 救出隊を設置し、生命、身体が危険な状態にある者等の救出・救助を行う。
- イ 災害時応援協定に基づき、市医師会など医療関係団体の協力のもと避難所等に救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。
- ウ 管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて各種消防相互応援協定及び県が定める緊急消防援助隊受援計画並びに県・市地域防災計画等に基づき、県内広域消防相互応援及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

(3) 県、県警察本部の役割

- ア 市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関へ応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。
- イ 市からの応援要請または自ら必要と判断した場合は、すみやかに救助部隊を編成し救急救助活動を実施するとともに、必要に応じて広域緊急援助隊を要請する等、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。
- ウ 市からの要請または自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急救助活動を実施する。また、ヘリコプター保有機関（県、県警察、海保、自衛隊等）と連携して航空機による安全かつ効率的な運航の支援・調整を行う。

(4) 消防職員等の役割

- ア 消防職員及び消防団員は、ただちに自主的に担当部署に参集するとともに、救助隊等を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。
- イ 救助隊等は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

(5) 自主防災組織等の役割

- ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。
- ウ 救出活動が困難な場合は、消防機関または警察等に連絡し、その救出活動に協力して早期救出を図る。
- エ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察と連絡を取り、その指揮を受ける。

(6) 海上保安部の役割

- ア 船舶海難が発生した場合は、その捜索・救助を行う。
- イ 負傷者、医療、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。
- ウ 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。
- エ 陸上における救急・救助活動において、市からの要請または自らの判断により、関係機関と協力して、ヘリコプターによる救助活動を実施する。

4 業務の内容

(1) 消防部による活動体制

消防長は、大規模地震により多数の負傷者および要救助者の発生が予想される場合は、「大規模災害時の消防活動計画（震災消防活動編）」に基づき、ただちに消防部隊を出動させて被災状況等の災害情報収集活動を開始するとともに、消防団をはじめ警察署等の防災関係機関、市医師会や病院協議会など医療関係団体、日本赤十字社福島県支部等と連携を図り、総力を挙げて被災者の救助、救護等人命の安全確保を行う。

① 消防職団員の非常参集

市内で震度4以上の地震が発生したとき、消防職団員は、あらかじめ指定された場所へただちに参集する。

② 編成する消防部隊等の種類

消防部隊：消防隊、救助隊、救急隊、特設隊

消防団部隊

③ 救急・救助活動の実施

災害等により、多数の負傷者が発生したときは、以下のことに留意しながら迅速かつ安全に負傷者の救出救護活動を実施する。

ア 火災現場における活動を優先する。

イ 火災現場以外は、多数の人命危険が予想される建物等を優先する。

ウ 複数の救助救急事故が発生した場合は、軽易な救助事故及び程度の軽い救急事故については、自主防災組織など地域住民が中心となって対応する。

エ 消防団は、地域における多数の負傷者および要救助者の発生に対し、簡易救出用器具（金テコ、ハンマー、のこぎり等）を有効に活用するとともに、地域住民、自主防災

組織と連携して救急・救助活動を行う。

オ 警察、関係機関と連携しての救出活動の実施

カ 現地救護所の設置

キ 医師の派遣要請

ク トリアージ（負傷者の程度別選別）及び医療機関への搬送

④ 広域応援要請

ア 県内応援要請

a 救助隊、救急隊等の増強が必要な場合は、福島県広域消防相互応援協定に基づき応援要請する。

b 応援要請は、福島県広域消防相互応援協定に定める代表消防本部を通じて行う。

イ 他都道府県に対する応援要請

福島県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県知事を経由して「緊急消防援助隊」や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援要請を行う。

(2) 自主防災組織等による活動体制

震災時は、公的機関だけではなく、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、市民や自主防災組織は、公的機関が行う防災活動に積極的に協力する。

ア 要配慮者の救出・救護

イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動

ウ 傷病者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力

エ 地域内の被害状況等の情報収集

オ 初期消火の実施

(3) 要配慮者への対応

市民、自主防災組織、消防団及び警察等は、協力して要配慮者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動をすみやかに実施する。

(4) 海難救助

ア 海上における救出は、福島海上保安部が主体となるが、小名浜港及びその周辺の海上において、海難がある旨通報、連絡を受けた者は、関係法令の定めるところに従い、ただちにその知り得た内容を福島海上保安部、県警察本部、消防本部に通報しなければならない。

イ 前項により通報を受けた各機関はただちに相互に必要な連絡通報を行い、救助に必要な体制を構築する。

ウ 災対消防部は、福島海上保安部の行う救出作業に対し、協力を行う。

第17節

医療救護活動

【災対本部】 災対保健福祉部、災対消防部 【災対各地区本部】 医療班

【関係機関】

- ・ 自衛隊
- ・ 福島海上保安部
- ・ 県（保健福祉部）
- ・ DMAT、JMAT、(一社)いわき市医師会、(一社)いわき歯科医師会、
(一社)いわき市薬剤師会、(一社)いわき市病院協議会など医療関係団体、日本赤十字社

1 計画の目的

地震・津波災害により発生する負傷者等の医療救護活動を円滑に実施するため、県、市、市医師会など医療関係団体、関係防災機関及び市民等の役割分担を明確にし、相互が協力連携して迅速かつ的確な医療救護を行い、市民の生命と健康を守る。

＜達成目標＞

県、市、医療関係団体等が、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護活動を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	医療機関の被災状況受入可否の把握
発災から3時間以内	医療機関の受入可否等についての広報 市医師会等への医療救護班の派遣要請
発災から6時間以内	負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 医療救護班の避難所等への派遣 県に対しDMATの派遣要請を依頼
発災から24時間以内	県を通じてJMATの派遣要請を依頼

3 各主体の責務

(1) 県の役割

市から要請があった場合は、「県災害救急医療マニュアル」に基づき、すみやかに災害派遣医療チーム（DMAT）の調整を行い、被災地内に派遣して医療救護活動を行うとともに、「福島県心のケアマニュアル」に基づき、心のケア活動を実施する。

(2) 市の役割

ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、災対保健福祉部地域医療班は、発災直後に被災地域及び医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ 災対保健福祉部（地域医療対策班、保健所班）は、被災者に対する医療及び助産を実施するため、避難所または市内の医療機関に救護所を設置するとともに、市医師会、市病院協議会など医療関係団体と協議し、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班（以下「医療救護班等」という。）の派遣計画を策定する。

ウ 災対保健福祉部地域医療対策班は、市医師会や市薬剤師会、福島薬業協同組合等と協議を行い、救護所における医療救護活動に必要な応急処置用資器材や医薬品等を確保する。

エ 本部長は、災害の規模及び患者の発生状況等を勘案し、必要があると認めるときは、県に対し災害派遣医療チーム（DMAT）や日本赤十字社の医療救護班の派遣を要請するよう依頼するほか、県を通じて日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請する。

(3) 医療機関等の役割

ア 市医師会など医療関係団体は、市から要請があったときは、策定しているマニュアル等に基づき、すみやかに医療救護班等を編成し、救護所等において医療救護活動を実施する。

イ 地域災害拠点病院（医療センター）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの重症患者の受け入れを行うなど、地域災害拠点病院としての役割を担うとともに、対応が困難な場合は、基幹災害拠点病院等（県立医科大学附属病院）に受け入れを要請する。

ウ 災害拠点病院は、県から医療救護班の派遣要請があった場合、または派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を編成し、救護所等において医療救護活動を行う。

4 業務の内容

(1) 救護医療機関等の区分

地震発生時は、同時に多数の負傷者が発生して医療機関に殺到し、大混乱となることが予想されることから、災対保健福祉部地域医療対策班は、市医師会や市病院協議会等と協議を行い、医療救護の拠点となる救護所を指定するとともに、救急指定病院や災害拠点病院等と緊密に連携し、負傷程度に応じた段階的医療救護を行うことにより、混乱の回避と負傷者の分散を図るなど、より円滑な医療救護の実施に努める。

なお、負傷の程度による医療救護の区分は、原則として以下のとおりとする。

① 救急指定病院（災害拠点病院を除く。）において救護する負傷者

- ア 重傷者……………入院を必要とする負傷者
- イ 中等傷者……………医師の専門的な処置を必要とする負傷者
- ウ クラッシュシンдрーム（挫滅症候群）の疑いのある者

② 地域災害拠点病院において救護する負傷者

- ア 重篤者……………生命の危険があり、一刻も早く処置が必要な者
- イ クラッシュシンдрーム（挫滅症候群）の疑いのある者

③ 基幹災害拠点病院において救護する負傷者

- ・ 地域災害拠点病院において対応が困難な、より重篤な状態にある者

④ 救護所において救護する負傷者

- ・ 軽傷者……………重、中等傷者以外で医師の応急処置を必要とする負傷者

(2) 医療救護班等の派遣要請

- ア 市（災対保健福祉部地域医療対策班）は、大規模地震の発生等により、多くの負傷者発生が見込まれる場合には、市医師会など医療関係団体との協定に基づき、医療救護班等の派遣要請を行うとともに、市医師会等と救護所の開設について協議を行う。
- イ 市から要請を受けた市医師会等は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、すみやかに医療救護班の派遣計画を策定する。

(3) 医療救護体制

① 救護所での医療救護

救護所は、収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置を行う。

ア 医療救護の範囲

- a トリアージ（負傷者の容態や緊急度に応じて治療の優先順位を決定）
- b 診察及び実施可能な応急医療処置
- c 地域災害拠点病院または救急指定病院への搬送要請
- d 避難者への予防衛生・保健活動

イ 市（災対保健福祉部保健所班、災対各地区本部医療班）の職務

救護所において医師の指示により次の職務を行う。

- a 医療救護活動の記録
- b 負傷者の整理
- c 災害拠点病院や救急隊との連絡調整
- d 遺体の保護
- e その他救護所運営に必要なこと
- f 救急指定病院への搬送手段の確保及び手配

ウ 救護活動の期間

災害の程度に応じて市長と市医師会長が協議して定める。

② 救急指定病院（地域災害拠点病院を含む。）

地震発生時においては、重傷者の処置、収容及び助産を行うほか、中等傷者に対する処置、精神科医療等の措置を行う。

ア 医療救護体制の整備等

地震発生時においては、すみやかに医師、看護師等の招集を行うなど医療体制を整え、医療救護を開始するとともに、次の事項についてすみやかに市災対保健福祉部に連絡する。

- a 施設、機能の被害状況
- b 入院患者及び院内負傷者の状況
- c 医療従事者の確保状況
- d 人工透析器の稼働状況及び稼働見込み
- e 医療救護活動報告書
- f その他必要なこと

イ 医療救護の範囲

- a 診察
- b 処置、手術、その他の治療及び施術
- c 薬剤または治療材料の支給
- d 助産
- e 市外医療機関への搬送に伴う病院間の連絡調整
- f 死亡の確認
- g 収容、看護

(4) 医療、救護資器材及び医薬材料の確保

① 医療器具、医薬品等の供給体制

ア 災対保健福祉部保健所班は、医療器具や医薬品等が不足したときは、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県（保健福祉部）に供給要請を行う。

イ 県（保健福祉部）は、市または医療機関等から要請があったときは、福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会との委託契約に基づき、卸幹事営業所に供給要請を行うとともに、二次的供給にあたるその他の営業所に供給要請を行う。

ウ 救急指定病院においては、自らの備蓄分を活用するほか、不足が生じたときは災対保健福祉部保健所班を通じて県に供給要請を行うほか、独自に調達する。

エ 医薬材料の供給は、災対保健福祉部保健所班が供給基地を確保し、協定に基づき市薬剤医師会の協力を得て行う。

② 血液の確保

市（災対保健福祉部、医療センター）は、赤十字血液センター施設等の被災状況をすみやかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部に対し、血液確保の協力要請を行う。

ア 被害の軽微な地域に採血車を出動するなど市民の協力により血液を確保する。

イ 近隣の県、市町村及び日本赤十字社各支部に要請を行い、血液製剤を確保する。

(5) 医療関係ボランティアの活用

ア 市及び救急指定病院は、医療関係ボランティアを災害時医療救護に積極的に活用する。

イ 医療関係ボランティアは、本部及び救急指定病院の指示を受けて医療救護活動に従事する。

(6) 在宅の慢性疾患患者への対応

慢性疾患患者の治療は、原則として救急指定病院で行うこととするが、人工透析実施患者で緊急を要する者または透析を必要とする傷病者は、水の供給状態が不十分となった場合、県消防防災ヘリコプターや自衛隊の協力を得て県外の透析可能病院へ搬送する。

(7) 在宅の要配慮者への対応

災対保健福祉部保健活動班、災対各地区本部医療班は、民生委員や自主防災組織の協力も得ながら、在宅の要配慮者の見回り等を行い、健康状態の確認を行う。

(8) 傷病者の搬送

医療救護班は、医療または助産救護を行ったもののうち、医療機関へ収容する必要がある重症患者を救護医療機関に搬送するものとし、その方法は、以下のとおりとする。

① 一次搬送の方法

ア 大規模災害発生時は、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として以下の順で一次搬送を実施する。

- ・各医療救護班が消防本部に搬送を要請する。
- ・市公用車、救護医療機関または各応急救護所班員の所有する自動車で搬送する。
- ・各応急救護所の班員、消防職員、市職員により担架やリヤカーで搬送する。
- ・自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

イ 市病院協議会及び災対消防部は、協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数をすみやかに把握し、各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

また、負傷者が特定の医療機関に集中しないように配慮する。

② 二次搬送体制

市内の救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、救急車のほか、必要に応じて県消防防災ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

③ 後方医療機関の受入要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町村等へ要請し、市外・県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

(9) 後方医療体制

災対保健福祉部地域医療対策班は、市病院協議会等と協議し、市内の病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。

また、応急救護所からの搬送ルートの整備を行い、応急救護所間あるいは応急救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

① 搬送手段

ア 救急車が確保できない場合は、医療救護班及び医療機関等が確保した車両で搬送する。

イ 道路の損壊等の場合または遠隔地への搬送の場合においては、必要に応じて県消防防災ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

② 搬送体制

応急救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、後方医療機関に搬送し、そこでも十分な対応がとれない場合は、県外の後方医療機関に搬送する。

③ 広域医療協力体制

災対保健福祉部地域医療対策班は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足する場合は、県に対しDMATやJMATの派遣要請を行う。

④ 医療スタッフの搬送

災対保健福祉部地域医療対策班は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

(10) 県への報告

市長は、救護班の編成及び活動状況並びに患者移送、病院診療所による医療実施状況を県に報告するとともに、県の定める様式に従い、次の帳簿類を整備する。

【整備する帳簿類】

- ・ 救助実施記録日計票
- ・ 救護班活動状況
- ・ 医薬品衛生材料受払簿
- ・ 病院、診療所医療実施状況
- ・ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- ・ 病院、診療所医療実施関係診療報酬に関する証拠書類
- ・ 救護班出動編成表
- ・ 救護班診療記録簿
- ・ 救護班医薬品衛生材料使用簿
- ・ 助産台帳
- ・ 助産関係支出証拠書類

第18節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

【災対本部】 災対総合政策部、災対土木部、災対都市建設部、災対農林水産部

【災対各地区本部】 経済土木班

【関係機関】

- ・ 磐城国道事務所、自衛隊
- ・ 県（いわき建設事務所、いわき農林事務所、小名浜港湾建設事務所）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 通信事業所、電力事業所、ガス事業所、東日本高速道路㈱、協定締結企業・団体等

1 計画の目的

震災時において各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要であり、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、各施設の被災状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

＜達成目標＞

道路管理者等は、管理する緊急輸送道路及び被災地域の道路被災状況を早急に把握するとともに、医療機関、防災活動拠点、物資等輸送拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先し、関係機関と密接な連携のもと応急復旧対策を迅速かつ的確に行う。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	被災概要調査の開始
発災から3時間以内	道路啓開の開始 緊急措置
発災から6時間以内	被災点検調査の開始 交通規制
発災から24時間以内	応急復旧の開始
発災から1か月以内	公共土木施設災害復旧事業、被災施設の災害復旧の実施

3 業務の内容

(1) 道路管理者等の応急対策

道路管理者等は、緊急輸送道路の被災状況を早急に把握するとともに、早期の道路利用者の安全確保や居住地域の孤立解消のため、関係機関と密接な連携のもと応急対策を迅速かつ的確に行う。

① 施設点検及び被災状況の把握

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、土砂崩壊・落石、法面等の危険箇所等の緊急点検を行う。なお、震度4の場合は、情報収集を行い、すみやかに施設点検に移行できる体制を整える。

イ 道路パトロールや監視用モニターにより、道路等の被災状況や渋滞状況等を把握するとともに、その状況を災対土木部を通じて災対統括部に報告する。

② 緊急の措置等

ア 交通規制等

a 道路利用者の安全確保や緊急車両等の円滑な通行を確保するため、被災箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制等の緊急措置を講じる。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。

b 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等により応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、管理する道路について区間を指定するとともに、運転者等に対し指定区間の外へ車両を移動するよう命じるものとする。

c 道路管理者等は、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ福島県公安委員会に当該指定しようとする道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合は、事後において速やかに通知する。

d 道路管理者等は、上記により区間を指定した場合は、ただちに当該指定区間内にあるものに対し、その旨を周知する。

イ 道路啓開

a 関係機関との調整を図り、路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。

b 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上障害物については、県警察本部の協力を得るなどして排除する。

c 道路区間が指定された場合において、車両を移動するよう命じられた車両等の占有者等が当該措置をとらない場合、または運転者がいない場合は、道路管理者等は自ら車両の移動等を行うものとする。

d 道路管理者等は、自ら車両の移動等を行った場合は、やむを得ない限度において生じた損失を補償するものとする。

ウ 防災活動拠点等とのアクセス確保

緊急措置及び道路啓開等にあたっては、医療機関、防災活動拠点、物資等輸送拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行う。

エ 応急復旧

- a 応急復旧工事は、道路啓開の後、施設の重要性や被災状況等を勘案し、迅速かつ的確に順次実施する。
- b いわき市建設業協同組合等は、災害時応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

(2) 交通管理者の応急対策

警察は、地震等により交通安全施設の損壊や故障が生じた場合、次により被災地域内での交通安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

① 信号機等の緊急措置

地震により信号機など交通安全施設の損壊や故障が発生した場合は、被災地域内及び関連道路の主要交差点に交通整理員を配置するほか、非常用電源装置により信号機を稼働させ、道路交通の安全確保と緊急車両の通行の円滑化を図る。

② 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、県警本部交通管制センターの交通情報板、集中可変標識、路側通信装置による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

③ 交通規制の実施

大規模な地震が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

(3) 道路占有者の応急対策

上下水道、電気、ガス、電話等道路占有施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は、道路管理者等に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置を行ったうえで応急復旧工事を実施する。

(4) 市の役割

① 交通規制の依頼

ア 災対本部長は、人命救助や食料品、日用品、医薬品、その他資機材の搬送などを迅速かつ適切に行うために、交通規制による緊急輸送道路の確保がやむを得ないものであると判断したときは、警察に対して、交通規制を行う路線、規制の目的、期間を伝え、交通規制を要請する。

イ 交通規制による緊急輸送道路の確保については、災対本部会議で協議を行い、本部長が最終判断を行う。

② 住民に対する広報

市（災対土木部）は、各道路管理者等からの各路線の通行規制等について情報提供を受けたときは、災対総合政策部広報班と連携を図りながら、テレビやラジオ、ホームページや広報紙などを活用して適時適切な広報を行うとともに、住民等からの問合せに対応する体制を確保する。

- ア 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- イ 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項
- ウ 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- エ 迂回路の設定に関する事項
- オ その他広報を行う必要がある事項

第19節

港湾・漁港施設・海上の応急対策

【実施主体】国（福島海上保安部、小名浜港湾事務所）

県（小名浜港湾建設事務所）

【災対本部】災対生活環境部、災対農林水産部、災対産業振興部、災対消防部

【関係機関】県警察本部（いわき中央、東、南警察署）、協定締結企業等

1 計画の目的

地震により港湾・漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

これらの施設については、地震による施設の損壊箇所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、海上では、津波等による多数の人身事故及び船舶の海難事故、沿岸における火災の発生などが予想されることから、関係機関が連携しながら災害応急対策を実施する。

＜達成目標＞

県は、国と連携しながら被災概要調査及び被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合には、すみやかに応急工事に着手する。

福島海上保安部は、被災状況、避難の必要性、避難者の動向等について県及び市と情報交換を密接に行い、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	大津波警報等や避難指示の周知または伝達 被災者の救出・救助 港湾・漁港施設の被害・復旧状況や利用可能な岸壁等の状況調査
発災から24時間以内	被害概要調査 立ち入り禁止等緊急措置・住民への広報 応急工事
発災から1週間以内	本復旧の開始

3 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

地震発生後、港湾・漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく県、市、消防、警察等へ通報する。

(2) 国の役割

① 福島海上保安部

- ア 船舶海難等が発生した場合の捜索や救助の実施
- イ 海上交通の安全確保
- ウ 海上における治安の維持

② 小名浜港湾事務所

福島海上保安部や県小名浜港湾建設事務所等と連携して所管する港湾・漁港の接岸施設の被災状況の調査及び応急復旧措置を実施する。

(3) 県の役割

小名浜港の荷役施設や接岸施設、漁港施設等の被災状況を調査し、被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、小名浜港湾事務所等との緊密な連携のもと応急復旧措置を実施し、災害の拡大や二次災害の発生を防止するとともに、港湾機能の回復を図る。

(4) 市の役割

- ア 地震発生後、市民・企業等から港湾・漁港施設の被災の通報を受けたとき、またはパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見したときは、すみやかに県へ通報するとともに、応急対策に係る国・県との連絡調整を行う。
- イ 負傷者及び被災者の避難誘導・救助の実施や、二次災害を防ぐため火気管理等の指導を行うとともに、福島海上保安部の活動に協力する。

4 業務の内容

(1) 海上交通の安全確保等

ア 福島海上保安部は、船舶海難または漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるときは、その旨を県及び市災害対策本部に報告し、すみやかに航行警報など必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険防止のための措置を講じるべきことを命じ、または勧告する。

イ 福島海上保安部は、油及び有害液体物質等が排出されたときは、事故防止のため、県警察本部や市等と連携しながら、事故防止のため排出油及び排出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の措置を行うとともに、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

(2) 船舶に関する措置

福島海上保安部、小名浜港湾事務所及び小名浜港湾建設事務所は、連携して以下のとおり船舶に関する措置を実施する。

ア 接岸スペースを確保するため、埠頭に停泊中の船舶に沖出しを依頼するなど必要な措置を実施する。

イ 救援物資輸送等にあたる船舶の活動がすみやかに実施できるよう、海上交通の整理、指導など必要な措置を実施するとともに、港湾・漁港施設や岸壁の被災状況、航路の障害状況等を船舶に周知する。

(3) 市民等の安全確保

ア 災対消防部は、港湾・漁港施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、小名浜港湾建設事務所等と連携を図りながら、避難指示の発令及び避難誘導、負傷者の救助等を行う。

イ 災対消防部は、沿岸住民、事業所及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4) 施設の点検等

① 災害の未然防止

ア 県（小名浜港湾建設事務所）は、震度5弱以上の地震が発生した場合、ただちにパトロールを実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。

イ 災対産業振興部は、小名浜港湾建設事務所等と連携を図り、小名浜港湾施設の被災状況や使用可能な岸壁等について確認を行う。

② 被害の拡大及び二次災害の防止

ア 人的被害発生防止のための対策の実施

県（小名浜港湾建設事務所）は、パトロール及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、津波等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、立入禁止等の措置を講じる。

イ 緊急措置の実施

小名浜港湾建設事務所は、小名浜港湾事務所と連携を図りながら、被災箇所について施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

小名浜港湾建設事務所は、被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

③ 障害物の処理

県は、国と連携しながら航路・泊地等について、沈船、漂流物等により船舶の航行等に支障がある場合は障害物の除去を行い、災対生活環境部は、除去された災害廃棄物の処理を行う。

(5) 集積ヤードの確保

小名浜港湾建設事務所及び災対産業振興部は、小名浜港の荷役施設の被災状況を調査するとともに、照明並びに荷役クレーンを港湾荷役関係者等の協力を得て、作業可能な状態に復旧し集積ヤードを確保する。

(6) 接岸施設の応急復旧措置

ア 小名浜港湾建設事務所は、小名浜港湾事務所等と連携を図りながら、施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

イ 災対産業振興部は、小名浜港湾事務所等と連携を図りながら、小名浜港の接岸施設の被災状況を調査し、岸壁に亀裂や陥没等の被害を生じたときは、県に報告するとともに、小名浜港湾建設事務所等が実施する応急復旧措置に協力する。

(7) 市民等への広報

被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、小名浜港湾建設事務所は、災対総合政策部広報班と連携を図りながら、港湾・漁港施設の被害程度や緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて、施設利用者や市民等に周知する。

(8) その他

ア 災対産業振興部は、救援物資等の受入施設の確保について、港湾・漁港管理者である県及び関係機関に協力を要請する。

イ 埠頭構内の荷役作業等に必要な人員・機材の確保については、港湾の物流業者等の施設利用や管理を統制している小名浜港運協会に協力を要請する。

ウ 災対産業振興部は、救援物資受入施設の設確保に伴う海上の状況調査を行うため、関係機関の協力を得て通信体制を確立し、迅速な情報の収集伝達を行う。

第20節

土砂災害対策

【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部、災対土木部、災対農林水産部、災対消防部

【災対各地区本部】 総務班、避難所班、経済土木班、消防各班

【関係機関】

- ・ 県（いわき建設事務所、いわき農林事務所）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 磐城森林管理署
- ・ （一社）福島県建設業協会、いわき市建設業協同組合、福島県法面保護協会いわき支所、いわき市測量設計業協会、林業関係団体、協定締結先団体等

1 計画の目的

治山、砂防等の管理者は、地震等による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

＜達成目標＞

県は、すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、災対法に基づき住民に対する避難指示の発令及び避難誘導等を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	被害情報等の収集 避難指示の発令、住民等の避難誘導
発災から3時間以内	緊急措置
発災から6時間以内	被災概要調査の開始 被災点検調査の開始 二次災害の防止措置
発災から24時間以内	応急復旧の開始
発災から72時間（3日）以内	被害状況の広報
発災から1か月以内	被災施設の災害復旧の開始

3 各主体の責務

(1) 市民の役割

ア 土砂災害警戒区域等内の居住者は、市から高齢者等避難や避難指示等が発令されたとき、または発表されない場合においても、土砂災害の前兆現象を確認したときは、ただちに最寄りの避難所等に避難する。

イ 治山・砂防施設の被災を確認したときは、遅滞なく県、市、警察署等へ通報する。

(2) 市の役割

住民等から治山・砂防施設被災の通報を受けたときは、すみやかに県へ連絡する。また、施設等の被災により住民や要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、災対法第60条に基づき住民に対する避難指示を発令するとともに、避難誘導等を行う。

(3) 県の役割

パトロールまたは市等及び市民等からの連絡により治山・砂防施設の被災を確認したときは、損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(4) 関係機関の役割

県・市と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化する。

4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

① 点検・巡視

各施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、管理施設の点検・巡視を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握するとともに、県、市及び警察など関係機関に連絡する。

② 異常を発見した場合の措置

各施設管理者は、点検・巡視の結果施設の異常や被災を発見した場合は、ただちに応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア 危険箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、ただちに市（災害統括部または災対各地区本部総務班）に通報する。

ウ 本部長または災対各地区本部長は、上記の通報を受けたときは、避難指示の発令とともに、あらかじめ作成した緊急連絡網等を活用して、住民の避難誘導等を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し、関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

① 治山施設

ア 被害状況の把握

市（災対農林水産部）は、林業関係団体と連携して林道、治山施設の被害状況を把握し、県及び防災関係機関等に報告する。

イ 応急対策

- a 災対農林水産部は、林道や治山施設の被害が拡大する恐れがあり緊急的に復旧する必要がある場合は、県（いわき農林事務所）と連携を図りながら応急復旧工事を実施し、または林業関係団体に対し応急措置を講じるよう指導を行う。
- b 災対農林水産部及び林業関係団体は、治山施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。
 - ・被災した施設の被害の拡大や二次災害の恐れがある場合、または施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事
 - ・山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、公共施設等に直接被害を与え、または与える恐れがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等
 - ・地すべりまたは亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
 - ・倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、速やかな除去
 - ・林道の通行に危険がある場合は、通行止め等

② 砂防施設等

ア 県（いわき建設事務所）は、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、下方の地域の住家や道路施設等への危険が予測できる場合は、すみやかに市及び関係機関に通報するとともに警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

イ 県及び市（災対消防部及び災対各地区本部消防班）は、施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

ウ 県は、被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

(3) 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

(4) 住民に対する広報等

- ア 気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、市及び各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、関係機関等へ周知する。
- イ 地震等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。

(5) 避難指示等の実施

- ア 県は、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、市、関係機関及び関係住民等にその調査概要を報告する。
- イ 市長は、県から報告を受けたときは、あらかじめ作成した緊急連絡網を活用して、関係住民に対してすみやかに避難指示の発令及び避難誘導等を行う。
- ウ 県及び市は、異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等必要な警戒避難体制を構築する。

(6) 要配慮者への対応

- 市（災対統括部、災対各地区本部総務班）は、災害の発生により要配慮者利用施設等に被害が及ぶおそれがある場合は、消防団や民生委員、自主防災組織等と連携し、迅速に避難指示などの情報の伝達及び避難支援活動を行う。
- ア 県は、必要な情報を伝達するなど、市の避難支援活動に協力する。
- イ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動にあたり、遭難者等の救出、負傷者の保護にあたる。
- また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じる。

第21節

河川・海岸施設の応急対策

【災対本部】 災対統括部、災対生活環境部、災対農林水産部、災対土木部

【災対各地区本部】 総務班、経済土木班

【関係機関】

- ・ 県（いわき建設事務所、小名浜港湾建設事務所）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ （一社）福島県建設業協会、いわき市建設業協同組合、協定締結先団体等

1 計画の目的

河川・海岸等の管理者は、震災時には施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携を図りながら災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

＜達成目標＞

県及び市は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、すみやかに応急工事に着手する。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	緊急措置
発災から6時間以内	被災概要調査の開始 被災点検調査の開始 二次災害の防止措置
発災から24時間以内	応急復旧の開始
発災から72時間（3日）以内	被害状況の広報
発災から1か月以内	被災施設の災害復旧の開始

3 各主体の責務

(1) 市民の役割

河川・海岸施設の被災を確認したときは、遅滞なく県、市、消防署、警察署へ連絡する。

(2) 市の役割

ア 市民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、すみやかに県へ連絡する。

また、施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、災対法第60条に基づき住民に対する避難指示の発令及び避難誘導等を行う。

イ 地震による河川（準用河川、普通河川）の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(3) 県の役割

地震により損傷した河川・海岸施設等の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(4) 河川管理者の役割

河川管理者は、所管する河川区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部に報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

(5) 関係機関の役割

県・市と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化する。

4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

① 点検・巡視

各施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、管理施設の点検・巡視を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握するとともに、県、市及び警察など関係機関に連絡する。

② 異常を発見した場合の措置

点検、巡視により異常を発見した場合は、ただちに応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、ただちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難指示の発令及び避難誘導等を行う。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し、関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

① 河川管理施設等

ア 堤防等河川管理施設等の損傷箇所の応急措置

県または市（災対生活環境部、災対農林水産部、災対土木部）は、堤防等河川管理施設及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域における浸水対策

県または市（災対土木部）は、低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

県または市（災対生活環境部、災対農林水産部、災対土木部）は、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

エ 油や危険物の排出等の事故対策

県または市（災対生活環境部、災対農林水産部、災対土木部）は、地震により発生した危険物や油の排出等による二次的な被害を防止するため、関係機関と連携を図りながら、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。

オ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、県及び市は、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

② 海岸保全施設

ア 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

被災箇所については、地震後の津波、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立ち入り禁止措置を講じる。

イ 海岸保全施設の応急措置

海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

地震により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ その他海岸保全施設の管理に関する事項の調整

海岸保全施設においては、津波等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

(3) 被災施設の応急復旧

各施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

(4) 市民等への広報

ア 気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、災対総合政策部広報班と連携して、施設の被災程度等をテレビ、ラジオ、携帯メール、ホームページ、SNS等を活用して市民等へ周知する。

イ 地震等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。

(5) 要配慮者への対応

ア 市（災対統括部、災対各地区本部総務班）は、災害の発生により障がい者や高齢者等の入所施設等に被害が及ぶおそれがある場合は、消防団や民生委員、自主防災組織等と連携し、迅速に避難指示の情報の伝達及び避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の避難支援活動を支援する。

ウ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動にあたり、遭難者等の救出、負傷者の保護にあたる。

また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じる。

第22節

農地・農業用施設の応急対策

【災対本部】 災対農林水産部

【関係機関】

- ・ 県（いわき農林事務所、いわき地方振興局）
- ・ 土地改良区、農業協同組合、施設管理者、農業者、福島県土地改良事業団体連合会

1 計画の目的

震災時においては、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想される。管理者である市、県、土地改良区等は、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、地震発生時には関係機関と連携の下に各管理施設の被害状況の把握及び応急対策をすみやかに実施し、機能確保に努める。

＜達成目標＞

市は、以下のとおり被害状況の把握及び応急対策を実施する。

- ア ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の用排水施設管理者は、概ね3時間以内に緊急措置を実施する。
- イ 地震から6時間以内に被災概要調査、点検調査を開始するとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講じる。
- ウ 緊急的に機能回復を図る必要のある施設等においては、災害発生後24時間以内に応急復旧を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	緊急措置
発災から6時間以内	被災概要調査の開始 被災点検調査の開始 二次災害の防止措置
発災から24時間以内	応急復旧の開始
発災から72時間（3日）以内	被害状況の広報
発災から1か月以内	被災施設の災害復旧の開始

3 各主体の責務

(1) 県の役割

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策をすみやかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(2) 市の役割

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたるとともに、土地改良区や農業団体等と連携して農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策をすみやかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(3) 土地改良区・施設管理者等の役割

地震による被害情報の収集・連絡にあたるとともに、市と連携して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策をすみやかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

4 業務の内容

(1) 災害発生の未然防止

① 良好な施設管理

各施設管理者は、平時から農地・農業用施設の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。

② 災害発生直前の対策

各施設管理者は、施設の点検及び監視の結果危険と認められる場合は、関係機関等への連絡を行うとともに、市及び関係機関と連携のもと住民等の適切な避難誘導を実施する。

(2) 災害の拡大防止と二次災害の防止

① 被害状況の把握

震度4以上の地震が発生した場合、市は関係土地改良区等と連携し、直ちにため池等の緊急点検を実施するとともに、農地及び農業用施設等の被害状況を把握して県いわき地方振興局等に点検内容及び被害状況を報告する。

② 応急対策の実施

ア 県いわき農林事務所は、農地及び農業用施設等の被害が拡大する恐れがあると認める場合は、市及び土地改良区に対し応急措置の指導を行う。

イ 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- a 集落間の連絡農道及び基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努め、通行が危険な道路については、市、県、警察等に通報し、通行禁止等の措置を講じる。
- b 市、土地改良区は、浸水被害が拡大する恐れのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施する。
- c 県は、市、土地改良区のと請に基づき、保有する排水ポンプを貸与するとともに、不足する場合は、支援可能な地域の関係機関に依頼し必要台数の確保に努める。
- d 施設管理者は、被災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大する恐れがある場合には、専門技術者等を活用して点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害の防止に努める。
- e 施設管理者は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- f 施設管理者は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講じる。
- g 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてはパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講じる。

(3) 要配慮者への対応

- ア 市（災対統括部、災対各地区本部総務班）は、災害の発生により障がい者や高齢者等の入所施設等に被害が及ぶおそれがある場合は、消防団や民生委員、自主防災組織等と連携し、迅速に避難指示の情報の伝達及び避難支援活動を行う。
 - イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の避難支援活動に協力する。
 - ウ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動にあたり、遭難者等の救出、負傷者の保護にあたる。
- また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じる。

第23節

農林水産業応急対策

【災対本部】 災対農林水産部

【関係機関】

- ・ 県（いわき農林事務所）
- ・ 農業協同組合、農業共済組合、森林組合、木材組合、漁業協同組合

1 計画の目的

震災時においては、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、治山施設の被災等が予想される。市は、農林水産業関係団体等と緊密な連絡を取り、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

＜達成目標＞

- ア 農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得ながら 24 時間以内に農作物及び農業用施設、水産物及び水産施設の緊急被害状況調査をとりまとめる。
- イ 農業用施設及び水産施設の被害状況により必要があると認めたときは、3 日以内に農業協同組合、漁業協同組合、農家及び施設の所有者または管理者に対し、二次災害を防止するための措置を講じるよう指導または指示を行う。
- ウ 被害状況により、1 週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

2 各段階における業務の内容

発災から 24 時間以内	被害状況把握
発災から 72 時間（3 日）以内	二次災害防止
発災から 1 週間以内	被災施設の応急復旧の開始

3 各主体の責務

(1) 農林水産業生産者、農林水産業施設の所有者・管理者の役割

被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へすみやかに連絡する。

(2) 関係団体の役割

① 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

② 農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、すみやかに取りまとめ、市に情報提供するとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力する。

③ 森林組合・木材組合

市、県いわき農林事務所等と相互に連携して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下林業等関係施設）の被害状況を把握し、市及び県いわき地方振興局へ報告するとともに、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策や生産者等の指導を行う。

④ 漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に連携して把握するとともに、漁業者に対し、早急な復旧作業の実施について指導を行う。

(3) 市の役割

ア 関係団体と連携を図りながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県いわき地方振興局等に報告する。

イ 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

ウ 県、関係団体等と相互に連携し、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

(4) 県の役割

ア いわき農林事務所は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県農林水産部に報告する。

イ いわき農林事務所は、必要に応じ市、関係団体に連絡要員を派遣するとともに、二次災害防止等の助言を行う。

ウ 県農林水産部は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

エ 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

4 業務の内容

(1) 農林業生産基盤の応急対策

① 被害状況の把握

市（災対農林水産部）は、農林業関係団体等と連携のうえ、農林地、農林業用施設等の被害状況を把握し、県いわき農林事務所及び関係機関に報告する。

② 応急対策

ア 市（災対農林水産部）は、農林地及び農林業用施設の被害が拡大する恐れがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、農林業関係団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 市（災対農林水産部）及び農林業関係団体等は、農林地、農林業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

a 被災した施設の被害の拡大や二次災害の恐れがある場合、または施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事

b 出水等により、広範囲にわたる農林地に湛水の危険があり、農作物被害が発生する恐れがある場合の排水ポンプによる当該地域の排水

c 農林地等の地すべりまたは亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

d 農林地等の地すべり、ため池堤の損壊等により人家、公共施設等に直接被害を与え、または与える恐れがある場合、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等の実施

(2) 農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設の応急対策

① 被害状況の把握

市（災対農林水産部）は、農林業関係団体等と連携のうえ農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

② 二次災害防止のための緊急対策

市（災対農林水産部）は、被害状況により必要と認めたときは、二次災害防止のため農林業関係団体等及び農林家に対し、土砂崩れ等による農舎・園芸施設・畜舎・林産物加工施設等の倒壊防止や農林業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置等について指導または指示を行う。

③ 応急対策

ア 農作物及び農林業用施設

市（災対農林水産部）は、県及び農林業関係団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

イ 家畜及び家畜飼養施設

市（災対農林水産部）は、県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、または関係機関に要請等を行う。

- a 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の殺処分
- b 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- c 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

(3) 林道の応急対策

① 被害状況の把握

市（災対農林水産部）は、林業関係団体と相互に連携して林道の被害状況を把握し、県及び防災関係機関等に報告する。

② 応急対策

- ア 市（災対農林水産部）は、林道の被害が拡大する恐れがあり緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また林業関係団体に対し応急措置の指導を行う。
- イ 市（災対農林水産部）及び林業関係団体は、林道の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。
 - a 被災した施設の被害の拡大や二次災害の恐れがある場合、または施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事
 - b 山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、公共施設等に直接被害を与え、または与える恐れがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等
 - c 地すべりまたは亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
 - d 倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、速やかな除去
 - e 林道の通行に危険がある場合は、通行止め等

(4) 水産物及び水産施設

① 被害状況の把握

市（災対農林水産部）は、関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県に報告する。

② 応急対策

- ア 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。
- イ 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供を行う。
- ウ 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送について、必要な措置を行う。
- エ 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。
- オ 養殖水産物の移送について、必要な措置を行う。

③ 二次災害防止

- ア 流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置または関係機関へ協力要請をする。
- イ 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請を行う。

第24節 公園施設の応急対策

【災対本部】 災対都市建設部
【関係機関】 (一財)いわき市公園緑地観光公社、(一社)福島県造園建設業協会いわき支部等

1 計画の目的

地震により公園施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

公園施設の被害状況の把握並びに公園施設の応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応に努める。

＜達成目標＞

市は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合、地震発生後から24時間以内に応急工事に着手する。

2 各段階における業務の内容

発災から24時間以内	被害概要調査の開始 立ち入り禁止等緊急措置・住民への広報 応急工事（必要な場合）
発災から1週間以内	本復旧（必要な場合）の開始

3 各主体の責務

- (1) 市民・企業等の役割
- 地震発生後、公園施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、消防署、警察署へ通報する。
- (2) 市の役割
- 地震による公園施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

① 被災状況の把握及び施設の緊急点検

災対都市建設部は、震度4以上の地震が発生した場合、ただちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

① 人的被害発生防止のための対策の実施

災対都市建設部は、パトロール及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、余震、降雨等の影響による施設の被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被災箇所の立入禁止措置等を講じる。

② 緊急措置の実施

災対都市建設部は、被災箇所について、施設の重要度及び被災の程度に応じて被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

③ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 障害物の処理

災対都市建設部は、公園施設内において、倒木や施設の倒壊等により使用が危険と認められる場合には、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

災対都市建設部は、施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 施設利用者及び住民に対する広報

災対都市建設部は、災対総合政策部広報班と連携しながら、公園施設の被害程度、緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて、施設利用者や周辺住民へ周知に努める。

第25節

建物の応急危険度判定

【災対本部】 災対財政部、災対都市建設部

【関係機関】

・ 全国被災建築物応急危険度判定協議会、福島県建築士会いわき支部、応急危険度判定士等

1 計画の目的

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「協議会」という）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき、判定活動を実施する。

＜達成目標＞

応急危険度判定の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

地震後 1 日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3 日	県外判定士による判定活動の開始
〃 ～2 週間	判定活動の終了
〃 2 週間目以降～	判定結果に対する相談業務への移行

2 各段階における業務の内容

発災から 12 時間以内	被災地域・被災建築物の概況把握
発災から 24 時間以内	応急危険度判定業務の開始

3 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用にあたっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

(2) 市の役割

ア 災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の可否を決定する。

イ 市職員のほか、建築士等の協力のもと応急危険度判定を実施し、その結果を被災者等へ伝達するとともに、貼り紙をするなどにより注意喚起等を行う。なお、判定員の確保が困難な場合は、県に支援を要請する。

ウ 災対都市建設部は、判定結果の集計を行い、県に報告するとともに、災対財政部（り災班）に情報を提供し、復旧期におけるり災証明書発行のための被害家屋等認定調査の実施計画策定に活用する。

(3) 県の役割

市からの要請に基づき、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。

ア 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、国土交通省及び広域被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「ブロック協議会」という）に応援を要請する。

イ 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報提供する。

ウ 判定結果の集計、整理、記録作成を行う。

4 業務の内容

(1) 市の業務

① 情報の収集

災対都市建設部は、建築物等の被害概況について予備調査を行い、判定実施の要否を決定する。

② 業務実施計画の作成

ア 予備調査をもとに調査対象となる建物の概数及び必要となる判定士の数を把握する。

イ 福島県建築士会いわき支部等の建築関係団体に対する依頼のほか、県に要請し、調査に必要な判定士を確保する。

ウ 住民への周知、広報を行う。

③ 判定・支援の実施

ア 業務実施計画に基づき判定を実施し、結果を集約して県に報告する。

イ 市は、判定に必要な資機材を確保し、判定士に供給する。

(2) 県の業務

市から判定士の応援要請があったときは、福島県建築士会等の建築関係団体に協力を要請するほか、国土交通省、ブロック協議会幹事県に広域支援を要請する。

第26節 宅地の危険度判定

【本庁】 災対都市建設部

【関係機関】

・被災宅地危険度判定連絡協議会東北ブロック、被災宅地危険度判定士等

1 計画の目的

地震発生後、迅速に被災宅地の危険度判定を実施し、余震等による宅地の亀裂等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

被災宅地危険度判定連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）が定める被災宅地危険度判定実施要綱及び同業務実施マニュアルに基づき、判定活動を実施する。

<達成目標>

被災宅地危険度判定の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

災害後 1 日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3 日	県外判定士による判定活動の開始
〃 ～2 週間	判定活動の終了
〃 2 週間目以降	判定結果による相談業務への移行

2 各段階における業務の内容

発災から 12 時間以内	被災地域・被災宅地の概況把握
発災から 24 時間以内	被災宅地危険度判定業務の開始

3 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

被災宅地危険度判定の目的を理解し、被災した宅地の使用にあたっては、判定の結果に基づき二次災害の防止に努める。

(2) 市の役割

ア 災害状況等の情報収集を行い、被災宅地危険度判定実施の要否を決定する。

イ 被災宅地危険度判定を実施し、その結果を被災者等へ伝達するとともに、貼り紙をするなどにより注意喚起等を行う。なお、判定員の確保が困難な場合は、県に支援を要請する。

(3) 県の役割

市からの要請に基づき、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。

ア 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、国土交通省及び被災宅地危険度判定連絡協議会東北ブロック（以下、「ブロック」という）に応援を要請する。

- イ 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報共有する。
- ウ 判定結果の集計、整理、記録作成を行う。

4 業務の内容

(1) 市の業務

① 情報の収集

災対都市建設部は、宅地等の被害状況について予備調査を行い、判定実施の要否を決定する。

② 業務計画書の作成

ア 予備調査をもとに調査対象となる宅地の概数及び必要となる判定士の数を把握する。

イ 県に要請し、調査に必要な判定士を確保する。

ウ 住民への周知、広報を行う。

③ 判定・支援の実施

ア 業務実施計画に基づき判定を実施し、結果を集約して県に報告する。

イ 市は、判定に必要な資機材を確保し、判定士に供給する。

(2) 県の業務

市から判定士の応援要請があったときは、建築関係団体に協力を要請するほか、国土交通省、ブロック幹事県に広域支援を要請する。

第27節 住家等被害概況調査

【災対本部】 災対財政部、災対都市建設部

1 計画の目的

地震・津波災害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害概況等を把握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、復旧～復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とする。

＜達成目標＞

被害概況調査 の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

災害後 1 日	住家等被害概況調査開始
〃 ～ 3 日	住家等被害概況調査活動終了

2 業務の内容

災対財政部と災対都市建設部は連携し、発災から 3 日以内に住家等被害概況調査を実施し、災対統括部へ調査結果を報告する。

なお、本調査における各部の役割や詳細等については、「災害初動期における住家等被害状況調査マニュアル」に定めるものとする。

【主な調査内容】

- ① 地震・津波における調査内容
 - ・ 浸水エリアの特定（被害規模によるゾーニング、浸水高の把握）
 - ・ 住家被害の概要把握（被害戸数、壊滅エリア等）
 - ・ その他必要な事項
- ② 地震被害のみ（津波被害なし）における調査内容
 - ・ 被災エリアの特定（被害規模によるゾーニング）
 - ：大規模な土砂災害や液状化現象等、被災エリアが広範囲に及ぶ場合
 - ・ 住家、宅地被害の概要把握（被害戸数及び被害程度等）
 - ・ その他必要な事項

第28節

応急住宅対策

【災対本部】 災対土木部、災対都市建設部 【災対各地区本部】 経済土木班

【関係機関】

- ・ 県（土木部、いわき建設事務所）
- ・ （一社）プレハブ建築協会、（公社）福島県宅地建物取引業協会、福島木材組合連合会、福島県森林組合連合会、いわき市市営住宅管理センター、その他建設業関係団体

1 計画の目的

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の建設並びに被災住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

なお、本業務は、災害救助法が適用となる大規模災害時には、県が実施することとされているが、災害救助法施行細則及び災害救助実施要項に基づき県知事から委任を受けた場合、または救助法が適用とならない局所的な災害発生時においては、市が実施する。

<達成目標>

県及び市は、応急仮設住宅の供与等を実施し、被災者の一時的な居住の安定と避難所の早期解消を図る。

2 各段階における業務の内容

発災から1週間以内	公営住宅の空き家提供・空き家情報の広報 民間賃貸住宅の斡旋・紹介
発災から2週間以内	被災住宅等の応急危険度判定を踏まえた、被災戸数の推定 供与対象者の選定方法の検討（以降、随時） 仮設住宅の建設候補地の選定（以降、随時）
発災から20日以内	仮設住宅の建設着工

3 各主体の責務

(1) 県の役割（災害救助法が適用となる場合に限る。）

- ア 応急仮設住宅を建設し、避難者に供与する。
- イ 県から委任を受け、市が実施する応急修理の事務を補助する。
- ウ 県営住宅の空家を一時提供住宅として提供する。
- エ 民間住宅の空き家情報等を市に提供する。

(2) 市の役割

- ア 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- イ 県から委任を受け、応急仮設住宅の建設及び供与並びに応急修理事務を実施する。
- ウ 市営住宅の空家を一時提供住宅として提供する。

4 業務の内容

(1) 被災住宅の調査（市）

災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

- ア 住宅、宅地の被害状況
- イ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望調査

(2) 応急仮設住宅の建設（県）

① 建設候補地の選定（市）

ア 建設場所については、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定するが、やむを得ない場合は、民有地を利用し、所有者と十分協議して選定する。

なお、民有地の賃借料は、災害救助費の対象とならないことに留意する。

イ 建設時に支障が出ないように、可能な限りライフラインを考慮して選定する。

② 建物の規模及び費用

ア 建物面積は、1戸あたり 29.7 m²（9坪）とし、物理的障壁の除去されたバリアフリー仕様とする。ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

イ 費用限度額は、福島県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準（整地費、建築費、付帯工事費、人夫賃等）とする。

ウ 建設資材の県外調達で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

エ 仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内または近接する地域内に 10 戸以上の仮設住宅を設置する場合は、集会所や談話室などの施設を設置することができる。

オ 高齢者、障がい者など日常生活上、特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、福祉仮設住宅を整備することができる。

カ 建設の時期は災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工する。ただし、災害の規模等により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣と協議する。

③ 応急仮設住宅の建設方法

ア 知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。

イ 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。

④ 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。

(3) 入居者の選定及び管理（市）

応急住宅の設置完了後、知事は、すみやかに市長と委託契約を結び、入居者の選定及び管理を委任する。入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、以下のとおり行う。

① 入居要件

ア 災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合とする。

- a 住家が全壊、全焼または流失した者
- b 居住する住家がない者または避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者
- c 生活保護法の被保護者若しくは要保護者または特定の資産を持たない高齢者、障がい者、病弱者等またはこれに準ずる者

イ 資力要件については、災害の混乱時において十分な審査が困難であることから、制度の趣旨を十分に踏まえた運用に努める。

② 供与期間

建築基準法第85条第3項の規定に基づき、完成の日から2年以内とする。なお、内閣総理大臣が認める場合は、1年ごとの延長が可能となっている。

③ 入居者の選定

ア 県知事または市長は、上記の入居要件に該当する者で、住宅の必要度の高い者を県の定める「応急仮設住宅該当対象者選定調書」に基づき調査のうえ、選定する。

イ 県知事または市長は、入居対象者が入居する際、応急仮設住宅の趣旨及び遵守事項等について十分認識させ、「応急仮設住宅使用貸借契約書」を締結する。

④ 管理

市（災対土木部）は、県と結んだ委託協定に基づき、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。

⑤ 県への報告

市長は、県知事から応急仮設住宅の建設等の事務について委任を受けたときは、次の帳簿類を整備する。

- ・ 応急仮設住宅入居該当者調

- ・救助実施記録日計票
- ・応急仮設住宅台帳
- ・応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ・応急仮設住宅使用貸借契約書
- ・応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書、工事代金等支払証拠書類（直営工事の場合は、このほかに工事材料受払簿、大工人夫等の出勤簿、輸送簿等）

(4) 民間住宅借り上げによる供与（県・市）

ア 県知事または市長は、被災状況を考慮し、必要数の応急仮設住宅の早期建設が困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等は、建設型に併せて民間住宅を借り上げ応急仮設住宅として供与することができる。

イ 入居要件・供与期間・管理等は、仮設住宅に準じる。

ウ 入居にかかる敷金・家賃は無料で供与するが、共益費・駐車場使用料・公共料金等は入居者の負担とする。

(5) 公営住宅、公的宿泊施設等の一時使用（県・市）

ア 県及び市は、被災者への仮住宅として、地方自治法第238条の4の規定により、公営住宅の空家を提供することができる。

イ 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。

ウ 県は、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

エ 一時使用対象者は、仮設住宅に準じるものとする。

オ 一時使用者の選定は、県知事または市長が行う。

カ 一時使用の条件は、原則として仮設住宅に準じることとするほか、公営住宅法、同法施行令及び福島県県営住宅等条例並びにいわき市市営住宅条例等を準用する。

(6) 住宅建設資材のあっせん（県）

福島県木材協同組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。

また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、福島県森林組合連合会、木材輸入商社等に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣県等に木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。

(7) 要配慮者への対応

仮設住宅等への入居に際しては、要配慮者のいる世帯を優先するほか、施設のバリアフリー化を図るなどの対応に努める。

(8) 被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）（県・市）

① 応急修理の対象者

ア 以下の全ての要件を満たす世帯

- a 準半壊、半壊、中規模半壊または大規模半壊の被害を受けたこと。
- b 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- c 応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を併用して利用する場合は、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれ、半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な世帯であること。（応急仮設住宅の入居期限は災害発生の日から原則6か月）

イ 所得等の要件

自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

（資力は「資力に関する申出書」を基に判断する。また、大規模半壊の住家被害を受けた世帯は、所得による制限はない。）

② 応急修理の範囲

以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、概ね以下のとおりとする。

ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

イ ドア、窓等の開口部の応急修理

ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

エ 衛生設備の応急修理

③ 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、福島県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。

④ 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として3か月以内に完了する。（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。）

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

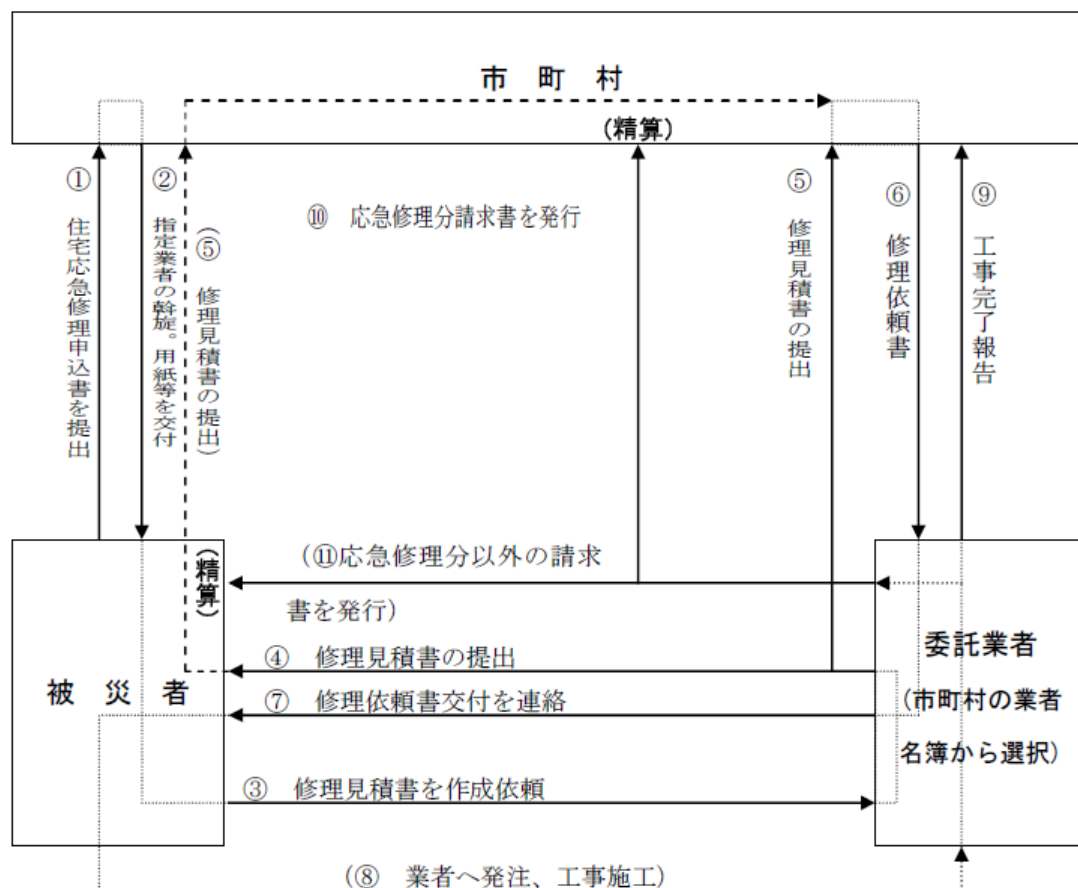
⑤ 県への報告

市長は、災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理該当者については、県の定める様式に従い、住宅の応急処理該当者調により県に報告し、さらに修理該当住宅決定のため、これら該当者について応急修理施行対象者選定調書によって調査のうえ県に提出する。

また、県の定める様式に従い、次の帳簿類を整備する。

- ・救助実施記録日計票
- ・住宅応急修理記録簿
- ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書、応急修理関係支払証拠書類等（直営工事の場合はこのほかに修理材料受払簿、大工人夫等出勤簿等）

応急修理事務手続き



- ※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- ※3 市町村の判断により、「②指定業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者または指定業者が修理見積書を市町村窓口に提出」することもできる。

第29節

り災証明書発行対策

【災対本部】 災対統括部、災対財政部、災対消防本部 【災対各地区本部】 り災班

【関係機関】 福島県建築士会いわき支部

1 計画の目的

災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、家屋の被害度合いを判定するり災証明書を迅速に発行する。

＜達成目標＞

り災証明書は、被災者に対する義援金の支給、被災者生活再建支援法に基づく支援金支給の判断材料となる重要な証明書であることから、迅速かつ的確に被害家屋等調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を支援する。

2 各段階における業務の内容

発災から 24 時間以内	被災建築物応急危険度判定の開始
発災から 2 週間以内	被害区域の把握、調査員の確保など被害家屋調査実施に向けた準備
発災から 2 週間以降	被害認定調査の開始及びり災証明の発行

3 各主体の責務

(1) 市の役割

- ア 被害状況等の情報収集を行い、被害家屋調査実施に向けた体制を整える。
- イ 被災者等に対し、被害家屋調査実施の周知を図る。
- ウ 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び市が作成した運用マニュアル等を参考に、被害家屋調査を実施する。
- エ 判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。
- オ 調査結果をもとに、り災証明書を発行する。
- カ 被災者に対し、各種支援や減免に関する情報提供を行う。

4 業務の内容

(1) り災証明書の発行対象

り災証明書は、災対法第2条第1号に規定する災害により建物（居宅、附属屋、物置、店舗、工場等）の被害状況について市長が発行するものである。

なお、建物以外が被災した場合は、被災証明書を発行する。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊
- イ 流出、床上浸水、床下浸水
- ウ 全焼、半焼

(2) 情報の収集（災対財政部、災対消防部（火災に伴うり災証明書の発行業務に限る。））

- ア 被災建築物応急危険度判定の結果等を参考に、被害状況等の情報収集を行う。
- イ 津波による被害が発生した場合は、航空写真等を活用して浸水範囲を把握する。
- ウ 被害が広範囲にわたる場合は、区長等に連絡し、被害状況の事前照会を行う。
- エ 得られた情報から、被害地域の予測を行うとともに、調査計画を策定する。

(3) 被害家屋調査準備

- ア 執務室の確保、臨時電話、パソコン、プリンター、机、椅子等の設置
- イ 腕章、名札等、身分証、筆記用具等の調達
- ウ 下げ振り、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達
- エ 調査員搬送用車両の確保（公用車または民間からのレンタルによる）
- オ 住宅地図、家屋名寄帳、画地台帳等、現地を把握するための必要書類の準備
- カ 被害状況調書、り災証明書等、各種様式の準備
- キ 調査員を対象とした調査方法や判定基準等に係る研修の実施

(4) 調査員の確保

- ア 災対法の規定により、被災者の早期の生活再建を進めるため、迅速にり災証明書を発行することとされていることから、災対総務部職員班は、各部り災班のほか庁内応援、さらには、災害時応援協定に基づく応援職員の派遣要請により、調査及び発行に係る職員を確保する。
- イ 第2次調査または再調査については、より専門的な見地からの調査となることから、福島県建築士会いわき支部に協力を要請し、調査員を確保する。

(5) 市民への周知

災対財政部及び災対消防部（火災に伴うり災証明書の発行に限る。）は、災対総合政策部広報班と連携し、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS、広報いわき、回覧等により、被災者に対して次の事項について周知徹底を図る。

- ア 被害家屋調査の内容、目的
- イ 申請の受付場所及び受付期間、調査時の立会い
- ウ 第1次調査の結果に不服がある場合の対応（再調査等の申請）など

(6) 被害家屋調査の実施

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び被害認定運用マニュアル等に基づき、被害認定調査を実施する。

ア 第1次調査

- a 市職員及び他自治体からの応援職員が2名1組で行う。
- b 建物外観目視により調査可能な箇所（屋根、基礎及び外壁）に係る被害状況のほか、下げ振り等を用いて建物の傾斜を調査する。

イ 第2次調査

- a 被災者が第1次調査の判定結果に不満がある場合に申請することができ、申請者または家族の立会いのもと実施する。
- b 申請受付期間は、原則として第1次調査の判定結果に基づき、り災証明書が発行された日から2か月以内とする。
- c 調査は、福島県建築士会いわき支部に所属する建築士と市職員等が2名1組で行う。
- d 調査は、建物の傾斜、屋根、外壁、基礎のほか、内壁、天井、床、設備等について建物の内部に立ち入り行う。

ウ 再調査

- a 被災者が第2次調査の判定結果に不満がある場合に申請することができるものであり、第1次及び第2次調査の結果をもとに、一級建築士等の専門家からなる認定委員会を開催し、判定内容について協議を行う。
- b 認定委員会の協議の結果、判定内容に変更が生じた場合は、当該結果に基づき、り災証明書を発行する。

(7) り災台帳の作成

ア 被害家屋調査の判定結果は、家屋データ（家屋台帳）、地番、住民基本台帳等のデータを集積したり災台帳を作成する。

イ り災台帳は、義援金等の給付や応急仮設住宅への入居審査など被災者を対象とした各種支援策を実施する際に活用する。

(8) り災証明書の発行対象者等

ア り災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者及び家族、または所有者からの申請による。

イ り災証明書は、再発行することができる。

第30節

鉄道事業者の応急対策

- 【実施主体】 東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、福島臨海鉄道(株)
- 【災対本部】 災対産業振興部、災対都市建設部、災対総合政策部（広報班）
- 【関係機関】
- ・ 県災害対策本部

1 計画の目的

東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、福島臨海鉄道(株)（以下、「鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

＜達成目標＞

鉄道事業者は、駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備し、乗務員等は協力してすみやかに負傷者の救出、救護処置を行うとともに、早期に運転を再開できるよう応急復旧工事を実施する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	緊急停止・安全確保 乗客への広報
発災から3時間以内	被災状況の把握
発災から6時間以内	応急復旧

3 業務の内容

- (1) 災害時の体制
- 市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員をすみやかに派遣し、情報の収集、伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。
- (2) 地震時の運転基準、運転規制区間
- 地震発生時には、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

(単位：カイン)

区分	規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）
所定運転（警戒）	—	3.0以上～6.0未満
速度規制	3.0以上～6.0未満	6.0以上～12.0未満
運転中止	6.0以上	12.0以上

(3) 旅客等に対する広報

① 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

・災害の規模・被害範囲・被害の状況・不通線区・開通の見込み等

② 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、混乱の防止に努める。

・停車地点と理由・災害の規模・被害の状況・運転再開の見込み
・避難の有無・方法等

(4) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の手当て、乗客の安全な場所への誘導等適切な処置を講じる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力してすみやかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に報告するとともに、県、市、警察、消防等に協力を依頼する。

(5) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(6) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

① 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の在庫状況等を調査しておくとともに借用方法、運用方法について定めておく。

② 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

③ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、予め定めておく。

(7) 住民に対する広報

運転の状況、復旧見通し、代替輸送等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関や災対総合政策部広報班と連携を図りながら、ラジオ・テレビ、防災メール、SNS及び新聞等により周知を図る。

(8) 報告

鉄道事業者は、被害の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等をすみやかに市及び県へ報告する。

第31節

バス事業者の応急対策

【実施主体】新常磐交通㈱、高速バス運行事業各社、貸切バス事業者

【災対本部】災対都市建設部、災対総合政策部（広報班）

【関係機関】県（危機管理部）

1 計画の目的

新常磐交通㈱、高速バス運行事業者、貸切バス事業者（以下、「バス事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、乗客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

<達成目標>

バス事業者は、車内等に救護、救出に必要な器具等を整備し、乗務員等は協力してすみやかに負傷者の救出、救護処置を行う。また、道路等の復旧状況を勘案しながら、早期の運行再開に向け、車両等の整備や乗務員の確保に努める。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	緊急停止・安全確保、乗客への広報
発災から3時間以内	被災状況の把握
発災から6時間以内	車両等の応急復旧 被災者の輸送や避難への対応に備え、乗務員等を招集

3 業務の内容

(1) 災害時の体制

市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員をすみやかに派遣し、情報の収集、伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

(2) 地震時の対応

地震発生時は、他の交通に注意しながら安全な場所に停止し、災害の規模、津波等の発生の有無、道路の規制状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて乗客を最寄りの避難所に誘導するなどの対応を行う。

(3) 乗客等に対する広報

① 停留所等における利用客に対する広報

路線を巡回し、災害の情報やバスの運行状況等について周知に努める。

② バス乗務員による広報

輸送指令からの指示、情報及び自車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、混乱の防止に努める。

- ・ 停車地点と理由・災害の規模・被害の状況・運転再開の見込み
- ・ 避難の有無・方法等

(4) 救護、救出及び避難

ア 営業所や車内に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の手当て、乗客の安全な場所への誘導等適切な処置を講じる。

ウ 災害による衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員は、消防、警察等に通報するとともに、乗客等の協力を得ながらすみやかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数等を運転指令に報告する。

(5) 代替輸送計画

バス事業者は、路線バスの運転不能区間について、必要に応じ迂回運行や折り返し運行の措置を講じ、輸送の確保に努める。

(6) 復旧対策

道路の復旧状況を勘案しながら、早期の運行再開や被災者等の輸送など市災対本部からの要請に基づく災害対応業務に協力するため、以下の取組みを行う。

① 復旧に係る資機材等の調達

車両の復旧に必要な資機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の在庫状況等を調査しておくとともに借用方法、運用方法について定めておく。

② 乗務員の現況把握及び活用

被災者、傷病者、災害対応業務従事者等の輸送など、災害時におけるバスの輸送力を活用する場面が想定されることから、乗務員の数、配置状況を把握しておく。

(7) 住民に対する広報

運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関や災対総合政策部広報班と連携を図りながら、テレビやラジオ、ホームページ、防災メール、SNS等により周知を図る。

(8) 報告

バス事業者は、被害の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等をすみやかに市及び県へ報告する。

第32節

コミュニティ放送事業者の応急対策

【実施主体】 ㈱いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）

【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部（広報班）

1 計画の目的

災害発生や避難指示に関する情報などFMラジオの緊急放送は、災害時において最も有力な情報伝達の手段の一つであることから、㈱いわき市民コミュニティ放送（以下「FMいわき」という。）は、これらに関する情報を入信したときは、市との協定に基づき、緊急割込み放送などただちに災害時の放送を行う。

＜達成目標＞

FMいわきは、地震の発生や津波警報等の発令情報を入手した時は、その内容を迅速かつ正確に放送するとともに、市から避難指示の発令若しくは解除についての放送要請があったときは、その情報を迅速に住民等へ伝達するため、緊急割込み放送や緊急放送を行う。

また、災害対応や生活関連情報などを適時適切に放送するため、必要に応じ、市災対本部内に臨時の中継局を開設する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	地震情報や津波警報等発表の放送（速報） 施設点検
発災から3時間以内	被害状況の放送 インフラ等の状況放送 市長メッセージの放送
発災から6時間以内	避難所の開設状況や安否情報の放送 市災害対策本部にサテライト中継局を設置
発災から24時間以内	食料等供給に関わる情報の発信 医療機関や薬局等の開設情報の発信
発災から72時間（3日）以内	生活関連情報の発信

3 FMいわきの役割及び業務の内容

(1) 災害発生・避難に関する情報の放送

① 地震の発生や津波警報・注意報等発表の周知

市内で震度4以上の地震が発生したとき、または市の沿岸に津波警報等が発表されたときは、放送中の番組を一時中断し、注意喚起や避難の呼び掛け等を行う。

なお、J-A L E R Tとの連動により、津波警報等が発表されたときは、自動的に緊急割込み放送が行われる。

② 避難指示の周知

市長が避難指示を発令し、市から放送の要請があったときは、すみやかに放送中の番組を一時中断し、避難の呼び掛け等を行うほか、市との協定に基づき、緊急割込み放送を行う。

③ 災害関連番組の編成

地震の規模、震度、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成するほか、市内の広範囲に被害が及ぶ災害が発生し、市災対本部（第三配備体制）が設置されたときは、市の発表する災害情報等を迅速に放送するため、必要に応じて災対本部が設置される本庁舎または消防本部内に臨時の中継局を開設する。

④ 災害時の体制について

災害の規模や内容により、必要なスタッフを招集し放送を行う。

- ア 番組編成、番組内容を検討するスタッフの配備（災対本部）
- イ 情報収集に必要なスタッフの配備（関係機関などへの配置、現場情報収集）
- ウ 取材を行うスタッフの配備（撮影等）
- エ 番組送出を行うスタッフの配備（スタジオ・編集・字幕・送出）

(2) 市民の安否情報、生活関連情報等の放送

① 安否情報の放送

市民から寄せられる避難情報や安否情報を収集し、放送する。

② 生活関連情報の放送

地域密着型のコミュニティ放送として、市災対本部が発表する情報のほか、被災者が求めるさまざまな生活関連情報等を収集し、放送する。

- ア 医療機関や薬局の開設状況
- イ 小売店等の開設状況
- ウ ライフラインの復旧状況
- エ 食料や日用品、支援物資等の配布に関する情報
- オ 市が実施する被災者に対する支援策等に関する情報

第33節

ライフライン応急対策（電話）

【実施主体】東日本電信電話㈱－福島支店

1 計画の目的

東日本電信電話㈱は、震災の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業の迅速かつ的確な実施、避難所等への特設公衆電話回線の設置などにより、災害時における通信の確保を図る。

＜達成目標＞

東日本電信電話㈱は、市災対本部への臨時電話の設置など防災関係機関の通信確保を早急に実施する。また、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用や避難所等における特設公衆電話の運用を開始し、被災地の通信を確保する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	被災状況の把握 通信規制の周知 災害用伝言ダイヤル等の運用開始
発災から3時間以内	復旧人員・資機材の調達 重要通信の確保（市災対本部における臨時電話の設置等） 被災状況の広報
発災から6時間以内	仮復旧工事
発災から72時間（3日）以内	復旧工事

3 業務の内容

(1) 応急対策計画

① 災害時の組織体制

震災が発生し、または発生する恐れのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、あらかじめ定められた災害対応のための組織体制を設置する。

② いわき市防災会議連絡員室への派遣

市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員をすみやかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

③ 被害状況の把握及び復旧計画の策定

基幹施設の点検等をすみやかに実施し、被害箇所の把握に努めるとともに、復旧計画の策定を行う。

④ 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設公衆電話の円滑な運用を図るため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧ケーブル

オ ポータブル衛星局及び衛星車載局

カ その他応急復旧用諸装置

⑤ 災害用伝言ダイヤル171、web171の提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合は、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用を可能とする。

⑥ 特設公衆電話の運用

市との協定に基づき主要な避難所等に設置した特設公衆電話の運用を開始し、被災者のための通信手段として提供する。

⑦ 無料公衆電話の提供

災害発生時は、被災者の通信確保を図るため、市内に設置されている公衆電話の使用を無料とするための措置を行う。

(2) 復旧計画

① 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

② 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞・報道等事業者 第1順位以外の国または地方公共団体

第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 利用者への広報

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合または利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、掲示及び広報車により地域の住民に広報するとともに、報道機関や災対総合政策部広報班と連携を図りながら、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等

イ 通信の途絶または利用制限をした理由

ウ 通信の途絶または利用制限の状況

エ 住民に対して協力を要請する事項

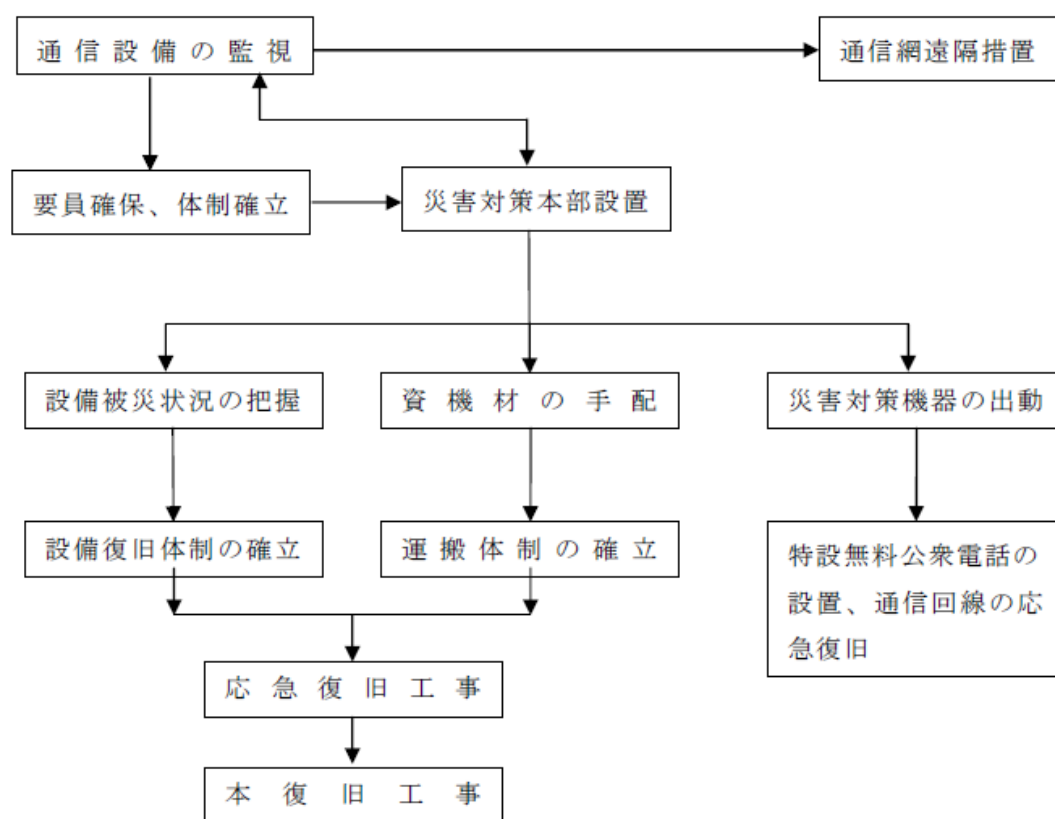
オ 災害用伝言ダイヤル171、web171提供に関する事項

カ その他必要な事項

(4) 広域支援体制

大規模災害が発生した場合は、グループ会社をはじめ全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

4 公衆通信施設（NTT東日本）応急対策フロー図



第34節

ライフライン応急対策（携帯電話）

【実施主体】 ㈱NTTドコモ、KDDI ㈱、ソフトバンクモバイル㈱

1 計画の目的

㈱NTTドコモ、KDDI ㈱、ソフトバンクモバイル㈱（以下「携帯電話会社」という。）は、震災の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

<達成目標>

携帯電話会社は、防災関係機関の通信確保を早急に実施し、災害発生から概ね3日以内に復旧工事を開始する。また、報道機関への情報提供及びインターネット等により地域の住民に広報するとともに、災害用伝言板サービスの利用を可能とし、被災地の民生の安定を図る。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	被災状況の把握
発災から3時間以内	復旧人員・資機材の調達 重要通信の確保 被災状況の広報
発災から72時間（3日）以内	復旧工事

3 業務の内容

(1) 応急対策計画

① 災害時の組織体制

大規模地震等が発生したときは、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、あらかじめ定められた災害対応のための組織体制を設置する。

② いわき市防災会議連絡員室への派遣

市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員をすみやかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

③ 被害状況の把握及び復旧計画の策定

基幹施設の点検等をすみやかに実施し、被害箇所の把握に努めるとともに、復旧計画の策定を行う。

④ 災害対策機器等の出動

重要回線の救済のため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。

- ア 可搬型移動無線基地車
- イ 移動電源車、発動発電機及び応急ケーブル
- ウ その他応急復旧用諸装置

⑤ 携帯電話の貸出

被災地の避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出は、当該地域の組織の長の判断により臨機に対応する。

⑥ 災害用伝言板サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、災害用伝言板サービスの利用を可能とする。

(2) 復旧計画

① 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

② 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考として適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 利用者への広報

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合または利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、報道機関や災対総合政策部広報班との連携のもと、テレビ・ラジオ放送、新聞への掲載、インターネット等により広範囲にわたっての情報提供を行う。

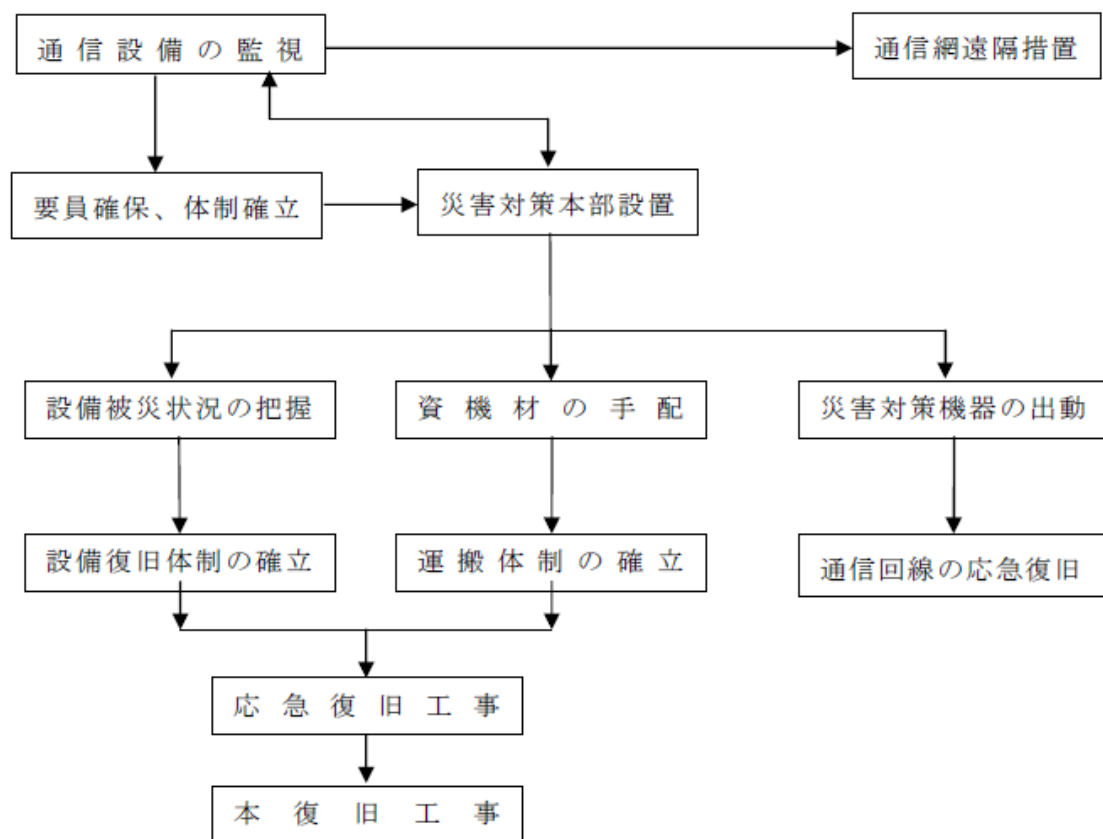
- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶または利用制限の状況
- ウ 住民に対して協力を要請する事項

- エ 災害用伝言板サービス提供に関する事項
- オ その他必要な事項

(4) 広域支援体制

大規模災害が発生した場合は、グループ会社をはじめ、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

4 通信施設応急対策フロー図



第35節

ライフライン応急対策（電力）

【実施主体】東北電力ネットワーク㈱（いわき電力センター）

1 計画の目的

東北電力ネットワーク㈱は、地震発生時における電力ラインを確保するとともに、感電事故や電気火災等から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、適正な復旧を実施する。

＜達成目標＞

東北電力ネットワーク㈱は、病院、公共機関、防災関係機関、広域避難場所等の電力確保をすみやかに行うとともに、被災箇所の迅速、適正な復旧工事を実施する。停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等について周知を図る。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	停電状況の把握
発災から3時間以内	被害状況の把握 復旧人員・資機材の調達 被災状況の広報
発災から24時間以内	復旧工事
発災から72時間（3日）以内	大規模災害の復旧工事

3 業務の内容

(1) 復旧活動体制の組織

① 災害時の組織体制

地震等が発生し、または発生する恐れのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、あらかじめ定められた災害対応のための組織体制を設置する。

② いわき市防災会議連絡員室への派遣

市に防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員をすみやかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

③ 被害状況の把握及び復旧計画の策定

基幹施設の点検等をすみやかに実施し、被害箇所の把握に努めるとともに、復旧計画の策定を行う。

④ 動員体制

ア いわき電力センター所長は、防災体制発令後ただちに予め定める対策要員の動員を指示する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

イ 被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関連機関に要請する。

ウ 復旧作業隊の集合場所は、上荒川公園内を基本とし、災害の規模及び状況に応じて災対統括部と協議のうえ決定する。

⑤ 通信の確保

防災体制を発令した場合すみやかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

⑥ 被害情報の把握と情報連絡体制

いわき電力センター所長は、設備（変電所、送電線、配電線等）の被害状況を迅速、的確に把握するとともに、その状況について市をはじめ関係機関に伝達する。

(2) 応急対策

① 復旧資材の確保

ア 予備品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的すみやかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、予め要請した請負業者の車両、舟艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、県または市災害対策本部に協力を要請する。

② 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市災対本部、警察、消防等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

③ 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力ネットワーク(株)

と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

④ 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車などを利用して早期送電を行う。

(3) 復旧計画

復旧計画の策定及び実施にあたっては病院、公共機関、避難場所等を優先することとし、国、県、市災対本部と連携し復旧計画を策定する。

(4) 利用者への広報

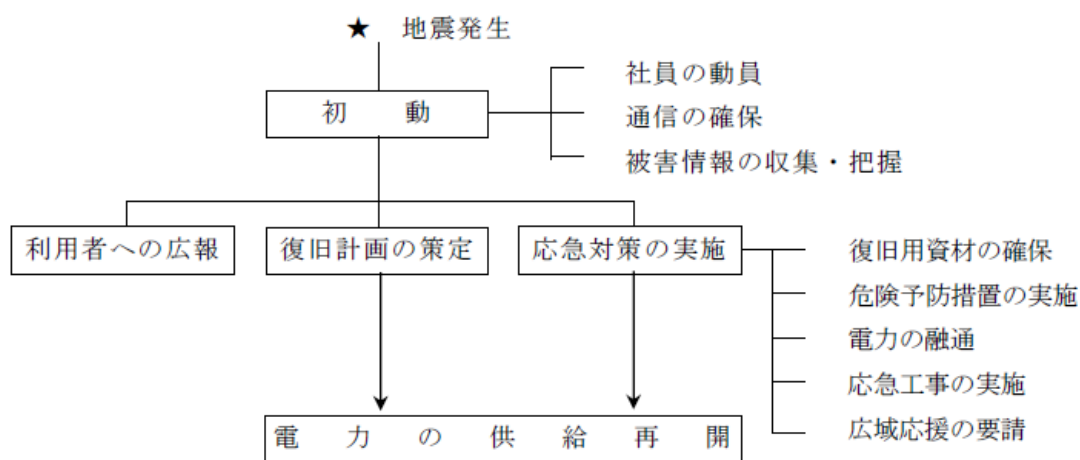
停電による社会不安の解消と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、市災対総合政策部広報班と連携を図りながら、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止、電気火災の防止等について周知を図る。

また、FMいわき等へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得る。

(5) 広域応援体制

復旧活動にあたり、他電力会社への応援要請または派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。また、関係工事会社についても、復旧活動の支援を依頼する。

4 電力供給施設応急対策フロー図



第36節

ライフライン応急対策（ガス）

【実施主体】

- ・東部ガス(株)、いわきガス(株)、常磐都市ガス(株)、(株)常磐共同ガス、(一社)福島県L P ガス協会等（以下「ガス事業者」という。）

1 計画の目的

ガス事業者は、地震発生後すみやかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害の恐れがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めた復旧計画に沿って安全で効率的な復旧を進める。

<達成目標>

①都市ガス事業者

地震発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	経済産業省関東東北産業保安監督部等への報告
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後概ね14日	供給再開完了(注)

(注) 大規模な被害が生じた場合を除く。

②L P ガス事業者

地震後1時間	充てん所の被害状況把握
地震後3時間	二次災害防止措置
地震後2日	消費先の緊急点検完了
地震後3日	充てん所の復旧（注1）、 消費先安全確認完了（注2）

注1 大規模な被害が生じた場合を除く。

注2 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	被災状況の把握 供給停止判断・措置 二次災害防止措置（都市ガス） 消費先安全確認供給再開確認（都市ガス）
発災から3時間以内	二次災害防止措置（LPガス）
発災から72時間（3日）以内	2日以内に消費先の緊急点検完了（LPガス） 充填所復旧・消費先安全確認完了（LPガス）

3 各主体の責務

(1) 市民の役割

ガス栓を閉止する等の地震発生時に取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

(2) 県の役割

県は、LPガス充てん所及びLPガス販売事業者（以下、「LPガス事業所」という。）の安全確保の徹底を図る。また、二次災害防止のための広報を行う。

(3) ガス事業者の役割

ア ガス供給設備の安全点検

イ 二次災害防止のための広報

ウ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

エ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。

オ LPガス事業者は、地震発生後、すみやかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

カ LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

キ LPガス事業者は、流出した容器の安全な回収を行う。

4 ガス事業者の業務内容

(1) 復旧活動体制の組織

① 災害時の組織体制

震災が発生し、または発生する恐れのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、あらかじめ定められた災害対応のための組織体制を設置する。

② いわき市防災会議連絡員室への派遣

市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員をすみやかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

(2) 緊急措置

① 災害対策本部の設置

ガス事業者は、地震によりガス工作物に甚大な被害の発生またはその恐れがある場合、被害状況把握、応急復旧及びその他保安措置を円滑かつ適切に行うため、災害対策本部を設置するとともに、被災地に現地対策本部を設置する。

② 被害状況の把握

震度階、ガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、すみやかに次の施設の被害調査、巡視点検を行いガス工作物の被害状況を把握する。

ア 製造所・供給所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備、電気水道設備等について目視または計測器、ガス漏えい検知器による調査、点検を行う。

イ 導管施設

重要な導管、架管部、整圧器等を車両または徒歩により巡回し、目視・臭気またはガス検知器等による調査、点検を行う。

ウ 供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害の恐れのある地域については、ガスの供給を停止する。

(3) 復旧計画

① 製造所・供給所施設の復旧

ガス発生設備、受入設備、ガスホルダー等を巡視点検し、設備からのガス漏えい、沈下、変形等異常の有無を調査し、損傷部分は修理を行う。

② 導管施設復旧

ア 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓・メーターガス栓の閉栓を行う。

イ 修理要員を増強して待機させ、消費末端における導管の漏えい箇所は即刻ビニールテープなどによる応急修理を行い、すみやかに本修理を実施する。

ウ 万が一、高中圧管が損傷した場合には、当該箇所の修理を行う。損傷箇所の修理完了後ガスを通しエアパージを行い、導管内の圧力を保持する。

エ ブロック内の低圧導管網に断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRの徹底、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。特に、橋梁、河川の架管部を重点的に調査する。

オ ブロック内導管網の復旧後エアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。

カ 漏えい規模が大きい場合は、本支管バルブまたは導管を切断することにより当該区域への供給を遮断するとともに、ただちに復旧にあたる。

キ ガス漏えいが甚だしく引火の危険性がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては住民の避難措置をとる。

ク 需要家への供給を再開するにあたっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓する。

ケ ガス施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料供給を行う。

③ 広域応援体制

災害が発生し救援の必要が生じた場合は、日本ガス協会東北部会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」によって救援要請を行う。

④ 利用者への広報

二次災害の防止と円滑な復旧作業を行うため、災対総合政策部広報班と連携を図りながら、次の広報活動を行う。

ア 広報の内容

- a ガス供給停止地区
 - ・復旧の見通しとスケジュール
 - ・復旧作業への協力依頼
- b ガス供給継続地区
 - ・ガス臭気、漏れ等異常時のガス会社への通報
 - ・ガスの安全使用周知

イ 広報の方法

- a 報道機関への協力要請
- b 広報車による巡回
- c 戸別訪問によるチラシ配布
- d 諸官公署への協力要請

第37節

ライフライン応急対策（石油）

【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部、災対財政部、災対消防部

【関係機関】 県（危機管理部、商工労働部）

【実施主体】

- ・福島県石油商業組合（いわき支部）、（公社）福島県トラック協会いわき支部等
- NPO法人コメリ災害対策センター

1 計画の目的

東日本大震災では、市内の物流機能が大幅に低下し、ガソリンなど燃料の確保に苦慮したことから、救急・救助、ライフラインの復旧、支援物資の輸送など災害対応車両用や避難所等における暖房用の燃料の確保について、定めるものである。

<達成目標>

市は、協定に基づき、（公社）福島県トラック協会いわき支部等から災害対応車両用の燃料の供給を受けるほか、避難所等における発動発電機やストーブ用の燃料（ガソリン、灯油）については、備蓄倉庫等や避難所等であらかじめ備蓄したガソリン缶詰等の活用やコメリ災害対策センターとの協定に基づく供給により対応する。

市内で燃料が不足する恐れがある場合は、県を通じて燃料の供給について要請を行い、市民の不安解消に努める。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	ガソリンスタンド等の被災状況の把握
発災から3時間以内	（公社）福島県トラック協会いわき支部等に対し、災害対応車両への燃料供給について要請 コメリ災害対策センターに対し、避難所等への灯油の供給について要請
発災から24時間以内	県に対し、燃料の供給について要請

3 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

発災直後は、災害対応車両への優先給油に協力するとともに、過剰な備蓄等によりパニックを起こさないよう、冷静な対応に努める。

(2) 県の役割

福島県石油商業組合との協定に基づき、市から要請があったときは、すみやかに燃料を確保するとともに、必要に応じて国家備蓄の取り崩しや被災地への燃料供給について国等に要請を行う。

(3) 市の役割

ア 災対財政部は、(公社)福島県トラック協会いわき支部等との協定に基づき、災害対応

車両への燃料供給について要請する。

イ 災対統括部は、市内で燃料が不足する恐れがあると判断したときは、県（生活環境部）に対し、県と福島県石油商業組合との協定に基づく燃料供給について要請する。

ウ 災対統括部は、ライフライン事業者や物資等輸送業者など災害対応に関わる事業者等から災対法施行令第39条第1項に基づく緊急通行車両の申請支援について要請があったときは、県警察本部（各警察署）と連携を図りながら、必要な措置を講じる。

エ 災対総合政策部広報班は、市内のガソリンスタンド等の開設状況や燃料の確保等について、福島県石油商業組合等からの情報提供に基づき、テレビ、ラジオやホームページ等により市民に情報提供を行う。

(4) (公社)福島県トラック協会いわき支部等

ア 所有する給油所の安全確認点検を行うとともに、停電時には、自家発電装置等を稼働させるなど、燃料供給体制を整備する。

イ 協定に基づき市から要請があった場合は、給油場所を指定して災対財政部に通知するとともに、消防車や救急車など人命救助・救出に係る車両を中心に燃料を供給する。

(5) 福島県石油商業組合いわき支部

ア 市内のガソリンスタンド等の被災状況を把握するとともに、自家発電装置等を稼働させるなど燃料供給体制を整備する。また、市内の給油可能施設や今後の燃料入荷時期などについて、報道機関や災対総合政策部広報班と連携を図りながら、広く市民に情報提供を行う。

イ ガソリンスタンド等の施設が被災し、地域住民等に被害が及ぶおそれが生じたときは、すみやかに消防、警察、災対統括部に報告するとともに、これらの機関と連携して周辺住民の避難などの措置を講じる。

第38節

ライフライン応急対策（水道）

【災対本部】 災対水道部、災対市民協働部、災対保健福祉部

【関係機関】 日本水道協会東北地方支部、いわき市管工事協同組合など

1 計画の目的

震災時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

市は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、拠点給水、運搬給水、仮設給水等の応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限りすみやかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

＜達成目標（応急給水目標水量）＞

災対水道部は、災害発生から3日以内（第1段階）は1人あたり1日30ℓ、その後、1週間以内（第2段階）は100ℓ、さらにその後の2週間以内（第3段階）は50～1000ℓと段階的に給水量を確保し、それ以降は可能な限りすみやかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数		目標水量	用途
第1段階	災害発生～3日目まで	1人1日30ℓ	生命維持に必要な飲料水
第2段階	4日目以降～7日目まで	1人1日100ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
第3段階	8日目以降～14日目まで	1人1日50～1000ℓ	生活水の確保
第4段階	15日目以降	1人1日150～2000ℓ	生活水の確保

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	被災状況の把握、個人備蓄による対応
発災から3時間以内	個人備蓄による対応（～72時間为目标）
発災から6時間以内	住民への広報、個人備蓄による対応
発災から24時間以内	耐震性貯水槽等を活用した応急給水 給水車による運搬給水
発災から72時間（3日）以内	主要施設の復旧、医療機関等への応急復旧
発災から1週間以内	仮設給水栓の設置 主要配水管の応急復旧

発災から1か月以内	仮設給水栓の増設 配水管などの応急復旧
-----------	------------------------

3 各主体の責務

(1) 市の役割

ア 災対水道部は、給水区域内の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給や水道施設による給水機能がすみやかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ 災対市民協働部は、給水区域外の飲料水供給施設等の被害状況を把握し、水源枯渇等があった場合は、給水車等による応急給水を実施する。

ウ 災対保健福祉部は、給水区域外の飲料水供給施設や非常用井戸水の水質検査を実施し、安全を確保する。

(2) 市民の役割

被害状況によっては、地震発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自らの備蓄や非常用井戸の活用等により賄うよう努める。

4 業務の内容

(1) 応急給水計画と応急復旧計画の策定

ア 市（災対水道部、災対市民協働部）は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画を同時に立案し、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

イ 計画の策定にあたっては、段階的に目標水準を定め、災害直後3日以内は市民の生命維持に必要な飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、仮設給水栓等により飲料水等の給水量を確保し、2週間程度で全戸への給水再開を目標とする。

(2) 実施体制・広域応援体制

市及び県は、相互に連絡調整を図りながら、関係機関、地域住民（自主防災組織を含む。）の応援協力を得て応急対策を実施する。

① 市

ア 給水車、耐震性貯水槽、仮設給水栓等により被災者に応急給水を行う。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ 被災した水道施設の復旧対策を行う。

ウ いわき管工事協同組合等に応援協力を要請し円滑な応急対策を実施する。

エ 市のみで給水、復旧活動が困難な場合は、県、近隣市町村、日本水道協会福島県支部等に応援を要請する。

② 県

市の要請に応じ、近隣市町村、日本水道協会東北地方支部、近隣県及び自衛隊、さらに厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等への応援の要請及び調整を行う。

③ 指定給水装置工事事業者等

指定給水装置工事事業者及び水道資機材の取扱業者等は、市から要請のあったときは積極的に応急対策活動に協力する。

(3) 被害状況の収集伝達

市は、地震が発生した場合は、すみやかに施設を点検して被害状況の把握に努めるとともに、消防本部との連絡体制を確保する。また、被害状況の把握及び復旧の見通し、給水活動の状況について、県及び日本水道協会東北地方支部に報告する。

(4) 緊急措置

市は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離を行い、被害の拡大を防止する。

① 二次被害の防止措置

ア 火災が発生した場合、すみやかに消火活動を行う。

イ 消毒用薬品や水質分析用薬品等の漏出防止措置を講じる。

ウ 災害による水道の断減水の状況について、消防本部へ連絡する。

② 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を分離して配水池の浄水の漏出防止を図る。

(5) 飲料水等の確保**① 飲料水の確保**

ア 緊急遮断弁を整備した配水池、耐震性貯水槽、公共施設の受水槽及び応急給水施設において、災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

イ 災害を免れた水道施設及び浄水機等を稼働し、飲料水を確保する。

② 生活用水の確保

ア 市及び住民が所有する井戸、河川水を活用する。

イ 工業用水等の水道水源以外の水や雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗水等への利用を図る。

③ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

(6) 応急給水の実施

市は、震災により被災した市民に対しすみやかに飲料水等の応急給水を行う。給水にあたっては、衛生対策、要配慮者等に対して十分に配慮し、被害状況に応じ地区別に給水方法を選定し、地域住民、各種団体等の協力を得て円滑な給水を行う。

① 給水計画

時系列区分を基本として次の区分で行う。

ア 第1段階

被災地区の住民の生命維持に必要な最小限の水量として、1人1日30程度の確保を目標に、小中学校など地域の主要避難所や公園にあらかじめ設置した耐震性貯水槽の活用または給水設備を設けて応急給水を実施する。なお、医療施設、福祉施設、老人施設等へ優先的に運搬給水する。

イ 第2段階

飲料水の給水とあわせて、住民の炊事、洗面、洗濯等に必要な最小限の水量として、1人1日100程度の確保を目標に、応急給水場所への運搬給水を増強する。また水道施設の応急復旧を急ぎ、一部でも通水ができるところから順次、仮設給水栓を設置し給水する。

ウ 第3段階

生活用水として、1人1日50～1000の確保を目標とするとともに、復旧対策を促進し、給水エリアの拡大を図る。

エ 第4段階

生活用水として、1人1日150～2000の確保を目標とするとともに、復旧対策を促進し、給水エリアの拡大を図る。

② 要配慮者への給水

高齢者等の要配慮者への給水は、ボランティアや地域住民（自主防災組織を含む。）の協力を得て行う。

(7) 応急復旧対策の実施

市は、応急復旧計画に基づき、優先順位を明確にし、衛生対策などへの対応等を十分に配慮して関係機関との連絡調整を図りながら可能な限りすみやかに応急復旧を行う。

① 応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は、各戸第1止水栓までとし、以降の給水装置の復旧は所有者が実施する。

② 復旧作業の手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先として、次いで送水管、配水管、給水装置（第1止水栓まで）の順に作業を行う。

③ 優先順位

緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核を担う官公署庁舎、冷却水を必要とする発電所・変電所など、あらかじめ定めた重要度の高い施設から優先的に実施する。

④ 応急復旧資機材の確保

市が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、すみやかに他自治体及び市管工事協同組合等の支援を受け、舗装切断機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達、確保する。

⑤ 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2 mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は1.5 mg/ℓ以上）となるよう消毒を強化する。

⑥ ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、上下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の把握を的確に行い、応急復旧計画を的確に策定する。

復旧にあたっては、特に下水道の復旧状況に配慮し通水を行う。

(8) 住民への広報・情報連絡体制

市（災対水道部等）は、報道機関や災対総合政策部広報班等と連携を図りながら、市民に対して断減水の状況、応急給水状況（給水所の場所、時間等）、応急復旧の目標や見通し、飲料水の衛生対策等について、きめ細かな広報に努める。

① 第1段階の広報

局地的な断減水の状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等の情報をテレビやラジオ、防災メール、SNS、回覧、掲示板、広報車等により実施する。

② 第2段階以降の広報

復旧状況または復旧の見通しを中心として広報を行う。

第39節

ライフライン応急対策（下水道）

【災対本部】 災対生活環境部

【関係機関】

- ・国、県、（公社）日本下水道協会
- ・下水道、農業集落排水等事業関連業者等（建設業者、委託業者等）

1 計画の目的

震災が発生した際は、すみやかに下水道施設の被害状況を把握し、応急対策により、一時的な管路やポンプ場における排水機能や処理場の処理機能を確保するとともに、マンホールの隆起等により交通障害が発生しないよう、適切に対応する。

<達成目標>

市（災対生活環境部）は、地震時には、あらかじめ作成したマニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。

下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

発災から3日目程度	・管路の緊急点検・調査、応急復旧着手 ・処理場やポンプ場の点検、応急復旧着手
〃3日目程度～1週間程度	・管路の一次調査
〃1週間程度～1か月程度	・本復旧調査着手
〃1か月～	・本復旧着手

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	調査体制等の整備
発災から6時間以内	管路の緊急点検着手
発災から72時間（3日）以内	処理場やポンプ場の点検着手 管路の緊急調査 応急復旧着手
発災から1週間以内	管路の一次調査
発災から1か月以内	本復旧調査着手

3 各主体の責務

(1) 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）の役割

ア 地震により下水道等の処理場、ポンプ場、管きょが被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力すること。

イ 下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

ウ 地震発生から、3日間程度に必要な携帯トイレ等は自らの備蓄で賄うよう努める。

(2) 市の役割

ア 被災時には、運転マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。また、必要に応じ、可能な限り、処理場、ポンプ場等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。

イ 被災時は、下水道等施設の被害状況を把握して応急的処置を講じるとともに、早期に使用再開計画を策定し、市民に対し被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼等について広報を行う。

(3) 県の役割

ア 必要に応じ、被災した市への支援を実施するため、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供する。

イ 状況に応じて「下水道における災害時支援に関するルール（（公社）日本下水道協会策定）」を適用し、県下水道対策本部を設置して広域的な下水道事業関係者の応援を求めるなど、支援体制の整備に努める。

(4) 下水道、農業集落排水事業等関連業者等の役割

市から受託・受注を受けている事業者や市と災害時の協定を締結している事業者等は、市と連携して、被災箇所の調査や応急復旧等を円滑に実施するために必要な対策に努める。

4 業務の内容

(1) 被害調査の実施

① 管路及び水路の被害状況の調査

ア 緊急点検・調査

管路の緊急点検・調査は、重大な機能障害や人的被害の危険性を把握するため、主に目視により、マンホールや路面の状況、道路交通の支障、溢水・漏水などの被害状況を調査する。

イ 一次調査

被災した区域全体の管路などについて、被害状況や応急復旧工事の必要性を把握するため、目視や人孔蓋を開け、汚水の溢水や漏水、マンホールや路面の状況、管路の異常の有無などの状況について調査を行う。

ウ 本復旧調査

一次調査の結果を踏まえ、本復旧の検討や災害査定資料作成のため、目視やテレビカメラなどにより、人孔内や管路内の状況について詳細に調査を行う。

② 処理場・ポンプ場の被害状況の調査

ア 点検調査

受変電設備、ポンプ設備などの主要施設について、運転状況等を確認する。また、沈砂池や沈殿池、自家発電施設などについて点検を行い、被害状況について調査を行う。

イ 本復旧調査

本復旧の検討や災害査定資料作成のため、処理場やポンプ場施設の状況について詳細に調査を行う。

(2) 応急対策の実施

① 管路の応急対策

管路の排水機能を暫定的に回復させるため、次の応急対策（復旧工事）を検討・実施する。

- a 土砂のしゅんせつ
- b 破損箇所の修繕
- c 可搬式ポンプによる下水の排除
- d 仮管路の設置など

② 処理場・ポンプ場の応急対策

処理場の処理機能やポンプ場の排水機能を暫定的に回復させるため、次の応急対策（復旧工事）を検討・実施する。

- a 直接放流なども含めた放流先の確保
- b 被害程度の少ない最初沈殿池・反応槽を簡易沈殿池として利用することによる水処理（簡易沈殿）機能の確保
- c 塩素剤を利用した消毒機能の確保
- d 仮設ポンプなどによる揚水（仮設）機能の確保など

(3) 復旧対策の実施計画

市（災対生活環境部）は、市民生活における下水道の重要性を考慮し、できる限り速やかな復旧対策を実施する。

復旧にあたっては、処理場、ポンプ場、管路など主要施設から順次行う。

(4) 利用者への協力要請

市（災対生活環境部）は、下水道施設の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合、災対総合政策部広報班と協議のうえ、利用者に対して広報活動を行い、協力を要請する。

ア 水洗トイレ、風呂などの使用制限

イ 下水道施設の異常を発見したときの通報など

第40節

工業用水道施設の応急対策

【実施主体】県（企業局）、水道局

【災対本部】災対水道部

【関係機関】日本工業用水協会、東北地域の各工業用水道協会事業者など

1 計画の目的

新産業都市の指定を受け、南東北の工業拠点としての役割を担う区域を構成するいわき市において、工業用水道は不可欠であり、生産中断は、地域経済に多大な影響をもたらす。

復旧にあたっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧することとする。

＜達成目標＞

管理者である県及び市のほか、委託業者等の関係機関は、緊急連絡体制のマニュアルに基づき、受水企業へ被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等をすみやかに連絡する。

県及び市は、発災から概ね1週間以内に施設・設備の仮復旧をし、概ね1か月以内に本復旧を開始する。

2 各段階における業務の内容

発災から24時間以内	被災状況の把握及び利用者への被災状況・復旧状況の周知
発災から1週間以内	施設・設備の仮復旧
発災から1か月以内	施設設備の本復旧

3 業務の内容

① 活動体制の確立

県及び市は、地震発生後ただちに、あらかじめ定めた基準等により職員を動員するとともに、必要に応じて災害対策組織等を設置して、活動体制を確立する。

② 被害状況の把握

県、市及び委託業者は、地震発生後すみやかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

③ 応急措置

県、市及び委託業者は、被害状況の把握により応急措置が必要と判断される場合は、ただちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止対策を最優先に実施する。

④ 利用者等への連絡

ア 受水企業への連絡

県、市及び委託業者は、施設が被災した場合、受水企業に被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等をすみやかに連絡する。

イ 一般住民への広報

県及び市は、一般住民にも被害が及ぶことが予想される時は、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

⑤ 復旧対策

復旧は、管理者が行うものとし本復旧を原則とするが、本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行う。

また、埋設管路等は道路に電気、ガス、上水道関係と一緒に配管されている場合が多いため、復旧計画の策定にあたり、これらの機関とも連携を図りながら決定する。

市内の工業用水道事業

管理者	事業名
県	磐城工業用水道、勿来工業用水道、小名浜工業用水道
市	好間工業用水道

第41節

危険物等施設の応急対策

【災対本部】 災対統括部、災対生活環境部、災対消防部

【関係機関】

- ・ 県（危機管理部）
- ・ 企業等事業者

1 計画の目的

危険物等は、地震発生時における火災、爆発、排出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与える恐れがある。従って、危険物等取扱施設については災害による施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関及び関係事務所は相互に協力して、これら施設の被害を軽減するための対策を確立する。

＜達成目標＞

市及び危険物等取扱事業者は、地震等による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	施設等被災状況の把握 取り扱い作業の緊急停止 初期消火・排出防止措置
発災から3時間以内	現地調査の開始 二次災害防止措置 住民に対する広報
発災から6時間以内	応急措置 危険物排出の場合の応急対策

3 各主体の責務

(1) 事業所等の役割

地震等による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、市及び関係機関等と協力して被害の拡大防止を図る。

(2) 市の役割

ア 地震等による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と連携して被害の拡大防止を図る。

イ 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、警察署等と連携を図りながら、避難指示を発令する。

ウ 必要に応じて環境調査を実施し、その結果を市民に公表するとともに、関係機関等に通報して必要な対策が講じられるよう努める。

(3) 県の役割

地震等による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(4) 県警察本部の役割

道路管理者等と連携を図りながら、消防活動の円滑化と緊急輸送の確保のため、被災危険物等取扱施設周辺の交通対策を実施する。

(5) 福島海上保安部の役割

海上における危険物対策として、危険物積載船舶または荷役中の船舶に対し、事故防止のための必要な指導や航行の制限若しくは禁止の命令を行う。

4 業務の内容

(1) 危険物等施設の応急対策

地震時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講じるとともに、市消防本部と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

① 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等すみやかに連絡体制及び協力体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には予め定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取扱い作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、ただちに応急点検を実施する。

エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害や人身災害の発生状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講じる。

- a 危険物等施設の損傷等異常を発見したときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講じる。
- b 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や危険物等の排出防止措置を行う。

オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、すみやかに災害発生を広報し避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

② 個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

a 取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て適切な対応を図る。

- b 取扱事業所は、移送運搬中の責任者とすみやかに連絡を取れるよう内部における連絡系統を明確にしておく。

イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防機関及び警察の警備責任者等と連絡を密にし、すみやかに次の措置を講じる。

- a 保管、貯蔵または運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、すみやかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- b 安全な場所に移すことができない場合は、火薬類を付近の貯水槽等に沈めるなど安全な措置を講じるほか、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗り等で完全に密封し、木部には防火措置を講じ、爆発により被害を受ける恐れのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講じる。
- c 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
- d 火薬類が排出された場合は、ただちに県危機管理部、所轄の消防署、警察等に連絡するとともに、近隣住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域に近付かないよう広報を行う。

ウ 高圧ガス

a 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。

また、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備についてすみやかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行う。

- b 被災事業所の対応移動車両が被災した場合は、高圧ガス運送基準（平成5年10月改正）に基づき応急措置を講じるとともに、自らまたは警察、消防機関を通じ防災事業所（福島県高圧ガス防災協議会で規定している防災事業所）の出動を要請し対応を図る。

エ 放射線使用施設

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故の措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講じる。また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- a 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに関係機関への通報を行う。
- b 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。
- c 放射線被害を受けた者または受けた恐れのある者がある場合はすみやかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。
- d 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定するとともに、その旨表示して見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。

(2) 危険物等排出応急対策

河川に大量の危険物等が排出され、または漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

ア 地震等により当該排出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、すみやかに市または消防機関、河川管理者等関係機関に通報連絡する。

イ 当該関係機関及び危険物等取扱者は、危険物等の大量排出による災害が発生した場合、それぞれの業務または作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ウ 危険物等が大量に排出された場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

- a オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を活用し拡散を防止する。
- b オイルフェンス等により、排出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプ等による吸いあげ、または汲み取るとともに、必要に応じて油吸着材、化学処理剤等により処理する。
- c 排出された危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講じる。

エ 有害物質が河川等の公共用水域に排出、地下に浸透または大気中に放出された場合、河川管理者等関係機関は、人の健康の保護及び環境保全のため必要に応じて環境調査を実施し、その結果を市民に公表するとともに、関係機関にすみやかに通報し、防除対策の実施等に資する。

(3) 住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、または周辺に被害が拡大する恐れがある場合においては、関係事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保を図るために、次により必要な広報活動を実施する。危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を発令する。

① 事業者の広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、関係機関に必要な広報を依頼する。

② 関係機関の広報

関係機関は災害が発生し、または発生の恐れがあるときは、ただちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。

(4) 要配慮者への対応

危険物等施設に災害が発生し、またはそのおそれがある場合には、民生委員や消防団、自主防災組織等と連携を図り、要配慮者の避難等を優先して実施する。

第42節 火災対策

【災対本部】 災対消防部

【関係機関】

- ・ 県危機管理部
- ・ 市民、消防団、自主防災組織、企業等事業所、学校等

1 計画の目的

地震発生時には、家屋の倒壊に伴う出火及び配管等の破損によるガスの漏えい等に起因する火災が多発するとともに、延焼拡大が速く、大火災となる危険性があり、多くの人的物的被害をもたらすことが予想される。

このことから、市（災対消防部）は、地震発生と同時に全組織を迅速に展開し、的確な対応を実施するとともに、応援消防隊の早期要請による消防力の増強を図り、火災の拡大抑止にあたる。

＜達成目標＞

市は、住民、自主防災組織等の地域の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	初期消火 地域の防災力による消火
発災から3時間以内	県内広域応援による消火
発災から6時間以内	緊急消防援助隊による消火

3 各主体の責務

(1) 市民の役割

市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、すみやかに消防機関に通報しなければならない。

(2) 県の役割

県は、地震に伴い大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 消防団の役割

消防団は、消防署所と緊密な連携の下に火災防御活動に努める。

(4) 消防本部の役割

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて福島県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び緊急消防援助隊への応援要請を迅速に行う。

4 業務の内容

(1) 市民及び自主防災組織の消火活動

地震発生直後における出火防止処置及び出火したときの初期消火活動は、「私たちの地域は私たちで守る」を基本として、市民一人ひとりが自分の責任において次の措置を行う。

① 出火防止

- ア 使用中のガスコンロ、石油ストーブ、電気ストーブ等の火気をただちに遮断する。
- イ 揺れが大きくて危険な場合は、激しい揺れが収まってからただちに遮断する。
- ウ 都市ガス、プロパンガスの元栓を閉める。
- エ 石油類のタンクの元栓を閉める。
- オ 避難時は、電気のブレーカーを遮断する。

② 初期消火

火災が発生した場合は、すみやかに消防機関へ通報するとともに、家族や隣近所にも大声で知らせ安全を確保する。そのうえで、消火器や風呂のくみおき水等で初期消火を試みる。

③ 都市ガス等の漏えい

都市ガス、プロパンガス、石油等が漏えいした場合は火気を使用しない。

(2) 消防機関の対策

消防本部・消防署及び消防団は、「大規模災害時の消防活動計画（震災消防活動編）」により全消防力をあげて消防活動を実施する。

① 火災情報の収集

火災情報の収集は、119番通報のあった事案を中心に行うが、通信回線が途絶したときは以下の方法により、すみやかに管轄区域内の火災全体状況を把握するとともに、災対統括部に報告する。

- ア 職員の参集途上の情報収集
- イ 消防車等の管内巡回による情報収集
- ウ 消防団による地域内巡回による情報収集

② 緊急交通路の確保

ア 災対消防部は、警察及び道路管理者等の情報を基に火災現場までの通行路を確認するとともに、必要に応じて道路管理者等に対し、災対法第 76 条の 6 各項に定める指定道路区間の指定、車両等の移動命令等により道路を啓開するよう要請する。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を行う。

③ 火災防御活動

ア 人命の安全を最優先とする。

イ 火災の発生状況から鎮圧可能である地域の火災については、発生する全部の火災の鎮圧を主眼とする。

ウ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域、消火可能地域を優先して行う。

エ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらの鎮圧後、部隊を集中して消防活動にあたる。

オ 火災の発生状況から鎮圧が不可能であると予想される地域の火災については、延焼拡大防止及び避難上の安全を確保する。

カ 避難者収容施設、救護所等多数の市民を収容する施設、及び災害対策上重要な施設の安全の確保を優先した活動を実施する。

キ 断水による消火栓の使用不能が予想されることから、河川等の自然水利及びプール、防火水槽等の防火用水施設を活用し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止にあたる。

(3) 消防団による活動

災対消防部と連携を図りながら、以下の活動を行う。

ア 管内の巡回活動等を通じて災害情報を収集する。

イ 火災等の災害発生が予測された場合は、管内の住民に対し出火防止の広報を行うとともに、出火した場合は、地域住民や自主防災組織と協力して初期消火を行う。

ウ 消防本部による活動を補佐しまたは自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出、負傷者に対する簡易な応急措置、安全な場所への搬送等を行う。

エ 市長や警察等から避難指示が発令された場合は、管内の住民に伝達するとともに、安全な場所へ避難誘導を行う。

(4) 広域応援要請

災対消防部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて各種消防相互応援協定及び県が定める緊急消防援助隊受援計画並びに県・市地域防災計画等に基づき、県内広域消防相互応援及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

第43節

廃棄物処理

【災対本部】 災対生活環境部、災対土木部、災対都市建設部

【災対各地区本部】 衛生班

【関係機関】

- ・ 県（生活環境部）
- ・ 自衛隊
- ・ いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、福島県浄化槽協会
いわき市建設業協同組合、福島県解体工事業協同組合、その他廃棄物の収集運搬処理業者等

1 計画の目的

震災時には、地震・津波災害に伴い大量に発生する生活ごみやがれき類、し尿などを適切かつ迅速に処理し、生活環境の保全と市民生活の早期安定を確保する必要がある。

このため、市は、被災状況に即して国・県や関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

＜達成目標＞

市（災対生活環境部）は、災害規模に応じて災害ごみ及びし尿の発生量の予測等を行い、収集、運搬、処分に関する実施計画を策定する。災害ごみの分別や排出方法などについて市民の理解と協力を得ながら、迅速に収集・処分を行い、早期の自宅での生活復帰、安定化及び公衆衛生の確保を図る。

（生活ごみの収集）

燃やすごみは、腐敗が早いことから、できるだけ早期の収集開始及び完了に努める。燃やさないごみ・大型ごみは、おおむね3日～4日以内に収集を開始し、10日～15日以内に収集完了に努める。

（し尿の収集）

し尿の収集は、おおむね24時間以内に開始するほか、避難所等には備蓄した災害用トイレの活用や仮設トイレの設置等を行う。

（がれき類の収集）

がれき類の収集は、おおむね1か月以内に開始する。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	環境衛生施設の被害状況の把握
発災から6時間以内	収集体制の検討

発災から 12 時間以内	仮設トイレの設置開始
発災から 24 時間以内	し尿収集開始
発災から 72 時間（3 日）以内	ごみ収集開始
発災から 1 週間以内	広域応援要請
発災から 1 か月以内	がれき類の収集開始、廃棄物処理施設の応急復旧

3 各主体の責務

(1) 市民の役割

① 災害に伴う生活ごみの処理

- ア 避難所等での生活ごみについて、市の指示する分別によるごみの排出に協力する。
- イ 災害に伴う生活ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみ)については、市の指示する分別、指定場所（仮置場・臨時集積所）等への排出に協力する。
- ウ ごみの野焼き、便乗ごみ（地震や津波により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外への排出は行わない。

② し尿処理

避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理等に努め、公衆衛生の確保とし尿の収集に協力する。

③ がれき類の処理

道路通行の妨げとなっているブロック塀などのがれき類は、二次災害の危険に配慮しつつ、可能な限り 1 か所に集積するなど、道路通行確保に協力する。また、宅地内に散乱した瓦、タイルなどのがれき類についても、迅速な収集ができるよう市の指示に従って適切な集積等に努める。

(2) 市の役割

① 災害に伴う生活ごみの処理

- ア ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みをすみやかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。
- イ 災害の規模に応じ、集積場または仮置場を確保し、適切に管理を行う。
- ウ 市民に対し、生活ごみ等の排出方法や時期等について、的確な周知を図る。
- エ 避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所等の生活ごみの収集体制を整備する。
- オ 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、集積場までの運搬ルートの確保を行う。
- カ 県や関係団体に広域応援を要請し、応援を得ながら迅速な生活ごみの収集・処理を行う。

② し尿処理

- ア し尿処理施設や下水道施設の被害状況と稼働見込みをすみやかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。

イ 避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。

ウ 県や関係団体に広域応援を要請し、迅速なし尿の収集・処理を行う。

③ がれき類処理

ア 災対法第64条第2項（応急公用負担等）に規定する状況に該当する場合で、隣家や道路などへの倒壊の危険がある家屋については、優先的に解体処理を実施する。

イ がれき類が大量に発生する場合は、仮置場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺的环境対策を適切に実施する。

ウ 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じて住民相談窓口を設け、支援体制を充実させる。

エ 被災住宅の解体に伴う廃棄物の運搬処分に関する国等の支援制度が実施された場合は、当該事務処理体制を整え、迅速、的確に運用を図る。

(3) 県の役割

ア 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域応援体制を整備する。

イ 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

(4) 廃棄物処理関係事業所等の役割

市との協定に基づき、災害発生時に市から要請があった場合は、すみやかにし尿の汲み取り、災害ごみの収集、運搬、損壊家屋の解体、撤去等を行う。

4 業務の内容

(1) 被害状況調査・把握

市（災対生活環境部）は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県（生活環境部）へ報告する。

(2) 地震・津波に伴う廃棄物処理

市（災対生活環境部）は、協定を締結している関係事業所等と連携しながら、災害で発生した廃棄物処理等について、以下の業務を行う。

① 共通事項

ア 発生量の予測

災対統括部が集約した被災情報等により、地震・津波に伴う生活ごみ、損壊家屋の解体に伴う廃材やブロック塀などのがれき類及びし尿の発生量を予測する。

イ 災害廃棄物処理実施計画の策定

被災状況等に即した生活ごみ、がれき類、し尿の収集運搬・処分に関する実施計画をすみやかに策定する。

ウ 集積場所の確保等

被害状況に応じて概ね各地域ごとに災害ごみの仮置場を確保する。また、事前に届

出がある場所に、市民が臨時集積所を設置した場合、その管理・運営に対し必要なサポートを実施する。

＜仮置場の選定基準＞

- a 他の応急対策事業に支障がないこと
- b 環境衛生に支障がないこと
- c 搬入に便利なこと
- d 搬入された災害ゴミの分別・保管が可能な面積を有していること

エ 市民への周知

災害廃棄物の排出・収集方法、仮置場の位置、収集または搬入可能日時、注意事項、市民への協力要請事項等について、報道機関への投げ込み、FMいわきでの放送、市ホームページへの掲載、回覧等を通じて被災者に周知する。

オ 収集・運搬体制の確保

- a 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について廃棄物収集運搬・処理業者や建設業者に協力を要請するとともに、県や協定締結自治体等に応援を要請する。
- b 積込み現場から集積場所までの道路障害物を優先的に除去し、運搬経路を確保する。

カ 処理体制の確保

燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ・資源物等可能な限り分別し、適正に処理するほか、がれき等については、復旧・復興事業等において活用するなど、処理量の削減に努める。

キ 事業者の責務

事業者等が排出する災害廃棄物の処理は、自らの責任で行う。

② 生活ごみの処理

ア 被害状況の把握

災対統括部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項について地区別の被害状況を調査・把握する。

- a ごみの収集運搬経路
- b 避難状況（避難所等の位置及び数、避難者の人数等）
- c ごみ処理施設の損傷状況

イ ごみ処理施設の応急復旧

あらかじめ備蓄した資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、プラントメーカー等関連会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。

ウ 仮置場の設置

災害が大規模で、通常のごみ集積所における収集が困難な場合は、必要に応じて仮置場を設置する。

エ 地区住民の協力

仮置場の周知等は、回覧やFMいわきでの放送、市ホームページへの掲載

等を通じて行う。

③ し尿処理

ア 被害状況の把握

災対統括部の収集した被災情報等を参考に以下の事項について地区別の被害状況を調査・把握する。

- a し尿の収集運搬経路
- b 避難状況（避難所等の位置及び数、避難者の人数等）
- c し尿処理施設や下水道施設の損傷状況
- d 下水道敷設地区以外の汲み取り便槽の被害状況など

イ し尿処理施設の応急復旧

プラントメーカー等関連会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。

ウ 仮設トイレ等の設置

いわき市環境事業整備協同組合と連携を図りながら、避難所や下水道の使用が不可能な地域を中心として仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの機種は、障がい者や高齢者など要配慮者が使用することに留意して選定する。

エ し尿の収集および処理

いわき市環境事業整備協同組合が所有する車両を使用して収集し、衛生センター等に搬入する。なお、災対生活環境部は、人員や車両が不足する場合、県に応援を要請する。

オ 市民への広報

下水道管路等の破損や処理場施設の機能停止により、下水道の使用を制限する必要があるときは、すみやかにテレビ、ラジオ、広報車等により広報を行うとともに、復旧の見通しや仮設トイレ設置箇所等について周知に努める。

④ がれき類の処理

ア 災対法第64条第2項の規定（応急公用負担等）に基づく緊急を要する危険家屋の解体については、いわき市建設業協同組合・福島県解体工事組合等に協力要請する。

イ 通行の妨げとなる道路上のがれき類については、道路管理者等と災対生活環境部が連携してこれらの収集、処分を行う。

ウ 倒壊家屋や焼失家屋の撤去及び廃材等の運搬・処分については、原則として家屋等の所有者が行うこととなるが、被災程度により、運搬・処分についての支援策が実施された場合は、その制度の迅速、的確な運用を図る。

(3) 建物関係障害物の除去

① 障害物の除去

ア 災対都市建設部は、災対生活環境部と連携し、山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家内またはその周辺に土砂等が流入した場合、災害救助法に定められた範囲内において、市建設業協同組合等の協力のもと障害物の除去を行い、必要最小限の日常生活を営みうる状態を確保する。

イ 市のみで障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に応援を要請する。

【除去の対象となる者】

- a 居室、炊事場など生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が流入し、一時的に居住できない状態にある者
- b 自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者
- c 住家が半壊または床上浸水を受けた者

【市が除去を行う場合】

- a 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - b 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - c その他公共的立場から除去を必要とする場合
- ウ 市は、自らの組織、労力、機械器具等を用い、またはいわき市建設業協同組合等の協力を得てすみやかに行う。除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

② 障害物の保管

ア 除去した障害物は、災対生活環境部と協議のうえ、市が定める仮置場等に搬入する。

イ 災害ボランティア等の協力のもと仕分けを行った後、保管が必要な障害物については、期間を定めて公共施設等において展示し、被災者に引き取りを促す。

また、金品等については、拾得物として警察に提出する。

第44節 非常用食糧等の供給

【災害本部】 災害統括部、災害財政部、災害保健福祉部、災害こどもみらい部、

災害農林水産部、災害産業振興部、災害都市建設部

【災害各地区本部】 避難所班

【関係機関】

- ・ 協定締結事業者、日本赤十字社福島県支部、(公社)福島県トラック協会いわき支部等
- ・ 自衛隊、県（農林水産部、商工労働部、危機管理部）
- ・ 災害時応援協定締結自治体（中核市、由利本荘市、延岡市、港区、宇部市、新潟市）

1 計画の目的

市は、被災者及び災害応急事業従事者に対し、非常用食糧や飲料水、日用品等を供給する必要があるときは、あらかじめ主要避難所等に備蓄したものを活用するほか、民間事業者等との協定に基づく流通在庫備蓄品による確保、さらには県や協定締結先の自治体等への協力要請により必要品目及び数量を確保し、市内の運送業関係団体等の協力を得ながら、被災者に対してすみやかに供給する。

<達成目標>

市民は、避難にあたり、最低限1日分の食料、飲料水、日用品等（以下「物資等」という）を携行するよう努める。

市は、公的備蓄の活用のほか、災害時応援協定に基づき、民間事業者への供給要請、協定締結自治体等への応援要請等により食料や日用品等を確保し、すみやかに被災者へ供給する。

① 非常用食糧・飲料水

食糧の供給は概ね次の計画を目安に災害の規模に応じて調整することとし、原則として1日3回提供する。

- | | |
|---------------|--|
| ・ 発災から6時間以内 | : 住民、企業等の非常用備蓄により対応 |
| ・ 6時間後から72時間後 | : 乾パンやパン缶詰、アルファ化米などの公的備蓄品のほか、応援協定に基づき市内の民間事業者等からおにぎり、パン等を供給（流通在庫備蓄による対応） |
| ・ 72時間後～ | : 自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、協定締結先からの救援物資の供給、自衛隊等による配食、自主防災組織による炊き出し |

② 日用品

タオル、衛生用品、乳児用粉ミルク、おむつ、毛布などの供給は、需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内に行うことを目標とし、流通在庫備蓄や他自治体からの支援物資により対応する。

③ 避難所運営に必要な資機材等

非常用発電機、投光機、災害用トイレ、パーティションなど避難所運営に必要な資機材等については、主要避難所に備蓄したものを活用するほか、必要に応じて協定締結事業者に要請して確保する。

2 各段階における業務の内容

発災から 1 時間以内	避難所の開設
発災から 6 時間以内	避難者数及び食料供給量の把握 食物アレルギーなど特別用途食の必要種類及び数量の把握 個人備蓄による対応 応援協定締結自治体への支援要請
発災から 12 時間以内	避難所への食料供給（公的備蓄物資） 協定等に基づく食料等の調達 流通在庫備蓄による日用品、乳児用品等の調達
発災から 24 時間以内	流通在庫備蓄による食料等の供給 その他日用品の供給 国、県及び協定締結自治体への応援要請
発災から 72 時間（3 日）以内	炊き出し等による食料供給開始

3 各主体の責務

(1) 市民の役割

ア 避難にあたっては、最低限 1 日分の食料、飲料水、日用品等（以下「物資等」という。）を携行するよう努める。

イ 食物アレルギーへの対応食などの特別用途食や乳児用ミルク等については、発災直後の確保が困難なことから、あらかじめ家庭で備蓄していたものを活用する。

(2) 市の役割

ア 被災者に対し食料や飲料水、日用品等を供給する。

イ 食物アレルギーへの対応など特別用途食、乳児用ミルクやおむつなどについては、個人による対応を基本としつつ、被災者等の実態を把握し、民間事業所等との協定に基づく流通在庫備蓄や協定締結先自治体等からの支援物資により確保し、供給する。

- ウ 自力で必要な物資等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- エ 避難が長期化した場合は、食事の提供から段階的に自主防災組織等を中心とした食料提供による炊き出しまたは自炊へと移行し、避難者の自立を促す。
- オ 被災者の健康保持の観点から、保健師や管理栄養士等は、炊き出しや自炊の実施に関し必要に応じて指導・助言を行う。

(3) 県の役割

市から要請があった場合は、民間事業者等との協定に基づき、食料や日用品等を供給するほか、他の都道府県に対し支援を要請する。

(4) 日本赤十字社福島県支部の役割

「災害救援物資の交付に関する要綱」に基づく救援物資を備蓄し、市または県から要請があったときは、救援物資を被災者に供給する。

(5) 協定締結事業所等の役割

市または県と災害時の協定を締結している事業所等は、市等から要請があったときは、流通在庫等を活用してすみやかに食料や飲料水、日用品等を被災者に供給する。

4 業務の内容

(1) 食料品の供給

① 供給実施の決定

災対本部長（市長）は、災害により避難所に収容され、または食料品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない被災者が相当数の規模で発生し、相当程度の期間その状態が継続すると判断した場合は、食料品の現物による供給実施を決定する。

なお、災害救助法による食品の給与期間については、災害発生の日から7日以内と定められているが、必要に応じて内閣総理大臣の承認を受け、期限を延長することができる。

② 供給対象者

市は、次のいずれかに該当する者に対して、食料品の給与を行う。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等に避難する必要がある者
- エ 通常の配給機関が麻痺し、主食の配給を受けられない者
- オ 旅行者や通勤・通学者などで他に食料を得る手段がない状態にある者
- カ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者
- キ その他災害により食料を得ることが困難な状態にある者

③ 食料品の確保

ア 発災直後は、家庭や事業所等で備蓄した食料等で賄うよう努める。

イ 市は、あらかじめ主要避難所等に備蓄した乾パン缶詰、パン缶詰、アルファ化米などの非常用食糧及び飲料水を被災者に供給する。

ウ 市は、協定締結事業者との協定に基づき、流通在庫備蓄を活用して食料や飲料水などのほか、副食（缶詰・漬物・佃煮等）や乳児用ミルクなどを調達し、各避難所に供給する。

エ 市は、県知事への要請や福島さくら農業協同組合いわき地区本部等への協力要請により米や野菜等を調達し、学校給食協同調理場等において調理するほか、避難所に配送して炊き出し等に使用する。

オ 市は、市内で必要品目及び数量を確保できない場合は、県及び協定締結先自治体に要請する。

【県への要請事項】

- a 品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
- b 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- c 連絡課及び連絡責任者
- d 荷役作業員の派遣の必要の有無

【応援協定締結自治体への要請事項】

- a 食料の応援要請（品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項）
- b 炊き出し用具等の応援要請（人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項）

カ 災対地区本部（避難所班）は、応急復旧期以降において、市内の流通事業者等との協定に基づき必要な食材を確保し、自主防災組織やボランティア等の協力のもと炊き出しを行い、被災者に供給する。

④ 供給活動の実施

ア 市の実施体制

- a 避難所の開設・運営を担当する災対各地区本部避難所班は、避難者名簿をもとに必要な数量を算出し、市が備蓄した非常用食糧や飲料水等を被災者に供給するとともに、不足が生じる場合は、災対財政部・災対産業振興部物資統括班に追加供給を要請する。
- b 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、災対各地区本部からの避難者数や食料の過不足状況を整理し、市内の小売業者等との応援協定に基づき、食料や飲料水等を調達し、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。

- c 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、(公社)福島県トラック協会いわき支部等に要請し、対応が可能か確認を行う。
- d 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、対応が可能な場合、(公社)福島県トラック協会いわき支部に対し、災対各地区本部または避難所に救援物資を配送するよう要請する。
- e 災対各地区本部避難所班は、避難所ごとに責任者を定め、食料等の受け入れの確認及び受給の適正化を図り、被災者に迅速かつ公平に配分するよう努める。
- f 避難者に対する炊き出しの実施にあたっては、学校給食共同調理場や小・中学校、保育所の調理室等の利用や、主要避難所の備蓄資機材を活用して行う。

また、調理については、地域の自主防災組織を中心として、赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。

イ 県の実施体制

県（農林水産部、商工労働部、危機管理部）は、市から要請があったとき、または必要と認めたときは、次の措置を講じる。

- a 備蓄物資の放出、供給
- b 商工関係団体や農業関係団体等から米や食料等の調達及び供給
- c 市が指定する輸送拠点へ救援物資等を輸送
- d 県の行う応援要請
 - ・被災地以外の市町村に対しての指示または調整
 - ・自衛隊への要請
 - ・他の都道府県に対しての要請
 - ・国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）または非常災害対策本部等に対する要請

⑤ 食料の衛生管理、栄養指導体制

食料の衛生管理及び栄養指導については、第3章第10節「避難所等における防疫保健衛生対策」の食品衛生監視及び栄養指導により実施する。

(2) 食物アレルギー対応食料等の供給

① 必要数等の把握

災対各地区本部避難所班は、避難者名簿の作成にあたり、食物アレルギーの有無や持病による食事制限など食料の供給に際し何らかの配慮が必要な被災者の実態把握に努め、その状況を災対各地区本部総務班を通じて災対こどもみらい部避難所支援班及び災対財政部・災対産業振興部物資統括班に報告する。

② 食料品の確保

ア 食物アレルギー等への対応については、個人差が大きく、特に発災直後はきめ細かな対応が困難であることから、可能な限り、各家庭における備蓄により対応するほか、市が多く食物アレルギー対応用として備蓄しているアルファ化米を支給する。

イ 市は、市内の小売業者等との応援協定に基づき、流通在庫備蓄を活用して特別用途

食やアレルギー対応用ミルクなどを調達し、避難所へ配送する。

ウ 市は、市内で必要品目及び数量を確保できない場合は、県及び協定締結先自治体に協力を要請する。

【県への要請事項】

- a 品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
- b 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- c 連絡課及び連絡責任者
- d 荷役作業員の派遣の必要の有無

【応援協定締結自治体への要請事項】

- a 食料の供給（品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項）
- b 炊き出し用具等の応援要請（人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項）

エ 避難所において炊き出しを行う場合は、避難者名簿等を参照し、特別用途食による対応が必要な避難者に対しては、アレルギー除去食を提供できるよう配慮する。

③ 供給活動の実施

ア 災対各地区本部総務班は、各避難所における食物アレルギー対応が必要な避難者数や必要数量等を把握し、災対財政部・災対産業振興部物資統括班に供給を要請する。

イ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、市内の小売業者またはアレルギー対応食料等を扱う専門業者等に要請し、アレルギー対応用の食料やミルクなどを調達して、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。

ウ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、調達が困難な場合は、救援物資による対応が可能か確認する。

エ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、(公社)福島県トラック協会いわき支部等に要請し、対応が可能か確認を行う。

オ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、応援協定締結先の自治体に対し、アレルギー対応食料等の調達について要請する。

カ 災対各地区本部（避難所班）は、食物アレルギー等の持病を持つ被災者に対し、確実に特別用途食を供給できるよう特に留意する。

特に、炊出しを実施する際は、食材等を明示するとともに、可能な限りアレルギーを除いた食事の提供に努める。

(3) 日用品の供給

① 供給の決定

災対本部長（市長）は、災害により住家に被害を受け、被服寝具その他日用品を喪失するなどにより、日常生活を営むことが困難な被災者が相当数の規模で発生し、その状態が継続すると判断した場合は、日用品の現物による供給実施を決定する。

なお、救助法に基づく給与期間については、災害発生の日から10日以内と定められ

ているが、必要に応じて内閣総理大臣の承認を受け、期限を延長することができる。

② 供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない日用品を喪失または棄損し、かつ資力の有無にかかわらず、これらの物資をただちに入手することができない状態にある者とする。

③ 需要の把握

日用品の供給については、住家等の被災程度により異なることから、災対保健福祉部は、住家等被害家屋調査の判定別に被災者数を把握する。

④ 日用品の確保

ア 民間事業者との応援協定締結に基づき、流通在庫備蓄を活用して調達し、被災者に供給する。

イ 市内で必要品目及び数量を確保できない場合は、県、協定締結先自治体及び日本赤十字社等に対して支援を要請し、確保に努める。

⑤ 供給活動の実施

ア 供給品目の決定

災対保健福祉部保健福祉総括班は、被害の実情に応じ、災害救助法に定める給与または貸与品目の範囲内において現物をもって行う。

【給与または貸与品目】

- a 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- b 被服（洋服、作業着、子ども服、下着等）
- c 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具、コンロ等）
- d 食器（茶碗、皿、はし等）
- e 保育用品（哺乳びん、おむつ等）
- f 光熱材料（マッチ、ローソク、薪、プロパンガス、木炭等）
- g 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

イ 市の実施体制

- a 災対保健福祉部保健福祉総括班は、災対各地区本部避難所班からの報告、被災者へのアンケートや家屋等被害調査の結果等を踏まえ、必要な物資を整理し、災対財政部・災対産業振興部物資統括班に調達を要請する。
- b 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、災対保健福祉部保健福祉総括班からの要請に基づき、(公社)福島県トラック協会いわき支部等との協定に基づき、救援物資による対応が可能か確認する。
- c 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、対応が可能な場合、(公社)福島県トラック協会いわき支部等に対し、災対各地区本部または避難所に支援物資を配送するよう要請する。
- d 災対各地区本部避難所班は、避難所ごとに責任者を定め、日用品の受け入れの確認び受給の適正化を図り、被災者に迅速かつ公平に配分するよう努め、特に、要配慮者には優先して配布するなどの対応に努める。

ウ 県の実施体制

県（商工労働部）は、市から要請があったとき、または必要と認めたときは、次の措置を講じる。

- a 備蓄物資の放出、供給
- b 関係企業に対する供給の要請
- c 市が指定する輸送拠点へ救援物資等を輸送
- d 自衛隊、他の都道府県及び被災地以外の市町村に対しての要請
- e 国の物資関係省庁（厚生労働省、経済産業省）または非常災害対策本部等に対する要請

第45節

全国からの救援物資への対応

【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部、災対産業振興部 【災対各地区本部】 避難所班
【関係機関】

・ボランティア団体等、応援協定締結事業所・団体等、報道機関

1 計画の目的

東日本大震災発生時には、全国からさまざまな救援物資が寄せられた。これら救援物資は、被災者に対する思いやりや善意にあふれていたものであったが、避難者のニーズと支援者の善意を結ぶ仕組みが構築されていなかったことや、燃料不足による輸送手段の確保が十分でなかったこと等により、円滑に配布できたのは応急対策が一段落してからであった。

災害発生直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資が寄せられるが、大規模な災害の発生直後には、①何が、②どのくらい、③いつまでに、送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を、①必要としている被災者に、②必要としているものを、③必要としている時期に、分類・仕分けして配布することは、極めて難しい状況となる。

このことから、全国からの善意を無駄にしないため、支援物資等の受け入れに係る基本的な考え方について、以下のとおり定める。

<達成目標>

市は、全国からの救援物資については、(公社)福島県トラック協会いわき支部等々の協力のもと、支援物資集配拠点施設(21世紀の森公園、総合体育館、いわき市平競輪場)などにおいて受け入れ、仕分けを行い、迅速に被災者に供給する。

市は、発災直後における救援物資については、原則として協定締結先となる自治体や国、県、日本赤十字社等から供給されたものを中心に受け取ることとし、個人からの救援物資については、その趣旨を十分に生かすことが困難であることから、被災者への善意を寄せていただく場合は、義援金による支援について報道機関の協力を得て周知徹底に努める。

2 各段階における業務の内容

発災から 6 時間以内	協定締結自治体及び民間事業者への支援要請
発災から 12 時間以内	被災地で必要な物資等の提供を呼びかけ
発災から 24 時間以内	市が求めている物資以外については、受け入れが困難であることを呼びかけ

3 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市の役割

ア 災害直後における救援物資の受け入れは、国、県、協定締結自治体及び民間企業、日本赤十字等からに限定し、個人からの救援物資については、市から必要な品目等を明示するまでは受け入れが困難であることについて、報道機関の協力のもと周知徹底に努める。

イ 市内の被災状況や住民の避難状況、不足する物資等が明らかになったときは、当該品目を明らかにしたうえで、報道機関等の協力のもと提供を呼びかける。

ウ 救援物資については、あらかじめ定めた支援物資集配拠点施設で集約し、（公社）福島県トラック協会いわき支部等の協力のもと適切に仕分け等を行ったうえで、すみやかに避難所等において被災者に供給する。

(2) （公社）福島県トラック協会いわき支部等の役割

ア 市との応援協定に基づき、あらかじめ定めた支援物資集配拠点施設において救援物資の受け入れ及び仕分け等を行う。

イ 市（災対産業振興部）からの指示に基づき、救援物資を災対各地区本部に配送する。

なお、必要に応じて同支部の構成員が所有する倉庫等を地区ごとの二次的な救援物資の受け入れ及び払い出しの拠点として活用する。

第46節

緊急輸送対策

【災対本部】各部

【関係機関】

- ・国（磐城国道事務所、小名浜港湾事務所）
- ・県（危機管理部、いわき建設事務所、小名浜港湾建設事務所）、
県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・（公社）福島県トラック協会いわき支部等、輸送関係機関

1 計画の目的

災害時の緊急輸送は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等を目的とする。

緊急輸送にあたっては、被害の状況、交通の確保状況を把握し、輸送機関との連携のもと、緊急性及び重要性の優先順位を見極め、限られた交通資源を効率的に生かした迅速で的確な輸送を実施する。

＜達成目標＞

市は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援及び被災者への物資供給を的確に行うため、民間輸送機関と連携して車両、バイク、船舶等の輸送手段、輸送拠点、物資の集積場所を確保するとともに、防災関係機関の協力による最大限の輸送体制を整え、すみやかに緊急輸送を実施する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	負傷者等の搬送 道路の被害状況調査 港湾施設の被害・復旧状況や利用可能な岸壁の状況調査
発災から3時間以内	道路被害状況の把握 物資輸送拠点の確保 輸送関係機関への協力要請 医療物資・人員、患者等の搬送
発災から6時間以内	輸送車両及び燃料の確保
発災から12時間以内（以降、随時）	食料等の輸送 医療物資・人員、患者等搬送

3 各主体の責務

(1) 市の役割

ア 災害時において負傷者をはじめ救急・救助活動、医療活動の従事者等の搬送、食料や日用品、救援資機材等の輸送など緊急輸送を行うため、市が所有する公用車のほか、輸送関係機関等に協力を要請し、緊急輸送車両を確保する。

イ 自らだけでは緊急輸送車両の確保が困難なときは、県に車両の確保を要請する。

ウ あらかじめ定めた拠点施設において全国からの救援物資を受け入れるとともに、県と連携しながら港湾機能やヘリコプター臨時発着所を確保し、海上及び航空による救援物資等の輸送を行う体制を整備する。

(2) 県（公安委員会、警察本部）の役割

ア 災対法施行令第32条の2の規定に基づき、緊急通行車両であることの確認を行い、使用者に緊急通行車両証票及び証明書を交付する。

イ 国、市及び道路管理者等と連携し、緊急輸送確保のための交通規制を行う。

ウ 市から要請があったときは、（公社）福島県トラック協会やバス事業者に対し、車両の確保について要請を行う。

エ 救援物資等の海上輸送を円滑に行うため、岸壁や荷役施設などの港湾機能をすみやかに確保する。

4 業務の内容

(1) 緊急輸送の範囲

① 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、以下のとおりとなっているが、災害の応急対策の段階に応じて活動の対象を広げていく。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産における輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救済用物資運搬のための輸送

カ 遺体捜索のための輸送

キ 遺体処理（埋葬を除く。）のための輸送

ク その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

② 緊急輸送活動の対象

第1段階 (発災直後)	1. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 3. 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、 4. ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 5. 後方医療機関へ搬送する負傷者等 6. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (発災後6時間以内)	第1段階に加え、 1. 食糧、水等生命の維持に必要な物資 2. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 3. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (発災3日以降)	第2段階に加え、 1. 災害復旧に必要な人員及び物資 2. 日用品

③ 輸送にあたっての配慮

輸送活動を行う場合は、次の事項に配慮する。

- a 人命の安全
- b 被害の拡大防止
- c 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送手段の確保

① 車両の調達

ア 市保有車両の把握・確保

災害対策本部が設置された時は、可能な限り市が所有する車両を緊急輸送に充てることとし、災対財政部は、災害発生後、輸送活動に調達可能な市保有車両の状況や燃料の残量等について把握する。

イ 民間車両等の確保・調達

- a 市は、災害の状況により必要と認める場合は、(公社)福島県トラック協会、新常磐交通㈱などの輸送機関の協力により車両を確保、調達する。

なお、複数の災害対応業務において車両の確保が必要となった場合には、災対都市建設部が窓口となり、災対本部会議において調整の上、各輸送機関等に協力を要請する。

- b 各輸送関係機関は、市からの要請があった場合は、輸送体制の確保に協力し、市の指定場所に待機する。

- c 市（災対都市建設部）は、車両等の輸送手段が調達不能となり、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、県及び協定締結自治体等に応援要請を行う。

ウ 燃料の調達

災対財政部は、福島県石油商業組合や(公社)福島県トラック協会いわき支部等に要請

し、緊急輸送車両等の運行に必要な燃料を確保する。

② 配車計画

ア 輸送対象の優先順位

緊急輸送に係る車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。

【輸送対象の優先順位】

- a 負傷者、病人、要配慮者等のり災者の搬送
- b り災者の避難のための対策要員の輸送
- c 医療・助産における対策要員及び資機材の輸送
- d り災者救出のための対策要員及び資機材の輸送
- e 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- f 飲料水の供給のための輸送
- g 救援物資の輸送
- h 行方不明者の捜索及び処理のための輸送
- i 埋葬のための輸送
- j その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

③ 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として事前の届出が可能な車両は、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定めた車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

【緊急通行車両の範囲】

- a 津波警報等や避難指示等の周知または伝達に関するもの
- b 消防、水防その他応急措置に関するもの
- c 被災者の救難（救護）、救助その他の保護に関するもの
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの（教材運搬等）
- e 施設及び設備の応急の復旧に関するもの（整備・点検）
- f 清掃、防疫、その他の保健衛生に関するもの
- g 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- h 緊急輸送確保のための措置に関するもの
- i その他災害発生の防ぎよ、拡大防止等に関するもの

イ 緊急通行車両の確認

- a 災対財政部は、県知事または県公安委員会に対し、市が応急対策等に使用する車両について、災対法施行令第32条の2の規定に基づく緊急通行車両であることの確認申請を行う。
- b 緊急通行車両として事前の届出をした車両は、災害発生時に県警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部などで所定の手続きを受け、緊急通行車両としての確認を受ける。

ウ 緊急通行車両標章及び証明書の交付

- a 車両の使用者は、知事または公安委員会に対し、当該車両が災対法施行令第32条の2の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。
- b 前項の確認をしたときは、知事または公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書が交付される。
- c 交付された標章は、運転手席側（助手席側）の内側のウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備えつける。

④ 車両以外の輸送手段

災害時の道路状況や被害状況、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、災対本部（統括部、財政部、産業振興部、都市建設部等）は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

なお、各機関への要請については、第3章第2節「防災関係機関の相互協力体制」の定めるところにより行う。

- a 航空機（自衛隊等のヘリコプター）による輸送
- b 鉄道（東日本旅客鉄道会社(株)、福島臨海鉄道(株)）による輸送
- c 船舶等（いわき市漁業協同組合等の所有）による輸送

(3) 輸送拠点・集積場所

- ア 市（災対産業振興部）は、道路等の被災状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資集配拠点施設を21世紀の森公園、総合体育館、いわき市平競輪場に開設する。
- イ 輸送拠点では、災害時において調達した物資等や他県市からの救援物資を受け入れ、保管し、災対各地区本部や避難所へ配布するための仕分け等も実施する。
- ウ 市（災対産業振興部）は、拠点施設から市内各地区への物資等を効率的に輸送するため、必要に応じて中継物流施設を設置することとし、(公社)福島県トラック協会いわき支部との協定に基づき、同支部の構成員が所有する倉庫の使用について要請する。

第47節

義援金の受入・配分

【災対本部】 災対保健福祉部

【関係機関】

- ・ 県（保健福祉部）
- ・ 日本赤十字社福島県支部

1 計画の目的

震災による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入体制を定め、いわき市義援金配分委員会により決められた配分方法等により、確実、迅速に被災者に配分する。

＜達成目標＞

市は、災害の状況に応じて義援金の募集を行うとともに、配分委員会が決定した配分方法等に基づき、すみやかに被災者に配分する体制を整備する。

2 各段階における業務の内容

発災から 24 時間以内	義援金受入口座の設定及び報道機関を通じた公表
発災から 1 か月以内	義援金配分委員会による配分方法の決定 義援金の申請受付及び配分

3 義援金の受け入れ・配分フロー

義援金受け入れ及び受入口座の設定・周知

↓

義援金の受け入れ及び保管現金領収及び金融機関への口座振替

↓

義援金の配分委員会の開催、義援金の配分

4 業務の内容

(1) 義援金受け入れの周知

災対保健福祉部保健福祉総括班は、義援金の受け入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社福島県支部等に協力を依頼し、あわせて市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- ア 義援金の目的（被災者への給付、市の復旧・復興事業への活用など）
- イ 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名（カナ）等）
- ウ 受入窓口
- エ 受入期間

(2) 義援金の受け入れ、保管

災対保健福祉部保健福祉総括班は、次により義援金を受け入れ、保管する。

- ア 一般からの受入窓口を開設する。
- イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。
- ウ 受領した義援金については、「市災害対策本部」名義の預金口座に預け入れ、配分方法が決定されるまで適正に保管する。

(3) 義援金の配分

① 義援金の配分

- ア 災対保健福祉部保健福祉総括班は、県義援金配分委員会から配分された義援金について、被災者に配分する。
- イ 市で受け入れた義援金については、いわき市災害義援金配分委員会により、被災状況等を十分勘案した上で配分方法を検討し、決定する。

② 市義援金配分委員会の構成

副市長（保健福祉部担当）、危機管理部長、財政部長、保健福祉部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。

特に必要があると認めたときは、市社会福祉協議会その他義援金受付団体、その他関係団体の代表者等を委員とすることができる。

③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第48節

災害警備措置

【実施主体】 県警察本部（いわき中央、東、南警察署）

1 計画の目的

大規模地震発生時においては、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、県警察本部及びいわき市を管轄するいわき中央警察署、いわき東警察署及びいわき南警察署（以下「関係警察署」という。）は、関係機関との緊密な連絡の下、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護のため迅速・的確な警備・保安活動及び交通規制を実施する。

<達成目標>

警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

1. 警察施設の耐久性の点検、補強等
2. 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
3. 通信施設の防護措置・通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備
4. 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
5. 県災害警備本部の代替設置施設の確保
6. 部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄
7. 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
8. 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
9. 非常時の警察関係車両用燃料の確保
10. 関係機関との連絡体制の整備

2 各段階における業務の内容

発災から 6 時間以内	緊急交通路の確保、交通規制、救助
発災から 24 時間以内	被災地・避難所の警備

3 業務の内容

(1) 警備活動における関係機関との連携

災害に対処するため市及び関係機関と連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

市	1. 被災状況、避難者動向等の緊密な情報交換 2. 一般治安対策、地域安全活動等の実施協力
消防本部	1. 消火、救急活動のため消防車両の通行及び警戒線の設定等における連携 2. 被災者の捜索、救助活動に関する情報交換及び連携
自衛隊	災害情報の提供、災害活動の支援

(2) 警備活動

地震が発生または津波が発生する恐れがあるときは、次の警備活動を行う。

- ア 被害情報の収集及び被害実態の把握
- イ 市災害対策本部への情報連絡員の派遣
- ウ 避難のための立ち退き指示
- エ 負傷者等の救出救護
- オ 迷子、行方不明者等の捜索
- カ 危険箇所の警備及び被災地域住民の避難誘導
- キ 通信の確保
- ク 不法事案等の予防及び取締り
- ケ 避難地域、避難場所、重要施設等の警戒
- コ 地域住民に対する相談及び防犯対策等地域安全活動の推進
- サ 遺体の検視
- シ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

(3) 道路交通対策

ア 地震が発生した場合は、道路管理者等と連携を図りながら、すみやかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の標示、う回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を講じる。

(交通規制の実施)

- a 県内への一般車両の流入制限
 - b 被災地域に向かう車両の走行抑制
 - c 高速道路の通行禁止と流入制限
 - d 広域交通規制
 - e 緊急交通路等の指定
 - f 緊急交通路等における車両等の措置
 - g 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置
 - h 主要信号機の確保
 - i 緊急通行車両の確認
- イ 県公安委員会は、災害応急対策を円滑に行うため緊急の必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、災対法第76条の6各項に基づく措置を講じるよう要請する。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

関係警察署は、平時から関係機関と連携して自動車運転者に対し、地震発生時の執るべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車すること。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両において避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむなく道路上に置いて避難するときは、道路左端に停車させ、エンジンキーはつけたまま窓を閉め、ドアをロックしないこと。

エ 道路管理者等が指定通行区間を指定し、当該区間から車両を移動するよう命じられたときは、すみやかに車両等の移動を行うこと。

(5) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者等及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ派遣された警備業者等に交通誘導等の協力依頼を行う。

(6) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、立て看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

(7) 要配慮者への支援

住民の避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に避難させる等の対応に努める。

第49節 行方不明者の搜索、遺体の保護・埋葬

【災対本部】 災対統括部、災対消防部、災対市民協働部

【関係機関】

- ・ 自衛隊、福島海上保安部、県（保健福祉部）、県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 日本赤十字社、（一社）いわき市医師会、（一社）いわき歯科医師会、消防団、（公社）福島県トラック協会、福島県葬祭業協同組合

1 計画の目的

大規模な震災では、家屋の倒壊、津波や火災等により多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、市は、県及び関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を遅滞なく実施する。

＜達成目標＞

市は、県及び関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

2 各段階における業務の内容

発災から 6 時間以内	行方不明者の搜索開始
発災から 12 時間以内	遺体安置所の決定・開設準備
発災から 24 時間以内	霊柩車、棺、骨壺等確保 火葬場の被災状況、受入可否確認
発災から 72 時間（3 日）以内	遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 火葬または仮埋葬の開始

3 各主体の責務

(1) 市の役割

市（災対消防部、災対市民協働部）は、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を行うにあたり、関係警察署や自衛隊等の関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

(2) 県の役割

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。
また、市からの要請に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

(3) 自衛隊、福島海上保安部、県警察本部等関係機関の役割

県・市等と連携し、行方不明者の搜索等を早い段階から実施できるよう支援する。

4 業務の内容

(1) 搜索依頼・届出の受付

ア 市（災対市民協働部）は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出を受け付ける相談窓口を開設する。

イ 市（災対市民協働部）は、相談窓口で受け付けた行方不明者の名簿を作成し、警察署や自衛隊、災対消防部と情報共有を図る。

(2) 搜索の実施

① 搜索活動

ア 市（災対消防部）は、関係警察署、消防団等の協力を得て、行方不明者の名簿をもとに搜索を行い、状況を災対統括部に報告する。

イ 災対統括部は、県に対し搜索状況の報告を行い、状況により自衛隊の派遣要請を行うよう要請する。

ウ 災害救助法適用の場合の搜索活動については、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

② 安否不明者の氏名等公表

ア 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

イ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

ウ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

③ 遺体発見状況の記録

市（災対消防部）及び警察署は、遺体発見現場の状況（写真等）や遺体の性別、身長、着衣、所持品等を詳細に記録する。

(3) 遺体の収容

① 遺体安置所の開設

ア 遺体の身元確認のため相当の時間を要し、また死亡者が多数のため早急に処理できないと判断された場合、市（災対市民協働部）は、遺体安置所を開設し、一時的に遺体を収容する。

イ 市（災対市民協働部）は、福島県葬祭業協同組合等に遺体を搬送するための車両、棺、ドライアイス等の手配を要請する。

② 遺体の検案及び遺体の保護

- ア 関係警察署は、遺体を検分し、市医師会、歯科医師会に遺体の検案を要請する。
- イ 市医師会等は、死亡診断のほか必要な医学検査を行い、遺体検案書を作成する。
- ウ 検案後は、災対保健福祉部及び災対各地区本部医療班を中心として、医療関係者や日本赤十字社福島県支部の協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合、消毒等を行う。
- エ 警察署は、身元不明の遺体及び所持品等を証拠写真に撮るとともに、指紋採取、人相、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品とあわせて保管する。

(4) 身元確認、納棺

- ア 関係警察署は、身元不明遺体について関係機関と協力して身元確認を行う。
- イ 市（災対市民協働部）は、関係警察署と協力し、遺体安置所を訪れた家族と遺体の対面に立ち会うとともに、遺族等から遺体引き取りの申し出があったときは、遺体台帳を作成のうえ、引き渡す。
- ウ 市（災対市民協働部）は、市内の葬儀業者に協力を要請し、納棺用品や仮葬祭用品など必要な器材を確保する。
- エ 市（災対市民協働部）は、身元不明遺体について遺体の検案書及び所持品等を関係警察署から引き継ぎ、遺体台帳を作成する。

(5) 遺体の火葬・埋葬**① 遺体の火葬実施基準**

遺族が災害による混乱のため資力の有無にかかわらず火葬・埋葬を行うことが困難な場合、または身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、市が応急的に実施する。

② 火葬の実施

- ア 市（災対市民協働部）は、霊柩車、骨壺等が不足する場合は、県に対し福島県葬祭業協同組合に手配を要請するよう依頼する。
- イ 市（災対市民協働部）は、死亡者が多数のため、通常の火葬手続きに従っていても遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生する恐れがあるときは、火葬許可証の発行について特例措置を講じるよう県を通じて厚生労働省に協議する。
- ウ 焼骨は、遺留品とともに寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。
- エ 市（災対市民協働部）は、遺体が多数のため火葬場で処理できないときは、市内の寺院その他適当な場所に仮埋葬（土葬）し、適当な時期に火葬に付し、墓地または納骨堂に改葬する。

③ 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

- ア 火葬・埋葬は、原則として市が実施する。
- イ 遺体が他の市町村（災害救助法適用地外）に漂着し、身元が判明している場合は、原則として遺族、親戚縁者または法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、混乱により引き取ることができない場合は、市は、知事の行う救助を補助する

立場において火葬・埋葬を実施し、その費用は県の負担とする。

ウ 市（災対市民協働部）は、実際に火葬・埋葬を実施するものに対し、棺、骨壺または骨箱など現物をもって支給する。

エ 市（災対市民協働部）は、埋葬状況を県に報告する。

第50節

学校等における応急対策

【災対本部】 災対保健福祉部、災対こどもみらい部、災対教育委員会事務局、災対総合政策部（広報班）

【関係機関】

- ・ 県（総務部、教育委員会、いわき教育事務所）
- ・ 学校等

1 計画の目的

災害発生時、学校や保育所等は、迅速かつ適切に対応し、児童・生徒の安全を確保する。

＜達成目標＞

校長等は、避難計画に基づき教職員に対し適切な避難誘導の指示を与え、児童・生徒の安全を確保する。

避難所に指定された学校等の教職員は、児童・生徒の安全確保や安否確認、学校の教育活動再開のための準備ができ次第、業務に支障を来さない範囲で市及び自主防災組織と連携して避難所の開設及び運営に協力する。

市は、学校災害対応マニュアルに基づき、発災後できる限り早期に全学校で教育活動を再開できるよう支援を行う。また、保育所についても早期に再開できるよう施設の応急修理等を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	在校(所)児童・生徒及び教職員の避難・安否確認 避難児童・生徒の安全確保等 被災状況の把握と報告 避難所開設準備への協力
発災から3時間以内	保護者への安否情報の提供 児童・生徒の帰宅または保護継続 避難所運営への協力
発災から6時間以内	授業実施の判断・連絡
発災から12時間以内	保護者等への安否情報の提供
発災から24時間以内	非在校児童・生徒の安否確認
発災から1週間以内	学用品等の手配 学校等再開の時期等の判断・準備

3 各主体の責務

(1) 学校等の役割

- ア 学校災害対応マニュアルに従い、児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限に抑え、るとともに、状況をすみやかに災対教育委員会事務局に報告する。
- イ 避難所に指定されている学校等、または臨時に指定された学校等にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校等にあつても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、災対各地区本部に連絡のうえ、できる限り保護する。
- ウ 保育所は、入所児童の安全を確保するとともに、早期に再開できるよう、施設・設備等の応急復旧を行う。
- エ 被災後は、関係機関と協力し、必要に応じて児童・生徒の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動等を再開できるよう努める。

(2) 市の役割

- ア 災対教育委員会事務局は、各学校からの児童・生徒の安否の状況、避難所の開設・運営への協力など教職員の災害対応状況等を集約し、県（いわき教育事務所）や関係機関に連絡するとともに、必要に応じて支援の要請を行う。また、被害状況や臨時休校の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。
- イ 災対こどもみらい部は、各保育所からの児童の安否の状況、避難所の開設・運営への協力など職員の災害対応状況等について災対各地区本部（総務班または避難所班）を通じて集約する。また、各保育所の被害状況や再開予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(3) 県の役割

- 各学校等や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。

4 業務の内容

(1) 学校等における応急対策

- 校長等は、災害発生時の児童・生徒の安全確保に努めるとともに、授業等の再開のため万全の措置を講じるものとし、特に次の事項について留意する。

① 地震発生直後の安全確保

- 教職員は、状況に応じ児童・生徒の行動に対し適切な指示をする。

② 避難誘導及び安全確認

- ア 校長等は、避難計画に基づき教職員に対し適切な避難誘導の指示を与え、教職員は、児童・生徒を安全な場所に避難させるとともに、すみやかに人員や負傷者を確認し校長等に報告する。

イ 児童・生徒の避難誘導にあたっては、名簿を所持するとともに、必要に応じて地区本部（避難所班）の職員に提供するなどにより、安否確認の際に活用する。

③ 救護体制の編成

校長等は、必要に応じて救護体制を編成する。必要な応急手当を行うとともに、医療措置が必要な者については消防本部に通報し、医療機関へ搬送する。

④ 災害情報の収集

教職員は、関係機関との連絡、報道機関の情報収集により情報把握に努める。

⑤ 被害・被災状況等の報告

校長等は、すみやかに被害・被災状況（児童・生徒及び教職員の安否、施設の被害状況）を把握し、災対教育委員会事務局に報告する。

⑥ 下校措置

ア 校長等は、帰宅経路等の安全が確認されたら、あらかじめ保護者との間で定めた児童・生徒の引き渡しに関するルールに基づき、保護者の迎えを要請する等適切な方法により児童・生徒を下校させる。ただし、津波等の発生が予想される場合かつ学校が安全な高台等にある場合は、児童・生徒を下校させず校内にとどまらせるか、最寄りの高台や避難所へ避難するなどの措置を講じる。

イ 状況に応じ、臨時休校（所）等の措置をとり、児童・生徒及び保護者に連絡する。

⑦ 避難所の開設及び運営の協力

校長等は、市及び自主防災組織等と連携して避難所の開設及び運営に協力する。学校等が避難所に指定されている場合は、施設の安全点検を行うとともに、市（地区本部避難所班）の指示のもと、避難所の開設、被災者の受け入れ、救援物資の提供、炊き出しへの協力などを行う。

(2) 教育活動の再開

ア 災対教育委員会事務局は、次により教育の場所を確保し、授業の早期再開を図る。

- a 同一学校内の被災を免れた施設を利用する。
- b 最寄りの学校または公共施設を利用する。
- c 市が応急仮設校舎を設置する。

イ 授業再開にあたっては、次の事項に留意する。

- a 教科書・学用品等の損失状況を考慮して教材等の確保に努める。
- b 特に校外施設を利用した場合は、児童・生徒の保健衛生に留意する。
- c 通学路の被害状況に応じ、通学についての危険防止措置を講じるなど通学路を確保する。
- d 家庭との臨時連絡体制を整備する。
- e 児童・生徒の心の安定に十分配慮して授業を行うとともに、スクールカウンセラーや心の教育相談員等の派遣を災対教育委員会事務局に要請する。
- f 授業再開に必要な教職員の確保に努める。
- g 避難所としての使用が長期化する場合は、市と必要な協議を行う。

(3) 市の業務

① 情報の集約・伝達

- ア 災対教育委員会事務局は、市立小・中学校等の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報をすみやかに集約し、県いわき教育事務所を通じて県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会からの情報・指示を市立小・中学校に伝達する。
- イ 災対教育委員会事務局は、学校等の被害の状況、児童・生徒の安否、臨時休校、児童・生徒の下校または保護等の情報について、災対総合政策部広報班と連携し、記者会見やFMいわきの放送などにより広報するなど保護者等への伝達に努める。
- ウ 災対こどもみらい部は、保育所の被害状況や児童の安否、臨時休所の予定等の情報を各災対各地区本部（総務班または避難所班）を通じて集約するとともに、災対総合政策部広報班と連携し、記者会見やFMいわきの放送などにより広報するなど保護者等への伝達に努める。

② 学校等への支援

以下の事項について、学校等の取組を支援する。

- ア 災対教育委員会事務局は、県教育委員会と連携し、必要に応じて教職員に児童・生徒の心のケアについて指導したり、県教育委員会へスクールカウンセラー等を要請するなど、児童・生徒の心のケア対策を支援する。
- イ 災対教育委員会事務局は、避難等で通学が困難になった児童・生徒がいる場合、スクールバスの運行等について検討する。
- ウ 災対保健福祉部は、県へ「こころのケアチーム」の派遣を要請するなど、児童の心のケア対策を支援する。

③ 学用品等の支給

災対教育委員会事務局は、災害救助法に基づき、児童・生徒の被災状況を考慮して緊急に教科書、学用品の調達・供給を行うほか、法の規定による援助を補うものとして就学援助制度の適用についても検討する。

④ 学校等が被災した場合の対応

- ア 災対教育委員会事務局は、市立小・中学校が被災した場合は、災対本部各部局や県教育委員会と対応を協議するとともに、市の公共施設を中心として代替校舎を確保し、早期に学校の教育活動を再開できるよう努める。なお、児童・生徒の通学手段の確保等についても十分留意するほか、保護者等へも十分な説明を行うよう努める。
- イ 災対こどもみらい部は、市立幼稚園及び保育所の早期再開に向け、被災施設・設備等の速やかな応急復旧に努める。
- ウ 災対こどもみらい部は、市立幼稚園や保育所の早期再開が困難な場合は、近隣の幼稚園または保育所において児童を受け入れるなどの対応を行う。なお、これらの対応の実施にあたっては、保護者等に対し十分な説明を行うよう努める。

第51節 文化財応急対策

【災対本部】 災対観光文化スポーツ部、災対消防部

【関係機関】 県教育委員会

1 計画の目的

災害発生時、文化財所有者をはじめとする関係機関は、文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要な措置をとる。

<達成目標>

市は、指定文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。

文化財所有者は市の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	入館者の安全確保（建物の場合）
発災から3時間以内	被災状況の調査報告
発災から6時間以内	被害拡大防止措置

3 各主体の責務

(1) 市民・文化財所有者等の役割

① 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者または関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者または管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動にあたる。

③ 文化財所有者、管理責任者の役割

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等にあたりとともに、関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ。

(2) 県の役割

① 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国及び関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての指導・助言を行う。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

② 未指定文化財への対策

被災文化財の所有者等からの相談や協力要請に対し、自らの行う応急的措置及び修理についての助言を行う。

(3) 市の役割

① 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、すみやかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動にあたる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について関係機関と連絡・調整を図り、所有者または管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動にあたる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

② 未指定文化財への対策

被災文化財の所有者等からの相談や協力要請に対し、自らの行う応急的措置及び修理についての助言を行う。

4 業務の内容

(1) 文化財の応急対策

ア 文化財、収蔵施設等の管理者は、入館者及び施設利用者の安全確保及び施設の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

- a 地震発生直後は、入館者、施設利用者を安全な場所に避難誘導させる。
- b 負傷者の有無を確認し必要な措置を講じる。
- c 報道機関の情報を収集し、関係機関と連絡をとり情報把握に努める。
- d すみやかに被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

イ 市（災対観光文化スポーツ部）は、文化財の被害状況を把握し、必要な応急措置を行うことにより被害の軽減に努める。また、災対消防部は、文化財の分布状況を予め把握し、地震火災時において消失のないよう措置する。

(2) 文化財の種別ごとの対策

① 建造物

文化財所有者は、余震・降雨等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。

県及び市は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

② 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設が倒壊またはその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等と連携して、可能な限りすみやかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

③ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるものとし、県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

第52節

商工業者に対する応急対策

【災対本部】 災対産業振興部

【関係機関】

- ・ 県（商工労働部、いわき地方振興局）
- ・ いわき商工会議所、各商工会、各商工団体、企業等事業所

1 計画の目的

大規模地震等が発生した場合において、商工業者の事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を図る。また、県及び市は、災害時における企業活動への支援を行う。

＜達成目標＞

企業等事業所は、災害による事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために必要な初動対策を講じる。

市は、関係機関等の協力を得ながら、原則として災害発生後、生命の安全を確保した後、すみやかに被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

県及び市は、被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後2週間以内に関係機関の協力を得ながら金融相談等の窓口を設置する。

2 各段階における業務の内容

発災から72時間（3日）以内	市内商工業者の被害状況の把握
発災から2週間以内	金融相談等の窓口設置

3 各主体の責務

(1) 企業等事業所の役割

災害による事業中断を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧のために必要な対策を講じる。

(2) 商工会議所、商工会、商工団体の役割

ア 会員・組合員等の被災状況を把握する。

イ 商工会議所、商工会等は、被災中小企業者等のための相談窓口の設置に協力する。

ウ 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等に周知する。

(3) 市の役割

- ア 関係機関、団体と協力し、企業等事業所の被害状況を把握する。
- イ 被災中小企業者等のための金融相談等の窓口を開設する。
- ウ 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(4) 県の役割

- ア 商工団体、主要企業等からの聴取及び福島県ハイテクプラザの現地調査等により被害状況を把握する。
- イ 市を通じ中小企業等の直接被害件数、被害額を把握する。
- ウ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- エ 必要な関係機関に対し被災中小企業等の復旧等への協力・支援を要請する。
- オ 被災中小企業者等のための現地相談窓口を設置する。
- カ 報道機関等に対し被災地の企業等事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評による被害を防止する。

4 業務の内容

(1) 市の業務内容

① 被災状況の把握

災対産業振興部は、商工会議所・商工会・各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業者の被災状況を調査する。

② 関係機関への協力・支援要請

被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

③ 相談窓口の設置

災対産業振興部は、被災中小企業の雇用や金融相談等の窓口を開設する。

(2) 県の内容

① 被災状況の把握

- ア 県商工労働部は、所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。
- イ 福島県ハイテクプラザは、支援企業等の被災状況を確認する。
- ウ 市に管内商工労働業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。
- エ 国に被害状況を報告する。

② 関係機関への協力・支援要請

被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

第53節

ボランティアとの協働

【災対本部】 災対市民協働部、災対保健福祉部、災対都市建設部

【災対各地区本部】 総務班、避難所班

【実施主体】 いわき市社会福祉協議会

【関係機関】

- ・ 県（保健福祉部、危機管理部）
- ・ 日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、ボランティア団体等

1 計画の目的

市は、ボランティアの自主性を尊重し、震災時のボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関の支援・協働体制の確立に努める。

＜達成目標＞

災害ボランティア活動（一般）については、いわき市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体や個人ボランティア等と協働の上、災害ボランティアセンターを設置し、コーディネートを行う。

市は、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの実施主体となる市社会福祉協議会との情報共有に努めるとともに必要な支援を行う。

医療活動や被災建築物の応急危険度判定など専門ボランティア活動については、関係機関等と連携を図りながら、ボランティアの受け入れ、活動支援を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から 6 時間以内	医療救護活動に係る専門ボランティア受け入れの広報
発災から 12 時間以内	市災害ボランティアセンターの設置に向けた協議
発災から 24 時間以内	市災害ボランティアセンターの設置
発災から 72 時間（3 日）以内	一般ボランティア受け入れの広報の発信

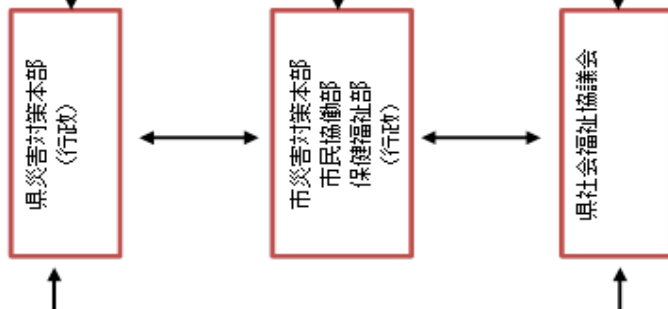
3 各主体の責務

(1) いわき市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携して市内各地域の被災実情に応じ、市社会福祉センターや、各地区本部などへ災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの組織は、以下の図を基本とし、センターの設置・運営に

災害ボランティアセンター組織図



(2) 市（災対市民協働部）の役割

① 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

市社会福祉協議会と協議し、市内各地域の被災実情に応じ、災害ボランティアセンターを設置する場所（市社会福祉センター、災対各地区本部など）を指定する。

② 災害ボランティアセンターの運営支援

ア 災害ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、市社会福祉協議会に対して市防災会議連絡員室への職員派遣を要請し、相互の情報共有を図る。

イ 求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所など災害ボランティア活動に必要な情報収集を行い、災害ボランティアセンターに提供する。

ウ ボランティア保険への加入について啓発に努める。

③ 専門ボランティアの受け入れ及び活動支援

医療救護活動、要配慮者に対する介護支援や通訳、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定など専門知識・技能を有する専門ボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て広報を行うほか、必要な資機材等を供給するなど活動支援を行う。

(3) 県（保健福祉部、危機管理部）の役割

ア 災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性が考えられるときは、県災害対策本部の中にボランティア活動に係る総合的な窓口を設置し、市や報道機関と協力して最優先に求められるボランティア活動等についての情報提供を行う。

イ ボランティア活動に係る情報の受発信及び市ボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

4 業務の内容

(1) いわき市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携を図りながら、以下の業務を行う。

ア 地域や避難所等における被災者支援ニーズの把握を行う。

イ 把握した被災者ニーズからボランティアが対応可能なものを判断し、対応できないものについては、関係機関などへ情報の提供を行う。

ウ 各種広報媒体を通じ、ボランティア活動希望者へ情報の発信を行う。

エ 市と連携し、災害ボランティア活動を支援する物資の確保を行う。

オ ボランティアの受け付け、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング（活動先、活動内容の決定）を行う。

カ 被災現場やボランティア活動の状況を把握し、情報の整理を行い、ボランティア活動プログラムを立案する。

キ 市内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が活動を行う場合は、これらの団体と連携を取りながら、効果的に活動を行う。

ク その他、被災者・地域のニーズに基づいた活動を行う。

(2) 市

ア 災対本部及び災対各地区本部は、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設を提供するなど、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

イ 災対統括部は、各部の応急活動において人員が不足する場合は、県、日本赤十字社福島県支部、応援協定締結自治体等に協力を要請するほか、災対総合政策部広報班と連携を図りながら、報道機関に協力を依頼し、不足するボランティアの種別、人員、主な活動内容等について広報を行い、ボランティアの確保に努める。

ウ 災対市民協働部は、市内の被災・復旧状況や被災者のニーズなど応急活動を通じて災対本部が得た情報を集約して災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアの活動支援を行う。

エ 災対市民協働部は、報道機関に協力を依頼し、ボランティア活動を開始する前に、居住自治体においてボランティア保険に加入すること、また、食料や宿泊場所については、ボランティア自らが確保に努めるよう呼びかけを行う。

第54節

労務等の確保・供給

【災対本部】各部

【関係機関】

- ・県災害対策本部（商工労働部）
- ・福島県社会福祉協議会、いわき市社会福祉協議会、県内 NPO、いわき青年会議所、福島県災害救援ボランティア本部

1 計画の目的

大規模災害時には、災害復旧対策の実施が災害応急対策要員及び関係機関のみでは労力的に不足し、また、特別な作業については技術的な労力が必要になる場合、市は、必要な労働力を確保する。

＜達成目標＞

市は、県、公共職業安定所、他自治体への要請等を通じて労働力を確保し、必要な業務へ人員を配置する。

2 各段階における業務の内容

発災から 6 時間以内	県、協定締結自治体、関係機関等への応援要請
発災から 24 時間以内	市災害ボランティアセンターの設置 各部における人員不足の状況把握
発災から 72 時間（3 日）以内	公共職業安定所へ労務者のあっせん要請

3 各主体の責務

(1) 市の役割

- ア 公共職業安定所や関係業界団体等を通じて労務者の雇用を手配する。
- イ 県や協定締結自治体等に対し、技術者や労務者の派遣を要請する。
- ウ 指定行政機関や指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。
- エ 災対法ほか関係法令に基づき、従事命令や協力命令を発する。

4 業務の内容

(1) 労働者の雇用範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

① リ災者の避難誘導

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難誘導させるための誘導人員

② 医療及び助産のための移送労務応援要請

ア 医療班では処理できない重症患者または医療班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院診療所に運ぶための人員

イ 医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う人員

ウ 傷病がまだ治癒せずしかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための人員

③ リ災者を救出するための人員

④ 飲料水の供給

飲料水を供給するための機械器具の運搬等に必要な人員及び飲料水を浄化するための薬品等の配布に必要な人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員

⑤ 救済用物資の整理輸送及び配分

被服寝具その他日用品、炊出し用の食材・調味料・燃料・医薬品等の衛生材料を整理し、輸送及び配分するための人員

⑥ 行方不明者の搜索

行方不明者搜索に必要な機械器具その他の資材の捜査及び後始末に必要な人員

⑦ 遺体処理（埋葬を除く）

遺体の洗浄消毒等の処理をする要員及び仮安置所等まで輸送するための人員

⑧ その他災害応急対策に必要な業務

上記のほか、災害時の応急対策に必要と考えられる人員

(2) 労働者の雇用期間

労働者の雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

(3) 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、災対各部において行うものとし、その手段として次の措置を講じる。

ア 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員

イ 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員

ウ 他機関からの応援派遣による技術者等の動員

エ 緊急時における従事命令等による労働者の強制労働

(4) 応援要請による技術者等の動員

県・市及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、施術者等の確保を図る。

① 指定行政機関または指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

知事または市長が、指定行政機関または指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

② 内閣総理大臣または知事に対する職員のあっせん要求手続き

知事または市長が、内閣総理大臣または知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県または他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ア 派遣のあっせんに求める理由
- イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 職員を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

(5) 従事命令、協力命令

応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めたときは、各執行者は、法に基づき次により従事命令、協力命令を発する。

① 強制命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災対法第 65 条第 1 項	市長
		〃 第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条第 3 項	自衛官
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条	知事
	協力命令	〃 第 25 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災対法第 71 条第 1 項	知事 市長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃 第 71 条第 2 項	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 17 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

② 命令対象者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. 保健師、助産師または看護師 3. 土木技術者または建築技術者 4. 土木、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災対法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災対法による市長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令（災害応急対策全般）	市区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者または水防の現場にある者

(6) 損害補償

市長、警察官、海上保安官または自衛官の従事命令により、公務として災害応急対策及び救助作業に従事し、または協力したものが当該業務により負傷し、疫病にかかりまたは死亡した場合は、別に定めるところにより損害補償金を支給する。

第55節

災害救助法による救助

【災対本部】 各部・班 【災対各地区本部】 各班

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部
- ・ 日本赤十字社福島県支部

1 計画の目的

災害救助法による救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした一時的な応急救助であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。市は、災害が発生し又は災害発生のおそれがあり、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対しすみやかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

＜達成目標＞

市及び県は、災害救助法（以下この節において「法」という。）を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止及び被災者の救助に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	避難指示の発令 救急・救助活動の実施
発災から3時間以内	避難所の開設 被害情報の収集 県を通じて自衛隊の派遣を要請
発災から72時間（3日）以内	被害状況の把握 災害救助法の適用手続き 災害救助法による救助

3 各主体の責務

(1) 県の役割

政令で定める程度の災害が発生した市町村において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。

(2) 市の役割

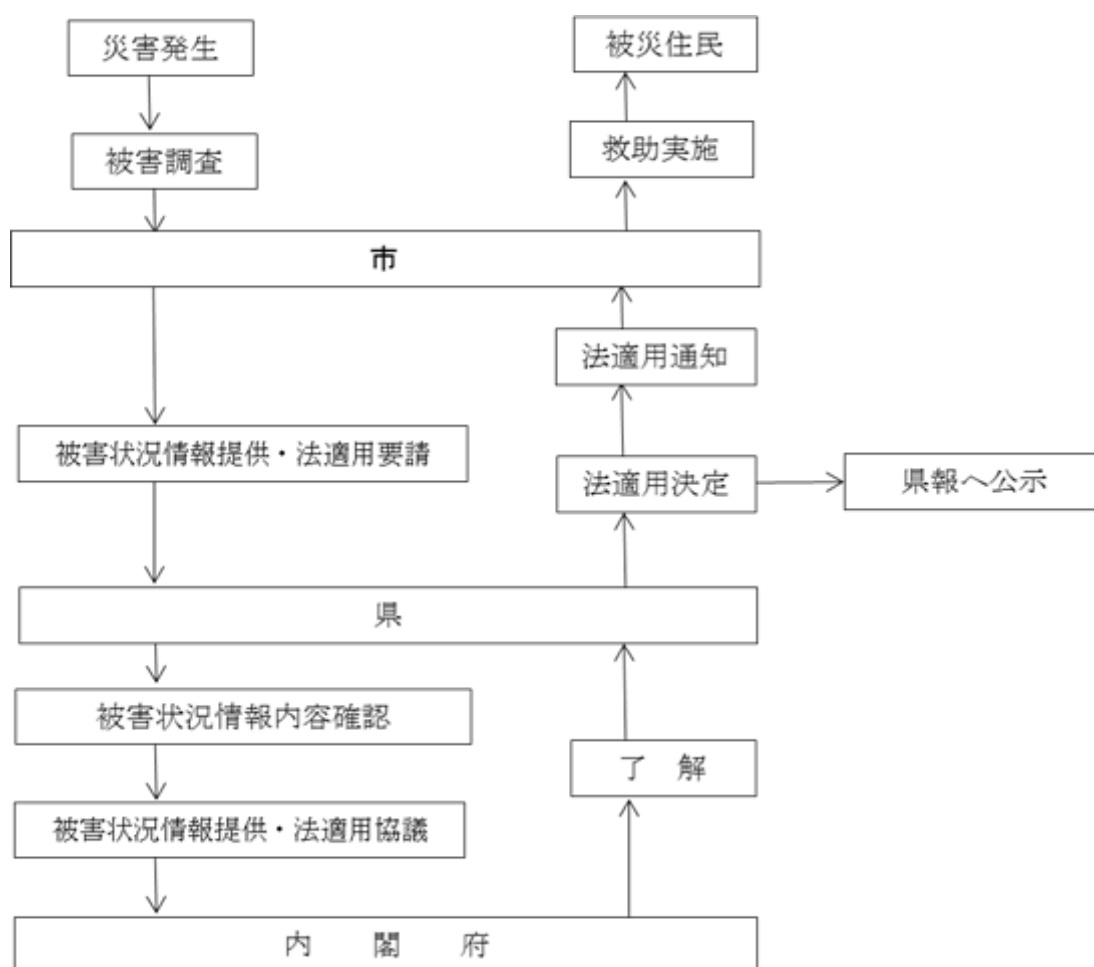
ア 災害による被害状況から法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、すみやかに知事に報告するとともに、法の適用を要請する。

イ 県が行うべき救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

(3) 日本赤十字社の役割

日本赤十字社は、県及び市が実施する救助に協力する。

【法に基づく業務の流れ】



4 業務の内容

(1) 災害救助法の適用

ア 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、国の法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第3条)

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(法第13条第1項、県法施行細則第17条)

ウ 市長は、上記イにより市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第13条第2項、県法施行細則第17条)

エ 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況をただちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。(県法施行細則第3条)

【報告内容】

- ・ 災害発生の日時及び場所
- ・ 災害の原因及び被害の概況
- ・ すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- ・ その他必要事項

(2) 災害救助法の適用基準

① 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

- a 同時点または相接近して異なる原因による災害
- b 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種または異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村または県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

② 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合に適用となる。

ア 市内において住家の滅失した世帯が法施行令別表第1で定める150世帯以上であるとき。

イ 県内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が75世帯以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合であつて、内閣府令に定める基準に該当するとき。

(3) 被害状況の判定基準

① 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、または流失した世帯を標準とし、住家が半壊、または半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(全壊・全焼・流失) + (半壊・半焼×1/2) + (床上浸水等×1/3) = 滅失世帯数

② 住家滅失の認定

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

ア 全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかに相当するもの

- a 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 大規模半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかに相当するもの

- a 損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの

ウ 中規模半壊

居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。

- a 損壊部分がその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの

エ 半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかに相当するもの

- a 損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

オ 準半壊

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

カ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの

③ 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

なお、学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

- a 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。
- b アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- c 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

- ※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(4) 災害救助法の適用手続き

① 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込であるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握してすみやかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

【情報提供の内容】

- a 災害発生の日時及び場所
- b 災害の原因及び被害の概況
- c 被害状況調べ
- d すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- e その他の必要事項

② 適用の決定

ア 知事は、市長からの情報提供、要請、または情報連絡員（リエゾン）からの報告に基づき、前記の災害救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、市長に対し、ただちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

イ 知事は、法を適用するにあたり必要に応じて内閣総理大臣に技術的助言を求める。

ウ 知事は、法を適用したときはすみやかに内閣総理大臣に情報提供するとともに、次により県報に公示する。

エ 知事は、法適用の公表にあたっては、内閣総理大臣と十分な調整を図る。

【告示の例】

福島県告示第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日発生の〇〇災害に関し、〇〇月〇〇日から〇〇市（町、村）の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県知事〇〇〇〇

(5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施

① 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

- ア 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の給与または貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

② 救助の実施

現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第4条第3項）

③ 市長による知事の救助に関する事務の実施

- ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行わせることができるものとされている。
- イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせるときは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。
- ウ ①の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、カ、キ、ク、ケ、コに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、法に基づいて実施したものとみなす。
- エ 知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

(6) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

① 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については内閣総理大臣が定める基準（告示）に従ってあらかじめ知事が定める。（法施行細則第5条）

② 特別基準

災害の種類または態様、被災者の構成または家族事情、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第3条）

③ 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（平成 25 年内閣府告示第 228 号）

④ 救助実施状況の情報提供

- ア 市（災対各部）は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏無く実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を毎日記録、整理して知事に情報提供する。
- イ 情報提供にあたっては、救助の種類ごとに、必要事項の外、次の事項を記録する。

【救助の種類と情報提供事項】

救助の種類	情報提供事項
避難所及び応急仮設住宅の供与	箇所数、収容人員、設置戸数
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	箇所数、給食数、給食人員
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	対象人員
被災者の救出	救出人員、行方不明者数
被災した住宅の応急修理	対象世帯数
生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
埋葬	遺体処理数
災害によって住居や周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	対象世帯数

(7) 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。

① 救助業務従事の命令（法第 7 条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

- a 医師、歯科医師または薬剤師
- b 保健師、助産師または看護師

イ 土木建築関係者

- a 土木技術者または建築技術者
- b 大工、左官またはとび職
- c 土木業者または建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- a 地方鉄道業者及びその従事者
- b 軌道経営者及びその従事者

- c 自動車運送事業者及びその従事者
- d 船舶運送業者及びその従事者
- e 港湾運送業者及びその従事者

② 救助に関する業務への協力命令（法第8条）

被災者及び近隣の者を炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

③ 知事の行う施設の管理または物の使用、保管命令若しくは収用（法第9条）

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- a 病院、診療所または助産所
- b 旅館または飲食店

イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な土地、家屋若しくは物資を使用する権限

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

④ 公用令書の交付及び損失補償

知事は、①及び③の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

⑤ 市長による実施

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、前記①、②及び③の権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は当該事務の内容及び実施期間を市長に通知するとともに、ただちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第17条第2項）

(8) 災害救助法が適用されない場合の救助

法が適用されない災害に係る救助は、原則として市が実施する。

第56節

災害応援計画

【災対本部】各部

【関係機関】

- ・いわき市社会福祉協議会、(公社)福島県トラック協会いわき支部等、
NPO法人コメリ災害対策センターほか協定締結事業所・団体等

1 計画の目的

市域外において発生した地震・津波災害に対して、災対法第67条及び自治体間の災害時応援協定または人道上の配慮から、被災自治体に対して応援を実施する。

＜達成目標＞

災害発生後すみやかに、被災地の応援活動を展開できる体制を整える。また、避難者の受け入れについても、迅速、的確な対応を行う。

2 災害応援の基本

- ア 市は、協定に基づいて被災自治体から応援の要請があった場合、または応援の要請がなくとも被災の程度から応援が必要と思われる場合は、被災地応援体制の整備を行う。
- イ 応援実施の可否については、被災地の状況を踏まえ、危機管理部危機管理課が中心となり、関係部局と協議・調整の上、市長が決定する。市医師会など関係機関等からの要請を受けた場合は、依頼を受けた所管部署が応援を実施する。

3 被災地応援活動の展開

(1) 災害情報の収集

- ア 危機管理部危機管理課は、被災地応援活動を円滑に実施するため、被災自治体の災害対策本部等に職員を派遣するなどにより、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。
- イ 被災地応援活動に関係する部課及び防災機関においては、すみやかに被災地応援活動が実施できるよう、支援計画を策定する。
- ウ 市長は、必要があるときは災害応援活動の準備を指示することができる。

(2) 消防隊等の派遣等

① 被災地からの派遣要請

被災地において消防活動に関する応援の必要があり、当該自治体または消防庁長官並びに福島県知事から消防部隊の派遣要請があるときは、すみやかに消防隊等を被災地に派遣する。

② 消防隊等の派遣

消防隊等の派遣については、「緊急消防援助隊要綱」（平成7年10月30日消防庁長官通知）等により実施する。

(3) 医療隊等の派遣

被災地において災害医療・救護の必要があり、当該自治体から派遣の要請があるときは、すみやかに保健福祉部や医療機関等を中心に医療隊を組織し派遣する。

(4) 援助物資の搬送

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、公的備蓄品のほか、NPO法人コメリ災害支援センター等との協定に基づき必要な物資を確保し、(公社)福島県トラック協会いわき支部等の協力を得て被災地に搬送する。

(5) 被災地応援活動の準備

被災地における応急活動・復旧状況や、市が実施する被災地応援活動について広く市民に広報し、協力を要請する。

(6) 義援金の募集

市は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。なお、実施にあたっては、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況については、広報に努める。

(7) 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員を派遣することができる（地方自治法第252条の17）。

なお、派遣の期間、職員の身分及び費用負担等については、被災自治体との協定によるほか、その都度協議のうえ決定する。

(8) 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務応援や職員の派遣を行い、被災自治体の行政事務を支援することができる。

なお、派遣の期間、職員の身分及び費用負担等については、被災自治体との協定によるほか、その都度協議のうえ決定する。

4 避難者の受け入れ

- ア 市は、協定に基づいて被災自治体から避難者受け入れの要請があった場合、または要請がなくとも被災の程度から避難者の受け入れが必要と思われる場合は、避難者の受け入れのための調整を行う。
- イ 避難者の受け入れの可否については、危機管理部災害対策課が窓口となり、こどもみらい部または地区本部、財政部・産業振興部（物資の調達）及び県と協議・調整の上、決定する。
- ウ 市は、被災地からの避難者を受け入れることができるよう、避難所として公民館や体育館などの公共施設を開設するとともに、中長期的な避難も視野に入れた住宅のあっせん、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。
- エ 市は、要配慮者の避難受け入れに際し、協定を締結している福祉施設に受け入れを依頼するほか、必要に応じて市内の旅館やホテル等を確保するなどの対応を行う。
- オ 市は、市内への避難者に対し、支援情報や生活関連情報などの提供、相談事業の実施を行うことができるよう、体制の整備に努める。
- カ 被災自治体から市役所機能の確保のため必要なスペース及び資機材の提供等について要請があったときは、市内の公共施設を貸与するなど、可能な限り協力に努める。